

スポーツ史学会 30周年記念大会 発表抄録集



スポーツ史学会

The Japan Society of Sport History

2016 (平成 28) 年

表紙写真

中堂寺六斎念仏・棒振り（京都市）

撮影者 相原進 撮影日 2009 年 8 月 9 日

目次

開催要項

期日	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
会場	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
お食事等のご案内	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
主催	・・・・・・・・・・・・・・・・	3

参加者へのご案内	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
----------	------------------	---

大会プログラム

1 2 月 3 日 (土)	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 2 月 4 日 (日)	・・・・・・・・・・・・・・・・	6

シンポジウム

スポーツ史からオリンピックの未来をみる ー2016 から 2020 へー	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
---	------------------	---

一般研究発表	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 2 月 3 日	・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1 2 月 4 日午前	・・・・・・・・・・・・・・・・	40
1 2 月 4 日午後	・・・・・・・・・・・・・・・・	54

スポーツ史学会30周年記念大会開催要項

1. 期日

2016（平成28）年12月3日（土）～12月4日（日）

2. 会場

立命館大学 大阪いばらきキャンパス（A S棟）

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150

Tel 075-466-3137（組織委員長・遠藤保子研究室直通）

E-mail: hispo30@yahoo.co.jp

《会場までのアクセス》

■JR 京都駅から

JRにて約12分、「高槻駅」で乗り換え約5分、「茨木駅」下車、徒歩約5分

■JR 大阪駅から

JRにて約11分、「茨木駅」下車、徒歩約5分

■阪急河原町駅から

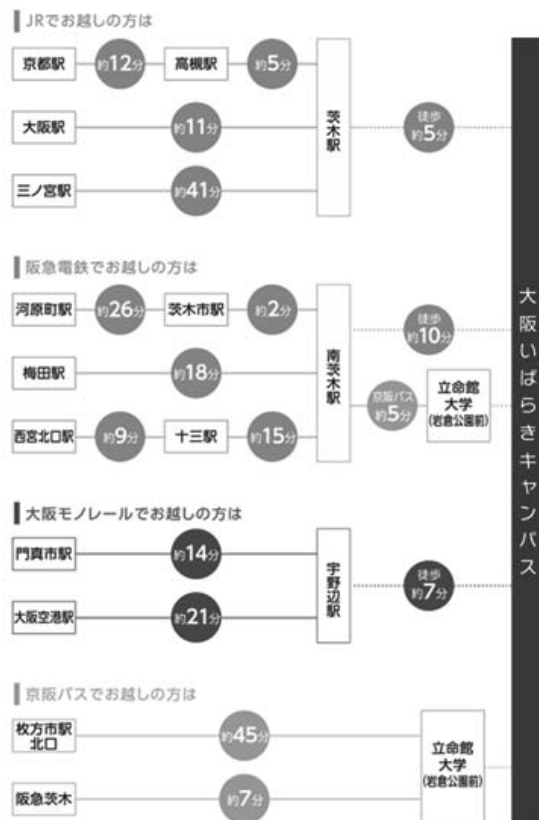
阪急にて約26分「茨木市駅」で乗り換え約2分、「南茨木駅」下車、徒歩約10分

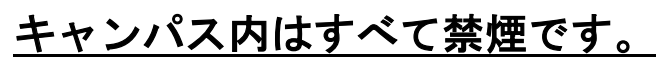
■阪急梅田駅から

阪急にて約18分、「南茨木駅」下車、徒歩約10分

■大阪モノレール大阪空港駅から

モノレールにて約21分、「宇野辺駅」下車、徒歩約7分





A site map of the University of Tokyo campus, showing the locations of various buildings. The map is divided into several sections, with buildings labeled A through D. A large, shaded, semi-circular area in the upper right represents a park or green space. Five specific locations are highlighted with numbered circles and lines pointing to their names:

- ① GARDEN TERRACE LION
- ② スターバックス (Starbucks)
- ③ セブン-イレブン (Seven-Eleven)
- ④ Camping Kitchen
- ⑤ OIC Cafeteria

The buildings are labeled as follows:

- A棟 (Building A)
- B棟 (Building B)
- C棟 (Building C)
- D棟 (Building D)

スポーツ史学会 <http://sportshistory.sakura.ne.jp/>

参加者へのご案内

1. スケジュール

2016（平成 28）年 12 月 3 日（土）～12 月 4 日（日）

12 月 3 日

受付 (11:30 開始)
一般研究発表 (12:00～16:00)
シンポジウム (16:15～18:15)
情報交換会 (18:30～20:00 会場：キャンパス内施設)

12 月 4 日

受付 (8:30 開始)
一般研究発表 (9:00～12:10)
(昼 食)
一般研究発表 (13:10～14:50)
総会 (14:50～15:50)

2. 参加費

大会参加費 一般（会員・非会員）4,000円
学生（会員・非会員）2,000円
情報交換会費（会員・非会員）4,000円（学生2,000円）

3. ネームプレート

受付にて、ネームプレートをお渡しします。

<発表について>

- (1) 内容：スポーツ史及び体育史に関する未発表の研究で、研究が完結しているものに限りま。
- (2) 資格：2016（平成 28）年度会費及び本大会参加費を納入した本学会会員に限りま。なお、非会員の共同研究者につきましては、大会参加費の納入をお願いいたします。
- (3) 方法・時間：口頭発表。1 題につき、25 分（発表 18 分、質疑 7 分）
- (4) 使用機材：PC 及びプロジェクター。PC を使用する場合、学会大会用 PC に事前にデータを移していただきます（誤作動防止、円滑な大会運営のため）。なお、PC は Windows を用意します。
- (5) 発表採択通知：組織委員会において発表の可否を決定し、10 月中旬に通知します。
- (6) 当日配布物：100 部用意し、発表 20 分前までに受付に提出してください。
- (7) 座長：発表者は申し込みの際、自分の発表時の座長を希望することができます。大会組織委員会ができるだけ希望にそえるよう折衝します。

スポーツ史学会 30 周年記念大会プログラム

■ 12月3日(土)

受付開始 11:30～

No	時間	氏名	所属	テーマ	座長	頁
1	12:00～ 12:25	坂中勇亮	中央区 体育協会	日本スポーツ少年団の設立 過程に関する一考察ー日 本体育協会理事会での審 議過程に着目してー	船井廣則	22
2	12:25～ 12:50	藤田大誠	國學院大學	「明治神宮体育大会」の歴 史的意義に関する一考察	佐々木浩雄	24
3	12:50～ 13:15	藤井翔太	大阪大学	20 世紀末イングランドにお けるプロ・フットボールのガ バナンスー1992 年プレミア リーグ設立の歴史的意義ー	石井昌幸	26
4	13:15～ 13:40	石原豊一		アフリカ野球史ー文化帝国 主義から開発援助へー	瀬戸邦弘	28
5	13:40～ 14:05	玉置通夫	立命館大学	野球伝来をめぐる言説研究 ー好球生の正体は杉浦重 剛かー	西原茂樹	30
14:05～14:20		休憩				
No	時間	氏名	所属	テーマ	座長	頁
6	14:20～ 14:45	伊東佳那子 来田享子	中京大学	1870(明治 3)年ー1883(明 治 16)年に公布された盆踊 り禁止令の記載内容と禁止 理由の検討	遠藤保子	32
7	14:45～ 15:10	小林青樹	奈良大学	古墳時代における力士埴輪 足背部装着のスパイク状打 撃具	井上邦子	34
8	15:10～ 15:35	松本彰之	日本体育大学	屋台獅子に関する史的ー 考察ー飯田市の下山獅子 舞「若獅子」の発祥に着目 して	井上邦子	36
9	15:35～ 16:00	尾川翔大	日本体育大学	体育運動審議会設置の意 図ー浜口内閣期における社 会政策の方針と人事異動 ー	有賀郁敏	38
16:00～16:15		休憩				
16:15～18:15		シンポジウム				
18:30～20:00		情報交換会				

■ 12月4日(日)
受付開始 08:30～

No	時間	氏名	所属	テーマ	座長	頁
10	09:00～ 09:25	菅井京子		『ドイツ体操』(Deutsche Gymnastik)における動きのゲシュタルトウング(Bewegungsgestaltung)についてーA. ゼイボルトの「体育におけるゲシュタルトウング(Gestalten)の方法学について」を手掛かりにしてー	松本芳明	40
11	09:25～ 09:50	大島悠	東海学園大学	ルールの変更がフィギュアスケート競技に与える影響について	松本芳明	42
12	09:50～ 10:15	新名佐知子	秩父宮記念 スポーツ 博物館	スポーツ資料の収蔵状況に関するアンケート調査とスポーツ資料保管の課題	中房敏朗	44
13	10:15～ 10:40	石井克	北海道大学	「アスリート」に表徴される社会貢献について～有森裕子の「自立」という主張を手掛かりに～	三井悦子	46
10:40～10:55		休憩				
No	時間	氏名	所属	テーマ	座長	頁
14	10:55～ 11:20	鵜木千加子	甲南大学	第二次世界大戦下における国際バドミントン連盟の活動	秋元忍	48
15	11:20～ 11:45	目黒拓也	日本大学	指導者としての古橋廣之進の人物像に関する一考察	福地豊樹	50
16	11:45～ 12:10	鈴木直樹	郡山第五 中学校	日本野球における投手の「アンダースロー」に関するスポーツ技術史研究	松尾順一	52
12:10～13:10		昼休み・理事会				
No	時間	氏名	所属	テーマ	座長	頁
17	13:10～ 13:35	星野映	早稲田大学	第二次世界大戦後フランスを起点とした柔道の伝播	谷釜尋徳	54

No	時間	氏名	所属	テーマ	座長	頁
18	13:35～ 14:00	中嶋哲也	茨城大学	幕末における柔術試合の実態：天神真楊流・磯道場記録『他流試合性名控』の分析	谷釜尋徳	56
19	14:00～ 14:25	菊本智之	常葉大学	近世中期の柔術流派における剣術研究に関する一考察～松代藩関係史料の起倒流伝書を中心に～	中嶋哲也	58
20	14:25～ 14:50	木下秀明	元日本大学	スポーツ種目名称の日本語化考：カナ表記と漢字表記	松浪稔	60
14:50～15:50		総会				
		総会終了後、新理事会				

スポーツ史学会
30 周年記念シンポジウム

スポーツ史からオリンピックの未来をみる
ー2016 から 2020 へー

シンポジスト 田原 淳子
落合 博
藤原 庸介

司 会 松浪 稔

スポーツ史からオリンピックの未来をみる

－2016 から 2020 へ－

松浪 稔

スポーツ史からオリンピックの未来をみる

2020 年、東京にオリンピック・パラリンピックがやってくる。わが国に大きな影響を与えるであろう一大イベントだ。我々スポーツ史を研究する立場からも、2020 年東京オリンピック・パラリンピックについて考えることは大変重要である。なぜなら、スポーツ史とは、単に過去の歴史を掘りおこすだけでなく、スポーツの歴史からスポーツ文化の「現在」を知ることであり、現在のスポーツ文化を考えるうえでの重要な手がかりを提供する学問分野の一つであるからだ(『スポーツ史講義』大修館書店、1991 年、P.3)。よってスポーツ史の視点から、過去、現在を通して未来へのパースペクティブを得ることも可能であろう。この視点に立てばスポーツ史(歴史)はある種の未来学であり、希望学といえるだろう。

そこで、スポーツ史学会第 30 回記念大会のシンポジウムのテーマを「スポーツ史からオリンピックの未来をみる －2016 から 2020 へ－」とした。

このテーマを設定した時点(2016 年 5 月)で、2016 年リオデジャネイロオリンピックは、さまざまな問題点が指摘されている。例えば、ルラ前大統領の汚職事件、ルセフ大統領の弾劾の審議開始、ブラジル経済の低迷、オリンピックの予算確保の難しさ、ジカ熱の感染拡大、セーリング競技などの会場であるグアナバラ湾の水質汚染問題などなどである。ブラジルの場合、2014 年のサッカーワールドカップに使用したスタジアムが、その後、閉鎖されたり、バスターミナルとして使用されたり、囚人の抑留施設としての使用が検討されたりするなど、いわゆるホワイトエレファント(無用の長物)として批判されている。リオオリンピックのスタジアムの運営も問題が指摘されている。

最近では、オリンピックやサッカーワールドカップなどのメガイベントのたびに開催が危ぶまれるような情報がメディアから流れてくる。

オリンピック招致

2022 年の冬季オリンピックは北京で開催されることに決まったが、立候補した都市は北京とカザフスタンのアルマトイだけであった。ソチオリンピック、バンクーバーオリンピックの際は、雪不足で、人工雪と土混じりの雪の中で競技が開催された。北京も同様の問題をはらんでいる。とはいえ、夏も冬も、オリンピックを開催する能力のある都市が限られているのが現状であることが垣間見える。

2013 年 9 月 7 日、アルゼンチン、ブエノスアイレスで開催された第 125 次 IOC 総会で、2020 年の夏季オリンピックの開催地が東京に決定した。日本国内でのロンドンオリンピックの熱狂が招致運動の追い風になった。その陰には東日本大震災があったといっている。ロンドンオリンピックの熱狂が、震災で傷ついた日本国民に力を与えてくれたのは事実である。だから、東京オリンピック招致プレゼンテーションに先立ち、高円宮妃、久子さまによる東日本大震災救援に対する感謝のスピーチがあったことは忘れられない。そして安倍首相は招致スピーチの中、東日本大震災の影響による原子力発電所の事故について「状況はコントロールされている(under control)」と発言した。しかし、現在でも福島第一原子力発電所の事故は全く収束していない。それどころか原子力発電所の事故に関する情報がコントロールされている状況である。招致スピーチでの安倍総理の言葉は国際公約としての影響を持つだろう。つまり、2020 年までに福島第一原子力発電所の事故をコントロールし、安全を保障しなければならないのだが、その目途が立っているようにはみえない。

東京オリンピックをめぐるさまざまな問題

2015 年 5 月には国立競技場が取り壊され更地になった。旧国立競技場が持っていた象徴性は、今後どのように引き継がれるのだろうか？ 旧国立競技場には、1964 東京オリンピックの記憶があるだけでなく、それ以前にそこは 1943(昭和 18)年「出陣学徒壮行会」が開催された場でもある。戦争で失くした若い多くの命を記憶する場所だ。

また、新国立競技場の建設をめぐるのは、様々な問題が取りざたされている。不透明なコンペによるデザインの決定とその後の白紙撤回。建設費用の高騰が指摘されながらも、新たなデザイン案でも建設費は 1700 億円以上が見込まれている(ロンドンオリンピックのスタジアム建設費は約 700 億円) 東京オリンピック開催総費用は 3 兆円という報道もある。これは開催決定時の 4 倍強にのぼっている(東京新聞 2016 年 3 月 14 日)。

さらに、2016 年 4 月には 2020 年東京オリンピックのエンブレムが紆余曲折の末やっと決定した。

新国立競技場計画も、エンブレムの決定過程も、問題だらけであると指摘されてきた。

IOC は、クリーンアスリートの保護と顕彰を提言している(Olympic Agenda2020)。つまり、試合での八百長行為(につながる行為も含まれよう)、薬物使用(ドーピングなど)はアスリート、オリンピック、スポーツを汚すものとする立場である。しかし、リオオリンピックを直前にして、バドミントン選手が闇賭博に関わり処罰された。プロ野球の世界でも、野球賭博が発覚し、選手が処分、元選手が逮捕された。

また、元プロ野球選手が覚醒剤使用で逮捕された(2016 年 2 月)。アメリカ MLB でも薬物を使用する選手は後をたたない。

野球は東京オリンピックの追加種目である。しかしこのような状況では、野球と薬物、ギャンブルが関わっているという印象はぬぐいきれない。

さらに、新国立競技場の建設費の多くは toto(スポーツ振興くじ)の収益によって賄われるといわれている。政府は(一時？現在も？)toto の収益を拡大するために、日本のプロ野球にも導入しようと検討しているようだ。さらなる野球賭博の広がりを懸念せざるをえない。

東京オリンピック 1940 との類似性

スポーツは社会の映し鏡といわれる。現代の社会、政治状況にスポーツは大きな影響を受けていることは改めて指摘するまでもない。しかしスポーツは、「何か」の目的(健康、経済、地域貢献、ナショナリズム……)のために利用されているだけなのかもしれない。そのように利用されるほどスポーツの持つ力は大きいといえるだろう。しかし人間の「生」に関わるスポーツは「何か」のためにするものではないはずである。

2020 年の東京オリンピックにある種の懸念を抱く人もいる。それは、現代と 1920 年代以降の社会、政治状況が類似していると感じているからかもしれない。

関東大震災(1923(大正 12)年)の後に治安維持法が制定された。その後の日本は、金融恐慌、山東出兵(1927(昭和 2)年)、満州事変(1931(昭和 6)年)、五・一五事件(1932(昭和 7)年)、国際連盟からの脱退(1933(昭和 8)年)、国体明徴声明(1935(昭和 10)年)、二・二六事件、1940 年東京オリンピック招致成功(1936(昭和 11)年)、盧溝橋事件(日中戦争の勃発)(1937(昭和 12)年)、国家総動員法、1940 年東京オリンピック開催返上(1938(昭和 13)年)、日独伊三国軍事同盟の締結、大政翼賛会の成立(1940(昭和 15)年)、そして太平洋戦争の開始(1941(昭和 16)年)と、国力を総動員する戦争へと突き進んでいった。

このような歴史が、東日本大震災後の特定秘密保護法の制定(2013(平成 25 年))、2020 年東京オリンピック招致決定、安保法案の強行採決(2015(平成 27)年)と施行、憲法の空文化、そして緊急事態条項に踏み込もうとしている現在の状況に酷似していると感じるむきもある。

オリンピックの延命のために

古代オリンピックが開催されなくなったのは、ギリシア神話の主神ゼウスに捧げる競技会という宗教的意味を失ったからである。紀元前 146 年、ギリシアがローマ帝国の支配下になり、ローマ人の競技参加が許可され、ショー的な要素が強くなった。競技会での勝利は、栄誉ではなく富を得るためのものとなり、賞金目的の競技者が横行した。そして、賄賂などの不正やギャンブルが横行するようになった。競技会自体が腐敗し内部から崩壊したのである。さらに、313 年「ミラノ勅令」によりキリスト教はローマ帝国内でも公認され、そして 392 年キリスト教はローマ帝国の国教となった。結果、ローマ帝国の属州であるギリシアにおいても、キリスト教以外の宗教行事であり、ゼウスを讃える古代オリンピックはその意義を完全に失ってしまった。競技会自体の腐敗という内圧、そしてキリスト教という外圧が古代オリンピックを葬ったのである。

1896 年に第一回大会が開催された近代オリンピックもこれまでに何度も危機を迎えてきた。世界大戦による中止、政治利用、東西冷戦の舞台、ドーピング、商業主義、テロリズム……。これらの危機を何とか乗り越え(？)、オリンピックは延命してきた。その処方箋として出されたものがオリンピックアジェンダ 21、オリンピックアジェンダ 2020 だといえるだろう。アジェンダ 21 では、(オリンピックを継続して開催するために)地球環境保全について提言した。スポーツも環境保護という視点を持ち、スポーツを通じた持続可能性訴えた。アジェンダ 2020 ではオリンピックムーブメントの未来に向けて(オリンピック開催を積極的に推進できるように)、招致費用の削減、開催費用の削減、既存施設の最大活用、一時的会場の活用促進、開催都市、開催国以外での協議の開催、クリーンアスリートの保護、プロとの関係構築などが提言された。

ドーピング、スポーツにおけるギャンブル、行き過ぎた商業主義(アスリートの商品化)、などの内圧と、スポーツの政治利用、ナショナリズムの高揚、グローバル経済などの外圧が現在もなお、オリンピックの延命を妨げているのかもしれない。

2020 に向けて

2020 年に東京にオリンピック・パラリンピックがやってくることは決定している。無批判にオリンピック・パラリンピックの開催を喜ぶのではなく、スポーツ史を研究する立場から、2020 年のオリンピック・パラリンピックをどう考えるのか、どうすれば 2020 年以降の未来へつなげられるのか、を考察することは重要であることは論を俟たない。

シンポジウムでは、オリンピックを批判するのではなく、その問題点をあげ、どうすれば未来につなげることができるのか、シンポジストの皆さん、会員の皆さんと一緒に考えたい。「-2016 から 2020 へ-」というサブテーマには、2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックをふまえて、また 2016 年の東京、日本の社会・政治状況から、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックとそれ以後を透視したいという思いを込めた。

「我々が歴史から学ぶことは、人間は決して歴史から学ばないということだ(ヘーゲル)」。しかし、未来は不確定だからこそ、歴史から学び続けることが必要だろう。

松浪 稔(東海大学教授)

スポーツ史学会理事 日本スポーツ人類学会理事

著書『身体近代化』(叢文社、2010 年)、『スポーツ学の射程』(黎明書房、2015 年)など

オリンピック史研究から見えてくる日本の姿

田原淳子

オリンピックと日本の歩みを紐解くことで、2020 年の東京大会に向けてどのような示唆が得られるのだろうか。そうした観点から、現代につながるとされる史実を取り上げて述べてみたい。

1912 年日本の初参加

周知の通り、日本のオリンピック初参加は 1912 年第 5 回ストックホルム大会である。ジェラルド フランス大使を介したクーベルタンからの依頼を受けて IOC 委員に就任した嘉納治五郎は、オリンピックへの選手派遣を要請されたときの思いを次のように述べている。

「他の國は既に競技運動に於て永らく練習を積んで、熟練した選手も澤山居る然るに日本はまだ極めて幼稚な程度にあるのである、到底勝算はない、併しながら之が為に出席を躊躇してはならぬ、一刻も早く彼等を凌駕して、日本國民の増進すると同時に、大に士気を鼓舞せねばならぬ、それには此際選手を出すは勿論のこと、他國の實際の模様も見ねばならぬ、先ず幾人でも出せるだけの選手を出そうと決心したのである。」(大日本體育協會(1922)『アスレチックス』1 巻 1 号: 5-8 頁)

このように落胆を恐れずに新しいものを取り入れ、結果にこだわらず経験し、見聞を広げることを重視した嘉納の英断があってこそ、日本にオリンピック・ムーブメントがもたらされたと言えるだろう。

1940 年幻の東京大会

日本が初めて招致した大会は 1940(昭和 15)年の第 12 回大会であった。招致の過程では、イタリアのムッソリーニにローマの立候補辞退を交渉するなど、外務省と連携した政治的な交渉が行われた。この日本のイタリアとの取引が IOC の不評を買い、交渉の立役者であり外交官でもあった杉村陽太郎は IOC 委員を辞任した。その後に行われた開催地を決める投票結果の内容は、欠席委員による郵便投票を含めて、「東京」はアジア諸国から多くの支持を得、それが招致の成功をもたらした。

ところが、開催決定の翌 1937 年に、日本は中国との本格的な戦争に突入してしまう(日中戦争)。東京大会の開催の是非を巡る国際世論は、交戦国日本でのオリンピック開催に反対する意見が多数を占めたが、日本での開催を支持する意見も見られた。そこには、開催国の政治体制にかかわらず、オリンピックを世界平和と国際親善のツールとして機能させることへの期待があった。オリンピズムに照らして物事を考え判断する姿勢が、一部の海外メディアに見られたのである。

長期化し終結の目処が立たない日中戦争、日本への国際的な非難の高まり、大会準備の大幅な遅れ、こうした状況の中で、IOC は日本に対し再三にわたり大会の返上を促した。1938 年 3 月にエジプトのカイロで行われた IOC 総会では、日本の出席者に「覚え書」を手渡し、事の深刻さを伝えようとした。しかし、この事実が日本で伝えられた形跡はない。総会後には、現地で日本に向けてラジオ放送が行われた。IOC の記録によれば、このときも IOC のラトゥール会長は日本の国民に向けて大会の早期返上への理解を訴えていた。しかし、日本の新聞は、東京大会の開催が否決されなかったことを受けて「カイロから喜びの声」と報じた。最も重要な事柄が伝えられないまま、周辺の事実が報じられた。

この IOC カイロ総会の記録は様々な形で伝えられた。IOC の議事録は草稿の段階から何度か編集が施されて、公式な記録として当時の機関誌『Olympische Rundschau』(現在の『Olympic Review』)に掲載された。この編集の過程で消されていった事実がある。一方、同総会に出席した日本の関係者も報告書を書いているが、IOC の記録と内容を同じくしていない。ここで重要なのは、報告しなかったことは何か、である。それは立場を異にする人間が記録したものと比較することで初めて

見えてくる。

1964 年東京大会

戦後の困難な時期を乗り越え、日本人にとって悲願のオリンピック実現となった 1964 年の東京大会では、いくつか新しい試みがなされた。その中で注目されるのは、世界で初めて組織的なオリンピック教育がなされたことである。自国でのオリンピック開催を千載一遇の教育のチャンスと捉えた教育関係者は、全国の小中高等学校の児童・生徒計 60 万人の直接観戦を実現した。その感動がいかほどのものであったかは、感性豊かな子どもたちが綴った作文集に如実に表れている。東京の小学校では熱心なオリンピック学習も展開された。このときのオリンピック経験が子どもたちの後の人生を方向づけたことも少なくなかったであろう。しかし、こうした教育現場での取り組みは、大会後に継承されることはなかった。オリンピックで体格の大きな外国選手を間近に見た大人たちは、オリンピズムや国際理解ではなく、体力増強の方向へと学校教育の舵を切ったのである。

1972 年札幌冬季大会

1968 年の冬季大会の招致に失敗した札幌は、その反省点として市民の理解が十分得られていなかったことをあげた。その後、次期大会の招致を決定した札幌は、市民向け広報誌に、オリンピック大会の招致・開催によっていかに市内のインフラ整備が進み、住民の生活が向上するかを、競技場の建設やオリンピックの話題とセットで掲載するようになった。開催地にとって、オリンピック開催の目的は経済資本の導入なのか、市民はそれで満足なのか、市が招致を繰り返すのはなぜだろうか。

札幌冬季大会は、IOC に初めてオリンピックと自然環境保護の問題を認識させた大会でもある。アクセスの良いコンパクトな大会を謳って招致した札幌大会のスキー滑降コースは恵庭岳に建設された。しかし自然環境保護の観点から、コースと施設は大会終了後に全て撤去され、植林によって復原が目指された。莫大な建設費用と 15 年間に及んだ復原の費用を代償に、オリンピックの競技は実施された。この史実は地元ではどのようなレガシーとして伝えられているのだろうか。

2020 年東京大会に向けて

ピエール・ド・クーベルタンのオリンピズムは「教育と平和の思想」と理解されるが、彼自身はオリンピズムを「心のありよう」として、いつの時代にあっても常にその時々を理想を追求することの大切さを説いている。IOC が示す方針も、オリンピズムを原則としながら、その時代の要請と諸問題への対処に迫られる中で示されてきた。それでは、日本はどうオリンピックに向き合えばいいのだろうか。一つには、過去に残した宿題に取り組むことであろう。そしてオリンピズムに照らして、あらゆるレベルでどのような貢献ができるのかを考え、実行することではないだろうか。

田原 淳子(国士舘大学教授)

アジア運動・スポーツ科学会議理事、国際ピエール・ド・クーベルタン委員会副会長、
日本体育学会理事、日本スポーツ教育学会理事、日本スポーツとジェンダー学会理事

メディアとオリンピック

落合 博

I. メディアは盛り上げ役？

1) 協賛企業に新聞 4 社

ニュースを知って驚いた人はいたのか。それとも聞き流されたのか。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が全国紙 4 社（読売新聞東京本社、朝日新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社）とのスポンサーシップ契約締結を発表したのは 2016 年 1 月 21 日だった。

カテゴリーは国内最上位のゴールドパートナーに次ぐオフィシャルパートナー。契約期間は 2016 年 1 月 21 日から 2020 年 12 月 31 日までの約 5 年間で、オリンピックやパラリンピックのマークや市松模様の大会エンブレム、大会名、スローガンなどをビジネスツールとして販促活動に使用することができる。具体的には広告、チラシ、事業パンフレット、販促グッズなどだ。

マークは大会組織委員会が知的財産として管理しており、使用にあたっては 1 件ごとの申請が必要となる。協賛企業以外の企業との共催事業には使えないなどの制約がある。

契約金額は非公表だが、年間 3 億円（推定）とも言われている。果たして、新聞社にとっては巨額なスポンサー料に見合うだけの収入を得ることができるのか。全国紙の中で産経新聞社だけがスポンサーシップ契約を結ばなかったのかのはなぜか。

2) 「公正な報道」

オフィシャルパートナーとなった 4 社は翌 22 日の朝刊 1 面にそろって社告を掲載した。

2002 年から 14 年間、新聞業界で唯一、日本オリンピック委員会（JOC）オフィシャルパートナーを務めた読売新聞東京本社は 2016 年リオデジャネイロ五輪、2018 年平昌冬季五輪、2020 年東京五輪の日本代表選手を応援することを明記した。

日本経済新聞社は「日本代表の活躍を全面的に支援」するとともに経済を軸に据えた報道機関らしく「2020 年に向けて成長する日本経済の姿を克明に報じていきます」と書いた。

朝日新聞社は「東京 2020 の成功、未来に向けたレガシー（遺産）創造への貢献」を目指すとした。毎日新聞社は「スポーツの祭典を通じた平和、友好、平等の実現と進展に努めます」とオリンピックムーブメントを意識した文章を掲載し、点字新聞を発行する国内唯一の新聞社としてパラリンピックムーブメントに言及した。

読売新聞東京本社と朝日新聞社は「公正な報道」を行うとした。言わずもがなの「おことわり」が付け加えられたのはなぜか。

3) 「応援放送」

リオデジャネイロ五輪でテレビ各局は中継番組で有名タレントやオリンピックをキャスターやレポーターに起用するなどして視聴率を競い合った。

NHK は「全力応援！」をキャッチフレーズに掲げ、テーマソングとして安室奈美恵の「Hero」を流し続けた。キャスターは局のアナウンサーが務めた。「全力応援！」は 2012 年ロンドン五輪、2014 年ソチ冬季五輪でも使われていた。

日本テレビはメインキャスターに「嵐」の桜井翔、キャプテンに明石家さんま、スペシャルサポーターに「くりいむしゅー」の上田晋也を起用した。テーマソングは「嵐」の「Power of the Paradise」。

TBS のメインキャスターに、その後年内解散を発表した「SMAP」のリーダー、中居正広、スペシャル

キャスターにシドニー五輪マラソン金メダリストの高橋尚子を起用した。テーマソングは「SMAP」の「ありがとう」。

フジテレビはキャスターに柔道の野村忠宏、フィギュアスケートの高橋大輔、シンクロナイズドスイミングの小谷実可子という3人のメダリストを起用した。テーマソングは「EXILE」のボーカル、ATUSHIが選手たちへのエールを込めて書き下ろしたという「Joy-ride～歓喜のドライブ」を使用した。

テレビ朝日はメインキャスターにテニスの松岡修造、スペシャルキャスターに福山雅治、フィールドリポーターに競泳の寺川綾を起用した。テーマソングは福山雅治が前回ロンドン大会からリオまでの日数に思いをはせて書き下ろしたという「1461日」だった。

テレビ東京はメインキャスターに小泉孝太郎、キャスターにフィギュアスケートの織田信成、俳優の照英らを起用した。テーマソングは和楽器バンドの「起死回生」だった。

こうした各局あがての「応援放送」が土管を通して地球の反対側にも届き、日本選手団のメダルラッシュにつながった、のかもしれない。

Ⅱ. 毎日新聞の場合

1) オリ・パラ室

4月、兼務者のみだった五輪・パラリンピック対策室を組織改変し、社長室の一角にオリンピック・パラリンピック室(オリ・パラ室)のオフィスが設けられた。東京大会にどうかかわるかを企画し、調整していく部署で、大会を成功に導く社会貢献と、社のイメージアップを含めたビジネス面での成功を目指す。専従者5人(編集2人、広告2人、販売1人)に各部署の兼務者10人で構成されている。

最初の1カ月余に手がけた動きは以下の通り。

あいさつ回り(大会組織委員会、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、五輪スポンサー各社など)、パラリンピック金メダリスト囲いでの意見交換会(社内)、障害者スポーツ体験イベントでのパネル展示、五輪パートナー各社対象の勉強会や各競技会への参加を通して人脈作りなどに努めている。

2) 感動は毎日で?

毎日新聞社が東京大会にどう関わるのか、どんな役割を果たそうとするのか、どんなゴールを目指すのかなどの理念を一言で表すキャッチコピーが8月に決まった。

応募87点の中から「感動を、毎日、伝えたい」と「記録を記憶に、一瞬を永遠に」の2本に決まった。前者の男性当選者は「この言葉の下で社員が一丸となっていてほしいという願いを入れました」、後者の女性当選者は「速報性ではテレビやネットにかなわなくとも、背景の深掘りや一瞬を切り取る表現によって事実をより印象深く記憶させる力が新聞のスポーツ報道にはあるのではないか、という思いを込めました」とコメントした。

標語は「毎日新聞社が公式パートナー企業としてオリンピック、パラリンピックに取り組む姿勢を示すとともに、社内機運醸成を狙う」ことになる。

3) 頼みは産経?

協賛決定後、複数の知人、友人からメールが届いた。いくつか紹介する。

- ① 新聞社の廃業広告として読ませていただきました。権力の監視と警鐘、社会の木鐸はどこに行ったのでしょうか。大日本大政翼賛新聞合同会社に社名変更をおすすめしたいです。「新聞社よ、お前もか!」の心境です。
- ② オリンピック翼賛体制がいよいよ構築されるのでは。異論の存在場所がいよいよ縮まるのではと懸念する一方で、もともと新聞は18世紀以来、スポーツと共に発展してきた経緯があるので、こうしたことが起こること自体いまさら驚くべきことでもないと思ったりします。税金を使う以上、国民感情

への配慮が大切かもしれませんが、国民感情を一色に塗りつぶすような言動に対しては注意深く見守りたいと思います。

- ③ 弱者の味方・見方でオリンピックを報じられることを貴紙には大いに期待します。このオフィシャルスポンサーになるにあたって、オリンピックとは何か、オリンピズムとは何かを共有したり知識を得たりする研修などは企画されているのでしょうか？
- ④ いよいよ凄いことになってきましたね。(協賛企業になったある新聞社の記者とのやりとりなどを通じて)オリンピックを批判的に報道することになりおびえているように感じました。それくらい翼賛的な国民的イベントということなのでしょうね。
- ⑤ 日本の四大新聞が手を組んで五輪翼賛体制に入ると分かりました。1業種1企業協賛の原則を破ってまでネガティブな意見は封殺です。ここは産経に頼るか！？(笑)

オリンピック・パラリンピックの協賛企業になったことを読者がどう受け止め、どう見ているか。そのことを常に意識していなければならない。

Ⅲ. 21世紀の妖怪

1) オールジャパン態勢

東京招致の成功から1年後の2014年9月、大会組織委員会は初の専門委員会として国内の報道関係者でつくるメディア委員会を設置した。メンバーは新聞、テレビ、雑誌メディア、通信社などのスポーツ担当幹部ら計36人。大会を成功に導くための諸課題について、メディアの観点から助言、検討することを目的に掲げている。

初会合の冒頭、委員長に選出された日枝久氏(フジ・メディア・ホールディングス代表取締役会長)は「日本中を盛り上げる、日本中が一つになってオリンピック・パラリンピックを迎えるということが、我々に対する期待であり、務めである」と述べた。

東京がライバルのイスタンブール(トルコ)とマドリッド(スペイン)を破って2020年大会の招致に成功したのは、国や政財界、スポーツ界などが「オールジャパン態勢」を早期に確立して招致活動を展開したからだと言われている。

「オールジャパン態勢」とは、「総力戦」であり、「挙国一致」でもある。かの「共産党宣言」(1948年)にならえば、「一匹の妖怪が21世紀の日本を徘徊している。オールジャパンという妖怪が」ということになる。メディアもその一員なのだ。

2) 「お国のために」

8月17日、2020年東京オリンピック・パラリンピックを応援する宝くじが全国一斉発売された。1枚200円で、賞金は1等1億200万円、1等・前後賞を合わせると2億200万円、2等は2020万円と、東京2020年大会にちなんだ金額だ。

2020年までに計5回販売する予定で、収益のうち約100億円を「東京2020オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進」に活用する予定だという。

くじの真ん中では、バレーボール元日本代表の大林素子さんがなぜかエプロン姿でスパイクを打とうとしている。ポスターやCMのキャッチフレーズは「私たちも、ニッポンのお役に立ちたい。」だ。

「2020年東京、私達は夢の舞台には立てないけれど、役には立てる」というナレーションが流れる動画をネットで見た。出征兵士の見送りや慰問袋の作成などを通して銃後を守ったという〇〇婦人会の女性たちと大林さんは何が違って何が同じなのか。

3) 従軍取材の罫

イラク戦争では前線部隊と寝食を共にして行動する従軍取材がメディアに認められた。実際に取材にあたった日本の新聞記者は「記者が自らの命を張って戦場に赴くことは、カメラとペン

が締め出された密室状態の戦場でしばしば起こる非人道的な残虐行為を未然に防止するという、重要な意義を持っている」と報告した。

別の記者によれば、一方で、中立であるべきジャーナリストが米英兵士と親しくなるにつれて、米英側に不利な報道をしなくなる「ストックホルム症候群」に陥る危険性に各メディアは神経を使っていたという。

その罫に、2020 年東京大会を取材する記者がはまらないよう願う。

落合 博(毎日新聞論説委員)

東京運動部副部長、大阪運動部長などを経て現職。

勝ち負けの熱狂から離れてスポーツを考えている。

著書『こんなことを書いてきた スポーツメディアの現場から』(創文企画、2015 年)

オリンピックという「コングロマリット」

藤原庸介

オリンピックはスポーツの大会であると同時に、様々な他の顔を持っている。経済学的に見れば非常に広い関連産業の裾野とかなりの経済波及効果を持つ大事業であり、社会的に見れば数十万人が異なる分野でその成功に向けて連携して活動することを余儀なくされる構造主義的モデルでもある。

夏季オリンピックに参加する選手数は約 1 万人、帯同するコーチ、トレーナーなどが 6 千人、それに国際競技団体（IF）の審判やドーピング検査員、競技補助員などを合わせておよそ 2 万人である。この数はアトランタ五輪の参加者数をおよその上限とすると国際オリンピック委員会（IOC）が定めて以来ほぼ一定で推移してきた。これが狭義のオリンピックの参加者である。

実際にオリンピックを開催するに当たってはさらに多くのステークホルダーがいる。例えば、様々な場面で活躍するボランティアは 2008 年の北京では学生を中心に 10 万人、ロンドンでも 7 万人が大会に参加した。また関係者すべての安全を守る警備陣は、リオデジャネイロ五輪では軍が 2 万 1 千人、警察が 6 万 6 千人、徴兵制のあるギリシャで開催されたアテネ五輪では軍が 5 万人、警察官 7 万人も全国から動員された。選手やメディアを輸送する専用バスは数千台必要になり、その要員は交代勤務を考えれば 1 万人近くになるだろう。さらに選手やメディアなどが出入りする空港の入国管理局や税関職員、選手村やメディアセンター、会場で食事の提供に関わる人たち、40 か所余りの競技会場に常駐する消防隊員や救急隊員、そして数百万人の観客もオリンピックに直接に関わるのである。また大会の模様を世界に伝える新聞、写真、放送などのメディアは選手の 2 倍の 2 万 1 千人あまりが夏季五輪に携わる。

これら直接のステークホルダーの外側にさらに広がる間接的ステークホルダーの裾野が広いことがオリンピックの特徴である。会場やインフラ整備のための建設・建築業や仮設関係はもちろんのこと、10 万人以上の観客やメディアが滞在する宿泊施設はオリンピックに不可欠な存在であるし、観客の飲食にかかわる業種、通信産業では 150 以上の世界の放送局が同時に本国に放送を送り出せる容量の通信回線の整備や会場に集中する顧客が使える容量の Wifi や電話回線の整備、電力業では小規模な都市と同程度の電力を消費する放送センターや停電が許されない競技会場への電力供給、さらに入場券や種々のパンフレットから会場周辺の装飾に至るまでに関係するデザインや印刷業、現代の警備を支えるさまざまな電子機器を製造する企業、組織委の数千億円の資金を扱う銀行、選手やボランティアなどの保険を扱う損保業界、通常の 20% 増しの旅客を運送することになる鉄道など枚挙に暇がない。これらすべてを含めたものが、オリンピックの広義の参加者なのである。

今回のシンポジウムは「スポーツ史からオリンピックの未来をみる」というテーマであるが、過去の事実の積み重ねからオリンピックの未来の全体像を見るためには、レオンチェフの産業連関分析のような手法が必要になるだろう。オリンピックを開催することというのは、今ではこれほどさまざまな経済単位や社会的単位を不可欠のものとしてそれらの連関の上に成り立っている事業であり、それを分析し理解し将来予測を立てるには、これらすべての分野を与件として考慮に入れる必要があるからだ。

同時にオリンピックに関係する一つ一つの分野についての検討も必要だろう。ただその

中で「スポーツ・体育」という分野が最大のものではないところにスポーツイベントとしてのオリンピックのパラドックスが潜んでいるのである。

オリンピックの目的に「相互理解による社会の平和」を掲げたクーベルタンが、晩年にはそれを実現する手段として「知の飛翔」という言葉を使って俯瞰的な「知」を主張したのは偶然ではない。クーベルタンは世界恐慌後のロサンゼルス五輪がいかに経済不況の影響を受け縮小したか、ナチス政権下のベルリン五輪がいかに国家権力の影響を受けたかを実際に見た人である。自ら作り上げた近代オリンピックの思わぬ社会的な広がりやステークホルダーの多さを踏まえ、目的を見失わないためにこの言葉を述べたものだと考える。

スポーツ史学会の会則には、「本会はスポーツおよび体育の歴史研究に寄与することを目的とする」とあり、また 1986 年の学会設立時の趣意書には、「スポーツの意味を過去の間人間生活の中に問い、更に将来のあるべき姿を洞察する歴史研究が不可欠」との認識が示されている。一方、今回のシンポジウムの趣旨説明には、「スポーツ史とは、単に過去の歴史を掘りおこすだけでなく、スポーツの歴史からスポーツ文化の『現在』を知ることであり、現在のスポーツ文化を考えるうえでの重要な手がかりを提供する学問分野の一つ」となっている。

この二つを比べてみるとスポーツ史学とは、当初は「スポーツおよび体育」そのものの成り立ちや過去を研究する学問と捉えられていたものが、現在では「スポーツ文化」を理解するための歴史研究というようになり幅が広がったことがうかがえる。つまり、この 30 年間に社会や経済の枠組み内でスポーツの意味合いが変化し、それを反映したスポーツ史学の変容がここに見て取れると言ってよいだろう。

オリンピックの将来像はスポーツや体育の歴史だけから演繹することは困難である。なぜなら、現在のオリンピックが一種のコングロマリットであるのに対して、選手の営みは、トレーニングの仕方や用具が進歩したにせよ、1896 年の第 1 回オリンピックから変わっていない、と言うよりは古代オリンピックからも基本的な部分は変わっていないからである。オリンピックの未来を見るためには、競技や選手のあり方の変遷だけではなく、それを支える裾野部分の移り変わりを「スポーツ文化」という視点から見ることでもある。スポーツ史学は、日本で学会が結成されてちょうど 30 年経った今、このような視座の広がりを求められているように感じる。

藤原 庸介(日本オリンピック委員会理事 日本オリンピックアカデミー副会長)

元 NHK 勤務。

国際オリンピック委員会 (IOC) ラジオ・テレビ委員会委員、

北京オリンピック放送機構放送情報部長などを歴任。

一般研究発表

日本スポーツ少年団の設立過程に関する一考察 ー日本体育協会理事会での審議過程に着目してー

坂中勇亮（中央区体育協会）

キーワード：日本スポーツ少年団 日本体育協会理事会 オリンピック青少年運動

1. はじめに

日本スポーツ少年団(以下、「スポーツ少年団」と略す)は、1962年に日本体育協会創設50周年の記念事業という位置づけのもと設立された。設立後、1964年の東京五輪をきっかけとして、団員数が急増し、1970年代には団員数が100万人を超えるまで拡大した時期もあったが、近年は縮小傾向にあり、平成27年度は719,752名の団員が登録して活動に取り組んでいる。現在、活動規模の縮小等の課題を抱えながらも、全国で活動がなされているスポーツ少年団は、今後も青少年の地域スポーツ組織として発展することが望まれている。¹

これまでスポーツ少年団の設立過程に関する研究は、ほとんど行われておらず、数少ない研究として安倍(2009)の研究が挙げられる。² また日本体育協会が発行した『日本スポーツ少年団30年史』が設立過程が記されている唯一の史料である。³

そこで本研究では、日本体育協会の理事会における審議過程に着目して、スポーツ少年団の設立過程を論究することを目的とする。なお、本研究では日本体育協会理事会で初めてスポーツ少年団についての審議がなされた1960年6月22日から、スポーツ少年団が設立された1962年6月23日までに実施された理事会における会議録を対象とした。

2. スポーツ少年団の設立過程

2-1 設立準備の開始

日本体育協会理事会において、初めてスポーツ少年団の設立についての審議がなされたのは、昭和35年度第7回理事会(1960年6月22日開催)であった。同理事会で東京オリンピック選手強化対策本部副本部長であった大島鎌吉は、「オリンピック東京大会に対する一般の関心を盛り上げる計画の一環として「日本スポーツ少年団(仮称)」を結成し、青少年時代をスポーツと体育に結びつけて健全な発育をはかるのがねらいである。…(中略)…諒承を得られれば「オリンピック青少年推進準備世話人会」で具体的な準備を進めたい。」⁴と述べ、大島のスポーツ少年団設立に関する事項は、理事会にて了承された。理

事会での審議結果を受け、東京五輪に向けた啓蒙事業であるオリンピック青少年運動として、オリンピック青少年推進準備世話人会(後の、オリンピック青少年運動推進準備委員会)が中心となり、スポーツ少年団設立の準備が開始されることとなった。

さらに、昭和35年度第8回理事会(7月13日開催)では、「青少年のローマ五輪への派遣」に関する審議において、スポーツ少年団の設立について大島が以下のように述べている。

「イタリアのオリンピック組織委員会より各国の14才より18才までの少年をローマに招待し、キャンプ生活をさせていので、参加するようにとの招待状をうけとつた。…(中略)…オリンピック青少年運動推進準備会では、スポーツ少年団結成の機運が漸く高まりつつあるとき、この機会をぜひ共活用したいので、少年の派遣が困難視される現在、青少年運動の指導者を派遣したいと考え、この旨ローマオリンピック組織委員会あて連絡したところ、6名の受け入れを承知して来た。」⁵

大島のこの発言を受け、理事会ではローマ五輪への青少年運動の指導者派遣を支援することを決定した。スポーツ少年団の設立準備が開始された直後に、スポーツ少年団の設立を見越した上での、指導者派遣が決定したことにより、スポーツ少年団の設立へ向けた機運は上昇したと考えられる。

2-2 モデル地区の設立計画と育成方針の決定

昭和35年度第8回理事会以降、スポーツ少年団に関する事項が審議されることはなく、次に審議されたのは、昭和36年度第14回理事会(1961年12月6日開催)であった。

同理事会では、翌年のオリンピックデーに、ドイツのスポーツ少年団を参考とした中学生中心のスポーツ少年団を設立することが決定した。さらに、東京都にモデル地区を設立するために、都中体連の体育教師200名からなる指導者協議会を組織化し、教師1名あたり50名の中学生を確保することで、東京都に1万名のスポーツ少年団を設立する計画や、東京都にモデル地区を設立した後に全国に活動を普及

させる方針も決定した。また、静岡県の下田町より、町有地 10 万坪を青少年運動のために無償提供したいという申し出があり、将来的にはこの土地をスポーツ少年団センターとして活用することも決定された。⁶

第 15 回理事会(12 月 20 日)では、スポーツ少年団の育成を日本体育協会の事業として実施していくことが要望されていることもあり、日本体育協会内にスポーツ少年団の推進本部を設け、東京都にモデル地区を設立し、その後、各都道府県にスポーツ少年団が設立できるよう支援することが決定された。⁷

以上のように、昭和 36 年度の理事会での審議を経て、東京都におけるモデル地区の設立計画、活動を全国へ普及させるための方針などが決定したことで、スポーツ少年団の設立へと向けた準備は進展したと考えられる。

2-3 活動概要及び規程の決定

設立に向けた準備が着々と進む中、昭和 37 年度第 2 回理事会(1962 年 4 月 18 日開催)では、竹田専務理事がスポーツ少年団の活動内容について以下のように説明し、理事会での了承を得た。⁸

「スポーツ少年団は学校体育とは別に社会体育面で育成することとし、このほど文部省で大体まとまったスポーツバッジテストの実施機関となることをはじめ、各種のスポーツ活動を行なうが、文化活動も併せて行ない、巾広い性格のものとする。」

スポーツ少年団を社会体育という領域で育成し、文化活動も含めた多様な活動内容としたことは、スポーツ少年団の特色の一つとなり、設立及び育成を推進する上でも影響を与えたと考えられる。

また、同理事会では津島寿一日本体育協会会長より、「スポーツ少年団の結成については、スポーツ振興法にも青少年の育成がうたわれているので、スポーツ振興国会議員懇談会でとりあげてもらうこと。および総理府の中央青少年問題協議会にも協力依頼をする必要がある」との指摘がなされ、理事会での了承がなされた。⁹ これにより、スポーツ振興国会議員懇談会や中央青少年問題協議会に協力を依頼できるようになったことで、スポーツ少年団の設立へと向けた動きは、いっそう進んだと考えられる。

その後、昭和 37 年度第 3 回理事会(1962 年 4 月 25 日開催)で、日本スポーツ少年団本部規程やスポーツ少年団の育成および登録規程といった各規程、活動場所として学校施設を開放してもらうために、都道府県教育委員会や P T A 等に協力を要請することが

決定した。¹⁰

さらに、昭和 37 年度第 5 回理事会(1962 年 5 月 23 日開催)では、スポーツ少年団本部の委員が決定し、¹¹ 6 月 23 日にスポーツ少年団は設立され、22 団 753 名で活動が開始された。

3 おわりに

スポーツ少年団は、東京五輪に向けた青少年のスポーツに対する関心を高めることを目的としたオリンピック青少年運動の一環として 1960 年に設立準備が開始された。そして、その準備はオリンピック青少年推進準備世話人会が中心となり、日本体育協会理事会での審議に基づき、東京都におけるモデル地区の設立計画や全国への普及方針、活動概要や各規程などを決定しながら展開され、1962 年にスポーツ少年団は設立された。

今後は、設立準備の中枢を担ったオリンピック青少年推進準備世話人会における具体的な活動内容を示す史料を収集して、スポーツ少年団の設立過程に関するより詳細な事実を検討したい。

<引用・参考文献>

- 公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団 (2016)『ガイドブック「スポーツ少年団とは」』
- 安倍大輔 (2007)「スポーツ少年団の結成過程とその理念の形成」『埼玉スポーツ科学』第 2 巻 pp.26-38
- 財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993)『日本スポーツ少年団 30 年史』
- 財団法人日本体育協会 (1960)『昭和 35 年度第 7 回理事会議事録』 pp.3-4
- 財団法人日本体育協会 (1960)『昭和 35 年度第 8 回理事会議事録』 pp.7-8
- 財団法人日本体育協会 (1961)『昭和 36 年度第 14 回理事会議事録』 pp.4-5
- 財団法人日本体育協会 (1961)『昭和 36 年度第 15 回理事会議事録』 p.3
- 財団法人日本体育協会 (1962)『昭和 37 年度第 2 回理事会議事録』 pp.2-3
- 財団法人日本体育協会 (1962)『昭和 37 年度第 2 回理事会議事録』 p.3
- 財団法人日本体育協会 (1962)『昭和 37 年度第 3 回理事会議事録』 pp.2-4
- 財団法人日本体育協会 (1962)『昭和 37 第 5 回理事会議事録』 p.5

キーワード： 1, 明治神宮体育大会 2, 天覧

1 本研究の研究史

「明治神宮競技（体育・国民体育・国民錬成）大会」（最も長期に亙る名称は「明治神宮体育大会」）は、大正 13 年（1924）から昭和 18 年（1943）の間、「明治神宮外苑競技場」（現・国立競技場）をはじめとする明治神宮外苑の体育・スポーツ施設を主会場として開催された日本初の国民的・総合的・全国的な運動競技（スポーツ）大会であり、戦後における「国民体育大会」の前提としても知られている。

同大会に関する戦後の先駆的研究としては、入江克己の『昭和スポーツ史論—明治神宮競技大会と国民精神総動員運動—』（不昧堂出版、平成 3 年）をはじめとする一連の研究、加賀秀雄の「明治神宮競技大会」成立の歴史的意義について」（『総合保健体育科学』第 18 巻第 1 号、平成 7 年）をはじめとする一連の論文などが挙げられる。これらは、専ら同大会報告書を史料として論じたもので、特に入江の論考は、各大会の状況について順を追って論じた比較的詳細な研究といえるが、「昭和戦前期における国民体育ならびにスポーツ史における重大な汚点」や「スポーツの普及、発達どころか、国民を戦争に動員し、破滅に追い込んだ悪しきスポーツの典型」という一面的な予断から検討を始めており、聊か結論ありきの内容になっていることは否めない。

しかし、太田順康・長瀬聡子「明治神宮体育大会に関する研究—明治神宮体育大会と昭和初期のスポーツについて—」（『大阪教育大学紀要 第Ⅳ部門』第 51 巻第 2 号、平成 15 年）や川端昭夫・木村吉次「明治神宮体育大会の集団体操に関する一考察—集団体操演技評価の視点を中心に—」（『東海保健体育科学』第 26 号、平成 16 年）など、同大会について光と影の両面から再考した研究も次第に現れ、高嶋航『帝国日本とスポーツ』（塙書房、平成 24 年）も、同大会創設時における軍や政府の対応に言及し、「国民の動員に利用するというにはほど遠かった」と述べて「入江の見解は首肯しがたい」と批判している。

また、同大会の関連研究として、坂上康博『権力装置としてのスポーツ—帝国日本の国家戦略—』（講談社、平成 10 年）をはじめ、金誠「朝鮮神宮競技大会の創設に関する考察—その経緯を中心として

3, 神社

—」（『スポーツ史研究』第 16 号、平成 15 年）、権学俊『国民体育大会の研究—ナショナリズムとスポーツ・イベント—』（青木書店、平成 18 年）、鈴木楓太「戦時期における市町村民運動会—明治神宮地方大会の考察—」（『一橋大学スポーツ研究』第 33 号、平成 26 年）など、実に多様な視点からの研究が発表されており、さらに注目すべき最新研究である高嶋航『軍隊とスポーツの近代』（青弓社、平成 27 年）や佐々木浩雄『体操の日本近代—戦時期の集団体操と〈身体の国民化〉—』（青弓社、平成 28 年）の中にも同大会に関する言及が多数見られる。

2 本研究の目的と方法

かかる研究動向にあって近年、明治天皇崩御後の東京市民を中心とする大正期の「国民」からの強い要請によって創建が実現し、造営事業に携わった官民による最前線の「知」が結集された〈帝都東京〉の新たな「公共空間」として「官幣大社明治神宮」を捉え、その歴史的意味を検討してきた発表者は（藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後—近代神社をめぐる環境形成の構造転換—』（鹿島出版会、平成 27 年）、これまで殆ど等閑視されてきた、明治神宮「外苑」造営における体育・スポーツ施設の建設経緯や位置付け、その体育・スポーツ空間があくまでも神社に「附属」するものとして創出されたこと、さらには同大会の名称に明治天皇・昭憲皇太后を祀る「明治神宮」と冠したことに着目し、近代神道史と体育・スポーツ史を架橋する観点から諸論考を発表してきた。具体的には、明治神宮外苑における体育・スポーツ施設（競技場、野球場）構想とその造設過程、大正 13 年に開始された内務省主催「明治神宮競技大会」の創設過程について具に考察し、また、同 15 年に勃発した「神宮競技問題」の推移に焦点を当てることによって、第 1・2 回の明治神宮「競技」大会（内務省主催）から第 3 回の明治神宮「体育」大会（明治神宮体育会主催）へと名称や主催を変更した経緯についても詳しい検討を行ってきた（拙稿「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想—「明治神宮体育大会」研究序説—」（『國學院大學人間開発学研究』第 4

号、平成 25 年、同「明治神宮競技大会創設と神宮球場建設に関する一考察—内務省衛生局と学生野球界の動向を中心に—」『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第 9 号、平成 27 年、同「「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立」『國學院大學人間開発学研究』第 6 号、平成 27 年など）。

しかしながら、拙稿においては未だ大正末期までの同大会草創期に関する検討に留まっている。また、先行研究において、入江克己や太田順康・長瀬聡子の論考などは通史的視点から検討されているものの、主に同大会報告書の記述を引くに留まり、高嶋航も、初期の「明治神宮競技大会」「明治神宮体育大会」に言及した後は、戦時下の「明治神宮国民体育大会」

（厚生省主催、昭和 17 年より「明治神宮国民錬成大会」）に焦点を当てた論述方法を採用している。つまり、内務省主催の「競技」大会と厚生省主催の「国民体育（国民錬成）」大会の間に挟まれた明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」（第 3 回～第 9 回、大正 15 年～昭和 12 年）については、最も長期に亘る大会名称（及び主催団体）であったにも拘わらず、これまでさほど固有の歴史的意義を有する時期とは考えられていない嫌いがあり、深く掘り下げる対象とは位置付けられて来なかった。それ故、本発表では、「明治神宮体育大会」の展開を再考することによって、当該時期における固有の社会史的かつ体育・スポーツ史的意義を抽出することを目的とする。

具体的には、基本資料である同大会報告書を再検討するのはもちろんのこと、関係公文書や当時の新聞記事、体育・スポーツ関係をはじめとする諸種の著作や雑誌の記述などを用いることで、「明治神宮体育大会」時代における特質を見出すこととしたい。

3 本研究の内容

大正 15 年における「神宮競技問題」の帰結である民間組織・明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」の成立は、主催の「民営化」こそ齎したものの、内務省による「運動競技」（アマチュア競技運動）奨励という性格を劇的に変更するものでは無かった。従来研究においては、主管の権限争いをした内務省と文部省に対する喧嘩両成敗の措置との評価が強調されていたが、事が「明治神宮」を冠した奉納行事の大会に直接関わる問題にも拘わらず、一貫して攻勢に出て強硬な態度であったのは文部省の側であり、内務省は殆ど受け身に徹していた。要するに第 3 回「明治神宮体育大会」の成立は「官」（内務省）に対する「官」（文部省）の妨害（「官」内部の軋轢）か

ら「民」（民間運動競技者の連合体である明治神宮体育会）による回復・再生へ、という物語であった。

第 3 回大会後も「神宮競技問題」（学生参加問題）は収束しなかった（大村一蔵「運動界時事短評」『運動界』第 8 巻第 8、9 号、安川玄洋「明治神宮体育大会の将来」『体育と競技』第 6 巻第 12 号、いずれも昭和 2 年、など）。結局は昭和 4 年の第 5 回大会（隔年開催）にまで決着が持ち越され、中等学校生徒の参加は「校長の自由裁量に一任」という合意が明治神宮体育会と文部省の間で得られたことによって、漸く名実ともに「全国的」な総合的体育・スポーツ大会となったのである（『第五回明治神宮体育大会報告書』明治神宮体育会、昭和 5 年）。

また、第 5 回大会は、秩父宮雍仁親王が同大会の総裁に推戴され、昭和 4 年 11 月 1 日に昭和天皇が行幸されたことから、これまでも皇室とスポーツとの関係の文脈から注目されてきたが、専ら文化統制的な面からネガティブに捉えられてきた（坂上康博『スポーツと政治』山川出版社、平成 13 年）。ただ、この初の「天覧」が「体育御奨励ノ思召」によるとされ、予め 10 月 7 日に出された文部省訓令第 20 号「第五回明治神宮体育大会行幸ニ際シ体育奨励方」により、「当事者ハ其ノ学校ニ在ルト民間ニ在ルトヲ問ハズ、一層奮励努力シテ体育ノ合理的発達ヲ図リ殊ニ運動精神ノ真義ヲ国民一般ニ宣揚シテ体位ノ向上精神ノ振作ニ裨益センコトヲ期スベシ」とされたことはやはり看過できない（国立公文書館所蔵『文部省 大臣官房総務課記録班分類文書』、濱田義明編『学校体育運動に関する法令並通牒』目黒書店、昭和 14 年）。これに先立つ 5 月 4、5 日には、「御大礼記念武道大会」の「天覧試合」が実現していたが（『昭和天覧試合』大日本雄弁会講談社、昭和 5 年）、「天覧」により「国家に益なき遊芸」から一転して「伝統芸能」としてオーソライズされた能や歌舞伎の事例など、近代以降の文化史的な文脈に照らすならば、この年における「武道」や「体育・スポーツ」（しかもいずれも個別競技でなく総体であることが重要）に対する初の「天覧」が齎した社会的効果は、体育・スポーツ史上、大きな意義を持つものといえる。

さらに当該時期は、郷土教育の現場において、「神前奉納行事」の同大会を媒介として、国際オリンピックにも触れつつ、一般の神社とスポーツを関連付けてその教育的意義が語られるようになるが、「スポーツと神社の教育的意義」の一般化という観点からも捉える必要がある（鈴木四郎『神社と郷土教育—神社学習案と神社地理学—』会通社、昭和 7 年）。

20 世紀末イングランドにおけるプロ・フットボールのガバナンス
 —1992 年プレミアリーグ設立の歴史的意義—

藤井 翔太 (大阪大学)

キーワード：プロ・フットボール、プレミアリーグ、ガバナンス

本発表では、20 世紀末イングランドにおけるプロ・フットボールのガバナンスに影響を与えた政府報告書やサッカー協会（以下 FA）、フットボール・リーグ（以下リーグ）の文書、同時代に活動した研究者の議論などの分析を行う事で、プレミアリーグ設立の歴史的意義を明らかにすることを目的とする。

1970 年代以降社会問題化したフーリガン問題、スタジアムの老朽化などに起因する大規模なスタジアム事故の頻発は、政府を含めたフットボール界内外の多様なステークホルダーを巻き込んだイングランドのプロ・フットボールの大改革を促進した。一連の改革を受けて 1992 年に設立されたプレミアリーグは、19 世紀末にスタートしたイングランドのプロ・フットボール史上において非常に大きな変革を伴う改革であった。

プレミアリーグ設立に至る一連の改革に関する先行研究は多岐にわたる。20 世紀中にはレスター大学社会学グループを中心とするフーリガニズム研究、ローガン・テイラーやヘインズらによるサポーター・コミュニティ研究、キングやコーンらによる消費文化論的研究など、社会学、経済学、経営学的知見に基づく研究が先行した。2000 年以降になると、マッシュー・テイラーらによってジェンダーや人種問題なども絡めた総合的な改革として考察を行なう歴史研究や、財政学やガバナンス論の立場からヨーロッパのプロ・フットボールの比較研究を行なうモローなど新たな潮流も現れている。

一方で、一連の改革が行なわれた 1980 年代～90 年代初頭は、イギリスにおいて多様なディシプリン（歴史、社会学、経済・経営学など）に基づくスポーツ研究が本格化した時期にあたる。そのためジャーナリストやサポーターなど多様な立場にある人々が大学に所属する研究者とともに重要な考察を発表するのみならず、逆に研究者が改革に有識者として現場に関わることもあった。

そこで本発表では、リーグや FA 関係者の言説のみならず、研究者、特に 1980 年代にスポーツマネジメントの視点から研究を行っていたジャネットやスローンらの文献も「史料」として分析することで、プレミアリーグ設立にいたる改革における議論

を新たに整理する。研究者としての側面と同時代のステークホルダーとしての側面の両方に焦点をあてることで、プレミアリーグ設立の経緯の歴史的意義をより詳細に浮かび上がらせることができるだろう。

まず、プレミアリーグ設立に至る改革の背景について整理する。既に述べたフーリガン問題と老朽化したスタジアム事故の頻発だけでなく、伝統的な収益構造も限界を迎えていた。1950 年代以降、減少が止まらない入場者数、最大給与規則の廃止と移籍規則の改定による選手の給与の急激な上昇、そして両者のギャップを埋めるための入場料の値上げが問題であった。確かに 1960 年代以降、テレビ放映権料収入やフットボールくじの販売を行なうブックメーカーからの権利料収入など、収益源の多様化が徐々にではあるが進んでいたが、1980 年代前半の段階では入場料収入に依存する構造が根本的に変わってはいなかった。

こうした状況に対する不満は 1980 年代以降に表面化してきた。リーグ設立時から変わらない、全てのクラブが総会において平等な投票権をもち、収益配分も全てのクラブに平等に行なう伝統的なガバナンス体制と、その中核を担う運営委員会への不満が高まっていた。特に資金力を背景に好成績を残す一部のトップクラブは、リーグに対する影響力を高めたい FA と連携を諮りつつスーパーリーグを設立して独立を模索していた。こうした経済的な背景に起因する運営委員会に対する不満とスタジアム事故の頻発が重なり合うことで、リーグの伝統的なガバナンスに対する改革の機運が一気に高まったのである。

リーグの改革を巡る議論は 1980 年代初頭から本格化し、1983 年にノーマン・チェスターを議長とする調査委員会による報告書がリーグに提出された。チェスター報告はリーグ、クラブの関係者だけでなく、FA、選手、記者、サポーター、議員などを対象としたヒアリングを基に、入場者数・入場料収入の変化とリーグのガバナンスに焦点をあて「リーグ戦の構造の見直しと将来の可能性について提言」を行なった。チェスター報告では、入場者数が減少しているにもかかわらず給与が上昇している歪みを解消するためには、放映権料やスポンサー収入など入場

料収入以外の収益を拡大するとともに、成績上位のクラブに集中的に配分することが必要という提言がなされている。そして、伝統的に重視されてこなかった都市郊外に居住する幅広いファン層を開拓し収益を増やすためには、2部以下のクラブも大きな発言力を持つことが現状の運営委員会中心のガバナンスが改革されなければならないと主張されている。このようにチェスター報告にはプレミアリーグに繋がる基本的な考え方がほぼ詰まっていた。

一方で、チェスター報告に対してはスポーツマネジメント研究から批判的な見解が寄せられた。特にジャネットとスローンによるチェスター報告を検討するワーキング・ペーパーでは、プロ・フットボールの産業としての衰退を認めつつ、チェスター報告の提言を過度の商業化に繋がるものとして批判した。2人はリーグ運営委員会と大部分のクラブが持つ保守性を認めつつも、プロ・スポーツは「制限された競争」(Restricted Competition)により戦力均衡を保つことが必要であるとともに、リーグやクラブの目的は「利益最大化」(profit-maximisation)ではなく「効用最大化」(utility-maximisation)が目的であると強調されている。その上で、サポーターを中心とする幅広い層による株式所有を推進することが経営の安定化につながるという見解を示した。その後もプロ・フットボールに関するワーキング・ペーパーが出され、収益配分ルールと選手の移籍・給与に関する考察が行なわれ、ジャネットとスローンの論を補強されていった。

1980年代前半のこの二つの論は、1990年代初頭に行なわれたリーグとFAによる将来構想に引き継がれていった。1990年にリーグによって出された将来構想 (*One Game, One Team, One Voice: Managing Football Future*) では、ジャネットとスローンの見解と同様に過度の商業化への警戒が随所にみられ、自治体と連携して老朽化する施設対策を行なうとともに、地域コミュニティをベースとするプロ・フットボールの再活性化を目指す方針が示された。一方でこうした主張の背景には、運営委員会を中心に平等配分の法則を護持したい中位・下位クラブの思惑が強く反映されていた。

それに対してFAはチェスター報告の提言を更に推し進め、伝統的なサポーター層よりもより幅広いファン層を取り込むことを重視し、ケーブルテレビによる有料放送とスポンサー・ライセンス料収入の拡大により入場料収入に頼らない徹底的な収益構造改革を主張した。これは不況下でも激化する国際競

争に対応できるよう、マーケティングとブランディング戦略に基づいたイングランドのプロ・フットボールの国際展開をみすえたものであり、この構想の延長線上で1992年にプレミアリーグが設立された。

プレミアリーグ設立に至る議論を振り返ると、マーケティング・ブランディング戦略に基づく収益の多様化によるトップクラブ中心の国際展開を測るべきとする論と、サポーター・自治体との連携を核に据えて地域の再活性化による打開を訴える論の二つが存在していたことが確認出来る。これらは1970～80年代の社会情勢と非常に強く関連しており、特に前者は1980年代以降のスポーツのグローバル化・商業化の潮流を汲んだものだといえる。

しかし、二つの論が対立する構図は、100年以上におよぶプロ・フットボールの歴史において形を変えながら続いてきたとも言える。改革を巡る議論が行われた1980年代は様々な角度からスポーツ研究が本格化した時期にあたり、例えば経済学・経営学的観点から19・20世紀転換期のプロ・フットボール史研究を行ったヴァンプリューは、「制限された競争」「効用最大化」を重視する点で、スローンやジャネットと共通している。つまり、プロ・スポーツ特有のガバナンスを訴える研究者の議論は、歴史的な文脈に接続されることで強固な基盤を築き、1990年代以降のサポーターを中心に地域コミュニティを核に据えたプロ・フットボールのもう一つのあり方の模索へと繋がっていった。

以上から、プレミアリーグ設立は、グローバル化とコミュニティ化の進展という同時代の問題だけでなく、プロ・フットボールの歴史における問題の本質をより明確に顕在化させたと言えるだろう。

主要参考文献

- Norman Chester (1983), *Report of the Committee of Enquiry into Structure and Finance*, London: Football League.
- Football Association (1991), *The Blueprint for the Future of Football*, London: Football Association.
- Football League (1990), *One Game, One Team, One Voice: Managing Football Future*, London: Football League.
- N. Jannett and P. J. Sloane (1983), *Football in Decline: An Economic Analysis of the Report of the Chester Committee of Enquiry*, Social Science Working Paper, Paisley College of Technology Department of Economics and Management.

アフリカ野球史
－文化帝国主義から開発援助へ－

石原豊一（スポーツ史学会）

キーワード： 1, 文化ヘゲモニー 2, 開発援助

近年、スポーツを通じた開発援助がクローズアップされている。その結果、それまで当該スポーツが普及していなかった地域に、そのスポーツが盛んな先進国のアクターが、援助の名の下、普及活動を行う流れが構築されつつある。本研究において取り上げる野球の場合、従来ほとんど普及の進んでいなかったアフリカにアメリカ合衆国や日本のアクターが開発援助の一環として両国の「国民的娯楽」と言っている野球を普及するケースが目立っている。とくに日本のアクターの活動には目覚ましいものがあり、普及活動の成果として、日本の独立プロ野球リーグに選手を輩出するまでになっている。

本研究においては、アフリカにおける、主として日本のアクターによる野球普及の歴史をたどることによって、現在、スポーツ普及のかたちが、それまでの文化帝国主義になぞらえられたものから大きく変容しつつあることを提示する。

スポーツを近代の産物とするならば、アフリカとスポーツはなかなか結び付かない。この大陸におけるスポーツの歴史とは、近代とともに始まった帝国主義による伝統的な身体文化の消滅と欧米列強が生み出した近代的なそれ、つまりスポーツの浸透ということが出来る。その様はまさに「文化帝国主義」の語で表すにふさわしい。

帝国主義の時代、アフリカがヨーロッパ列強の草刈り場となったことは、この地におけるスポーツの受容が、ヨーロッパ発祥のそれを中心に進行したことを示している。実際、この大陸において最も人々の心をつかんだのは、イギリス発祥のサッカーである。そして現在、アフリカの人々の身体能力の高さと相まって、アフリカンサッカーは、世界のプロサッカーリーグの頂点に君臨するヨーロッパ各国の強豪リーグに人材を輩出し、また、クラブレベルでも、ナショナルチームレベルでも、国際大会において時として世界の強豪と伍するなどその名を轟かせている。

また、道具をほとんど使用しないという点で、貧しさがハンデになりにくい陸上競技においても、現在アフリカはその存在感を増している。

アフリカにおけるスポーツの歴史を概観してみる

3, 野球

と、帝国主義の時代、この地の新たな支配者としてやってきたヨーロッパ人たちが、この大陸の「未開人」たちを「文明化」するツールとして、自らが近代化した身体文化であるスポーツを利用したことにその第一歩が記されたことがわかる。スポーツは、体育教育というかたちで、アフリカ人を服従させるプログラムとして利用されたのである。その結果、前述したサッカーに加え、同じくヨーロッパ発祥のラグビーがこの大陸で今なお人気を博している。

アフリカの人々にとって、スポーツはやがて、支配者の文化として、ある種の憧れをもってみられるようになり、そのことは、弱者による強者の文化事象の受容としてのスポーツ普及を促した。これをスポーツ史家、アレン・グットマンは「文化ヘゲモニー」の語をもって示している。

やがて、二度の大戦を経て、植民地主義が排され、アフリカ各国が独立するようになったが、皮肉なことに、帝国主義の残滓とも言えるスポーツが、ネイションビルディングのツールとして利用されるようになった。旧宗主国の都合によって引かれた国境線は、民族、部族をしばしば分断し、アフリカにおける近代国家建設の障害となったが、この現実を前に、各国はスポーツを人種、民族を越えた国民融和のツールとして利用したのである。この傾向は現在の開発援助の一環としてのスポーツ普及にも受け継がれている。

先進国において、スポーツは娯楽と化し、それはやがてスペクテイタースポーツの隆盛を生むのであるが、その結果、とくにグローバル化が加速的に進んだと言われる 1990 年代以降、アフリカは先進国のプロスポーツへの人材供給地としての役割を強めていった。この時期以降のアフリカへのスポーツ普及は、サッカーを中心とするスポーツ資本が、安価なタレントを求めて現地にアカデミーを設立し、選手を育てるというかたちや、あるいは、陸上に代表されるような、先進国への「脱出」を夢見た青少年が、富へのツールとして競技を行うという経済的要因の強いものになっていく。

このような潮流に対して、先進国のアクターが、開発援助の一環としてスポーツの普及活動を行う流

れも構築されている。食糧支援やインフラの整備などのような物質的な援助以外の娯楽やスポーツの提供が、精神的豊かさだけでなくそれを通じたコミュニティの形成や、破たんした民族・部族間の対立の緩和、さらには新たな産業の育成や途上国に蔓延するエイズ問題の解決にまでつながるという視点から、1980年代以降、先進国アクターによるスポーツ普及策がなされるようになってきている。

本研究は、このアフリカにおける3つのスポーツの普及のフェーズ、つまり、文化ヘゲモニー、スポーツ資本による人材獲得網構築、開発援助の流れの中に、野球普及の歩みをのせていこうというものである。

アフリカ大陸が、ヨーロッパ列強によって分割されていた歴史は、この大陸が、アメリカンスポーツにとって「不毛の地」であったことを示している。実際、第二次世界大戦以前のアフリカにおける野球の記録と言え、1889年にアルバート・スボルディングによるメジャーリーグの興行ツアーがエジプトに立ち寄り、ピラミッドの前で試合を行ったことと、1930年代に存在したイギリスのプロ野球において、南アフリカ共和国出身の選手が在籍していたことくらいしかない。

したがって、本格的にアフリカに野球がもたらされたのは、第二次大戦後、アメリカの影響力が世界中で増大する中、現地に赴任したアメリカ人や、慈善団体などによってのことであると思われる。

現在、アフリカにおける野球の中心となっているのは南アフリカ共和国を中心とする南部アフリカであるが、この地域には、1996年代頃から各国・地域において小規模の大会も開かれるようになった。この時期のアフリカにおける野球普及は多分に「文化ヘゲモニー」的であったであろうと推測される。

1990年代になると、北米トップリーグであるメジャーリーグ・ベースボール(MLB)によって、アフリカが、新たな人材貯水池とみなされるようになり、MLBによる普及活動が始まる。その結果、2000年のシドニーオリンピックに初出場、2006年に始まったプロ傘下の国別トーナメント、ワールド・ベースボール・クラシックにも出場、2011年には、短期のアカデミーキャンプが行われるようになるなど、人材供給地としての役割を南アフリカ共和国は年々強めている。

この流れと同時並行する形で進んでいるのが、先進国アクターによる開発援助としての野球普及である。現在においてこの活動の中心となっているのは、

日本のアクターである。

口頭発表においては、ガーナ、ブルキナファソ、ジンバブエ、ウガンダにおける日本のアクターによる野球普及の歴史を概観する。その上で、アフリカにおける野球普及の歴史もまた、「文化ヘゲモニー的普及」、「資本と結びついた普及」、「開発援助としての普及」という3フェーズに分類することができ、さらに言うならば、「開発援助としての普及」も、この種の普及活動の結果、結局は人材を日本に送り込むことによって資本の論理に収斂されていくことを示していく。

野球伝来をめぐる言説研究 —好球生の正体は杉浦重剛か—

玉置 通夫（立命館大学非常勤講師）

キーワード：1，問題の投書 2 好球生の正体 3 杉浦重剛説の重み

1 問題の投書

従来、野球が国内に伝播した年次については、明治5年説と6年説があったが、最近では5年説にほぼ統一されている。その根拠は、明治29年7月22日の新聞「日本」(1)紙上に掲載された「野球の来歴」と題した投書である。筆者は好球生と称する匿名で、3日前の7月19日に掲載された正岡子規のコラム・「松蘿玉液」(署名は幼名の升＝のぼる)の内容に異議を唱えたものである。子規は野球の来歴について、「元新橋鉄道局技師(平岡熙と云ふ人か)米国より帰りて之を新橋鉄道局の職員間に傳へたるを始とすとかや。(明治十四五年の頃にもやあらん)」(原文のまま)と記したが、それは誤りであることを自らの体験に基づいて詳細に指摘したのだ。

好球生は、「ベースボールの初りは明治五年の頃なりし」とし、第一大学区第一番中学(2)に英語や歴史などを教えるウイルソン(3)という米国人教師がおり、運動場で自分たちにノックをして楽しんでた。やがて、仲間に入る学生も増え、同6年になるとベースを置いて試合をするようになった、と記している。さらに好球生は、当時の名選手の名前も挙げており、具体的な内容から信憑性の高い投書と言える。

2 好球生の正体

それならば、好球生とは一体誰なのだろうか。投書と称する文章から推察するほか無いが、これまで、好球生の正体探しに関する先行研究は見当たらず、在野の野球史研究家の中でも好球生の正体探しに言及しているのは、明治時代の野球史研究に尽力した君島一郎(4)だけである。

君島は著書の「日本野球創世記」の中で、杉浦重剛説を主張している。(5)杉浦は滋賀県膳所藩の出身で、明治維新とともに藩費遊学生として江戸に出た。明治5年に第一大学区第一番中学に在籍していた人物であり、後に英国に留学し、帰国後は急速な欧化主義に反発して日本主義の論客として活躍、教育者としても名を成し、皇室の進講係も務めた。

ところが、君島が杉浦説を唱える根拠については、特に確証があるわけではなく、杉浦ら明治5年の第一大学区第一番中学生が写っている写真(6)をもとに、「なんとなく杉浦ではないだろうかと思った」というすこぶる脆弱なものだ。「日本野球創世記」の

中で、「好球生とは杉浦の匿名だろうか、そんな想念がツと私の脳裡をかすめた。(中略)私にこの想念が断ち切れないのは一体どうした事であろう」(原文のまま)と自問している。つまり、根拠は薄弱ではあるが、杉浦ならば面白いような気がしてならない、と言うだけで、具体性に欠けるのが弱点だ。

3 杉浦重剛説の重み

これだけならば、杉浦説は単なる思い付きに過ぎず、あえて取り上げる問題ではないかもしれないが、ややこしいのは、杉浦と日本新聞との間には抜き差しならない関係があり、好球生が杉浦であっても全くおかしくない要素がそろっているからだ。というのは、子規が「松蘿玉液」を掲載していた日本新聞は、杉浦の知己であり当時の論壇で重きをなしていた三宅雪嶺が主宰しており、杉浦は、1889(明治22)年に同紙が発刊された時の創刊発起人であり、しばらく論説委員として健筆を振るった。その後、同紙を離れ、子規がコラムを掲載した明治29年には自ら創設した日本中学(7)を拠点に教育に力点を置いている時期に当たる。

つまり、好球生が杉浦ならば、自らが新聞社へ行き、顔見知りの三宅に顛末を話し、口述か執筆かは不明だが、「好球生投」という匿名の投書という形にしておいて欲しい、と頼んだ事になる。もし本当に市井の無辜の人からの投書ならば、内容の吟味や投稿者の検索に時間が必要だ。それを、すぐに紙面化するのには、現実的ではありえない。また、この事実を裏付けるように、投書の横に子規の弁明も掲載されており、「おぼろげな伝聞を書いてしまったが、来歴を知ることが出来たのは好球生のお陰」(大意要約)と誤謬を認めた上で好球生に感謝までしており、「全文を掲げて正誤に代ふと云」(原文のまま)と記している。これも、全く知らない人からの投書ではありえない証左になる。子規は前年の明治28年に喀血し、脊髄カリエスの病状が少しずつ進行しており、日本新聞の社員ではあるものの記者として出勤することがままならなくなっており、自宅でコラムの「松蘿玉液」を執筆していた。このため、投書が新聞社に寄せられ、それを社員が子規の自宅まで届けたとしても、未知の市井の人士からのものならば、内容を読んで敏感に対応することはなかっただろうと推察される。

また、杉浦が野球に少しは関心があったのではないと思われるエピソードが、元プロ野球解説者の小西得郎の自伝(8)にある。小西が日本中学の学生だった1910年ごろ、野球に熱中して成績が下がったことを憂慮した父親が校長の杉浦に対応を懇願した。そこで杉浦は漢文の厳しい先生の自宅に居候させることを提案したが、その先生の自宅は早稲田大学のグラウンドの真裏で、かえって小西の野球熱を増長させる結果となった。杉浦が小西の野球熱は練習禁止にして治るものではないことを理解していたのではないかと考えることが出来る。つまり、野球に対して、ある程度の理解が無ければ、早稲田の選手たちが練習するグラウンド裏の家で謹慎させるのはうかつと言う外はない。杉浦が野球に対する理解を持っていた証左になるかもしれないと考えるが、もちろん決定的なものではない。

こうやって見て行くと、確かに杉浦説は一定の説得力を持っている。しかし、確定的な説にするには、具体的な証拠が必要だ。そこで、杉浦は多くの著作を残しているが、中でも日誌や回想記(9)に注目してみた。明治9年、杉浦は政府から英国への留学を命じられ、直接英国へ向かうのではなく、横浜から太平洋を渡って米国西海岸のサンフランシスコに上陸し、大陸を横断して東海岸のニューヨークから大西洋を進んで、英国へ向かうルートを選択している。その約3週間に及ぶ米国滞在中に見聞した事案について、日誌に詳述しているが、野球に関する記事は全く見当たらない。野球の母国とも言われる米国であり、杉浦が滞在した明治9年にはプロ野球のナショナル・リーグも発足している。このような状況で、野球に関する事象を見聞したことは想像に難くないものの、野球に関する記述が全く見られないのは、不思議と言わざるを得ない。英国留学を前に周囲に耳目を集中させる余裕もなかったとは考えられないうえ、わずか4年ほど前の野球の思い出を忘れてしまったと考えるには無理があるだけに、理解に苦しむところだ。

日誌以外にも、杉浦は若き日の思い出を雑誌などに発表しているが、明治5年ごろの学生生活や友人らの模様を記述した文章の中に、ウイルソンと言う名の教師や野球に関する件は全く出てこない。

また、好球生の投書にある「明治5年頃」という表記について、「明治5年」と書かなかったのは、なぜなのか。好球生は、当時40歳過ぎと推定される。はっきりとした日時を思い出せないような状態になっていたのだろうか。それとも、頃というのは日ごろの癖のようなものなのか。そのあたりは、全く手がかりが無い。

このほか、この投書の3年後、雑誌・運動界の明治32年第1号、第11号にも好球生の署名で2通の文章が掲載されている。しかし、内容は青森県と大阪府の中等学校野球の試合の模様を伝えるもので、日本新聞の好球生とは別人と見てよい。当時、野球好きの人士の間で、好球生の署名が珍しくなかったことが分かる。

いずれにしても、好球生＝杉浦重剛説には、決定的要素が欠けている。それならば、好球生は杉浦ではないのだろうか。もちろん、その可能性が消えた訳ではない。しかし、否定するだけの絶対的な論拠に欠けるのも事実である。例えば、前述の「明治5年の第一大学区第一番中学校の学生」の写真の中で杉浦以外の志賀泰山、野村●吉、一瀬勇三郎、中村弥六、穂積陳重にも好球生の可能性はあるはずだ。今後、これらの後に各分野で活躍する人たちの自伝や日記の類を渉猟して、好球生との接点の有無について探索する必要がある。現在のところ、杉浦説は有力ではあっても、著作からは完全に肯定するだけの材料がないのが実情である。好球生は「過ちを正しておこう」といった気楽な気持ちで記述したのかもしれないが、後世、自らの投書文が大きな資料的な価値をもっていることに驚いている事だろう。今後の一次資料の発見が必要である。

注

(1) 1889(明治22)年2月11日創刊の日刊紙。ジャーナリストの陸羯南が社長兼主筆に就任、過度な欧化主義に反発し、国粹保存、反官権などを主張した。最盛期は2万部を越えたが、明治29年当時は約6000部。1914(大正3)年12月31日で終刊。

(2) 明治6年に開成学校となり、東京大学の前身となった。

(3) 資料御雇外国人(ユネスコ東アジア文化研究センター、小学館、1975年)によると、Horece Wilsonは明治4年に赴任し同7年まで英文学などを教えた。

(4) 旧制一高の野球選手で戦前、日本銀行から朝鮮銀行副総裁を務めた銀行家。戦後、明治期の野球史研究に取り組んだ。

(5) 1972年、ベースボールマガジン社、22-24頁。

(6) 東京帝国大学五十年史(東京大学出版会、1932年)より同書23頁に転載

(7) 1885(明治19)年創設で、現日本学園高校。

(8) したいざんまい私の懺悔録(実業之日本社、1957年)50頁-54頁。

(9) 杉浦重剛全集(杉浦重剛全集刊行会、1978年)第6巻日誌、回想の「航英日記」、「亡友遺遠録」。

※●は金扁に珍の右側。

伊東 佳那子（中京大学大学院）、來田 享子（中京大学）

キーワード： 1，明治初期 2，盆踊り禁止令

1. はじめに

盆踊りが文献上に最初に表記されたのは、本田（1996）によれば、『春日權神主師淳記』の1497（明応6）年7月15日の条であり、盂蘭盆の供養に催された風流が、踊りの要素の多いものに展開して行われた。小林（2011）は、仏教の宗教性や、華麗な風流の仮装を凝らした演出が加わったことにより、盆踊りは、日常とは違った華やかな衣装を纏い踊るといった仮装性をますます増幅させることになったと指摘している。江戸時代後半には、盆踊りが幕政体制への反逆行為に利用された一方で（小林、2011）、農民にとって最大の娯楽であり、恋の逢瀬を楽しむ公認の場でもあった（太田、1961）。

しかし明治時代に入ると、盆踊りは日本の近代化に伴い、弾圧の対象とされた。この背景には、政府による軍事・産業・文化面での西欧化を促そうとする政策があった。盆踊りは、男女混浴、歌舞伎、相撲等、庶民による伝統的な娯楽としての年中行事とともに、野蛮な習慣として否定された（池間、1983）。各府県では、盆踊りが持つ身体や性の解放要素が文明開化の妨げであり、風紀を乱すという理由から、禁止令が公布された（小林、2011）。池間（1983）によれば、これら盆踊り禁止令の記載内容には地域で差があり、各府県の盆踊りに対する考えの違いによって規制状況が異なっていたことを指摘する。

盆踊りを研究対象とする先行研究は、起源の解明や地域の事例を研究したものが多く（三室、1967、安藤、2006など）。しかし、盆踊り禁止令に関しては、その内容を精査し、日本における身体表現文化変容の通過点と捉える観点から検討した研究はみられない。そこで、本研究では、(1) 明治時代に公布された盆踊りや踊りに関する禁止令の記載内容と、

(2) 盆踊りの禁止理由を明らかにすることを目的とする。

明治政府や地方の行政が理想とした文明開化期における「近代的な社会秩序」とはどのようなものであったのだろうか。新たな社会秩序を構築するために公布された盆踊り禁止令は、日本における身体表現の変容にどのような影響を与えたのだろうか。本研究では、このような疑問に答えることによって、

3，伝統的身体表現文化

禁止令公布以降、近年に至るまでの伝統的身体文化の歴史を考察するための手がかりを得たい。

2. 研究方法

1979（昭和54）年に発行された『日本庶民生活史料集成 第二十一巻 村落共同体』に掲載されている各府県の行政命令から、「盆踊」「踊」「手踊」の言葉が含まれているものを抽出した。

上記の方法で抽出した中で、本研究が対象としたのは21県の31通の行政命令（30通の禁止令※、1通の布達）であった（表1）。これらの記載内容を分類し、検討を行う。※本研究で取り扱う禁止令は、禁令の題目に表記はないが、盆踊りを禁止する趣旨である行政命令も全て禁止令とした。

表1. 対象の行政命令の公布年数と公布回数

1870（明治3）年	群馬
1871（明治4）年	徳島
1872（明治5）年	群馬、栃木、福岡（2）
1873（明治6）年	福島、福岡（2）、山形、岩手、宮城、秋田、和歌山、栃木
1874（明治7）年	岐阜、神奈川、佐賀
1875（明治8）年	石川、青森、群馬、岐阜
1876（明治9）年	香川、群馬（2）
1877（明治10）年	茨城、愛媛
1878（明治11）年	静岡
1883（明治16）年	富山

※（ ）内は、同年に公布された回数を示す。

3. 結果

以下の結果の記載では、盆踊りの禁止理由を一重線、盆踊りの評価を波線で記した。

(1) 記載内容の分類

本研究が対象とした31通の行政命令のうち、30通には、盆踊りを禁止する理由（以下、「禁止理由」とする）、各府県が盆踊りをどのように評価しているか（以下、「評価」とする）の内容を含む記載や、「八月三日ニ至り盆踊ヲ禁ス参看スヘシ」（青森県）のように禁止事項が含まれていた。また、徳島県による布達1通は、盆踊りを許可するものであった。

記載内容別に①盆踊りを許可したもの、②禁止事項を記したもの、③評価を記したもの、④禁止理由と評価の両方を記したもの、⑤禁止理由のみを記したもの、の5つに分類した結果、④と⑤の行政命令が多く出されたことが明らかとなった。（表2）。

表 2. 記載内容の分類と行政命令数

① 盆踊りを許可した記載	1
② 禁止事項の記載	4
③ 評価の記載	4
④ 禁止理由と評価の記載	15
⑤ 禁止理由の記載	7
計	31

(2) 盆踊りの禁止理由

表 2 における④と⑤の計 22 通の行政命令に記載された盆踊りないし踊りの主な禁止理由は以下のように分類することができた。

1) 若者、子供を対象とした禁止理由

禁止内容に、「若者」「子供」「少年」という言葉を用いているものが 30 通の禁止令のうち 10 通あった。例えば、山形県の禁止令では、「(前略) 田植踊ト号シ若者共群行市在踊り歩キ亦ハ者真似等致シ身元有之家ニ立寄り酒食等貪リ侯趣右ハ従来卑陋ノ風習(後略)」と記され、上記を行う田植え踊りは「卑陋」とされた。

群馬県は、子供手踊りを含む興行を行うことが、「(前略) 数十日之間農商ノ家業ニ怠リ終ニ遊惰之習俗ニ染ミ(略) 全国之風俗各邨之貧富ニモ関係致シ(後略)」(明治 5 年)と考えていた。その他にも盆踊りや手踊りが、「(前略) 就学ノ妨害ヲナス(後略)」(石川県)、「(前略) 少年習業ノ期ヲ誤リ無用ノ財ヲ費シ終ニ俳優ニ陥ル(後略)」(佐賀県)という禁止理由がみられた。

2) 男女の関係に関する禁止理由

香川県は、手踊りを「(前略) 男女混雑尤鄙猥ヲ極メ(後略)」と記している他、福島県は「(前略) 念仏躍ト相唱へ湛秋之際仏名ヲ称へ太鼓ヲ打男女打群レ夜ヲ侵シテ遊行シ中ニハ如何ノ醜態(後略)」と記載していた。このように、盆踊りという場で、「男女が混雑」することを問題視し、それを「鄙猥」や「醜態」という言葉で表現していた。

3) 身体に関する禁止理由

秋田県は、「(前略) 深夜外歩スルハ第一人身ノ健康ヲ害スル(後略)」という身体への影響を禁止理由としていた。また、栃木県は盆踊りが「(前略) 裸体其他異形之体ニテ舞跳致シ侯儀甚不体裁(後略)」であると記し、盆踊りの持つ風流の要素を否定した内容であった。

4) その他

岐阜県は盆踊りが、「(前略) 老幼男女群集無益ノ事(後略)」とした。また、大分県は、「従前盆踊ト

唱へ旧暦七月歌舞雑戯ヲ為ス之陋習者維新之今日有ル間敷事ニ俟(略) 速ニ開明淳良之風俗ニ化誘侯様厚ク注意可致此旨布達侯事」と記し、速やかに「淳良の風俗」とする為に盆踊りを禁止していたことが明らかとなった。

4. 考察および今後の課題

本研究では、各府県によって公布された盆踊りに関する行政命令の記載内容の検討を行った。

検討の結果、盆踊りの禁止理由や禁止事項だけでなく、当時の盆踊りに対する否定的評価を記した府県が多く、各府県が盆踊りの存在価値を否定することを通じ、当時の人々に旧来の習慣が「非近代的」であることを植え付け、文明開化期の政策を推し進めた状況がうかがえた。一方、行政命令の中で唯一盆踊りを許可した徳島県の事例に関しては、下川

(2011) が「阿波踊りが、もはや県などの意向では禁止できないほど定着していた」と言及しているものの、さらなる検討が必要であると考えられた。

盆踊りの禁止理由の一つにあげられた身体に関する理由は、明治政府の公衆衛生行政の観点から解釈することができる。成沢(2011)は、近代国家形成期の明治政府にとって「人為的に構成された空間の中においてのみ、身体の秩序は維持され」、清潔と健康が社会的必要条件となったことを指摘する。この指摘にもとづけば、「健康」で「清潔」な身体こそが正しい秩序とされたことに対し、盆踊りを踊る身体は、この秩序を逸脱する弾圧対象であったことになる。さらに「社会の安定と秩序のため、あるいは文明のためには、身体を制度による規則に従わせ、また欲望を抑圧し、幸福を犠牲にしなければならない」

(阪本、2010)にもとづけば、明治政府による「近代的な社会秩序」とは、盆踊りのような身体表現文化を当時の庶民にとっては異文化である西欧的な文化の枠組みに沿って強制的に制度化し、その解放性を抑圧することで形成されていったと考えられる。

踊りに起因する他の要素が禁止されたことで、結果的に人々の生活に根付いた踊りそのものは排除された。その一方で、「踊る」「表現する」という行為それ自体が禁じられなかったことは、大正期以降、複数の地域で復興の動きを生じさせる要因になった可能性がある。

本研究では、盆踊り禁止令公布の契機となった政府の動きを捉えることはできなかった。これについては、本研究の限界であり、今後の課題とする。

小林青樹（奈良大学）

キーワード： 1, 相撲 2, 古墳時代 3 スパイク状打撃具

1. 発表の趣意

古墳時代の力士とされる埴輪の足背部には、先端の尖った突起が多数つけられており、現代的にいえばスパイク状をなす器具が装着されている。この器具は、足に装着されていたことを考えると、当時の相撲において使用されていた打撃具であったことになる。果たしてこの器具の機能はいかなるものであったのか。今回の発表では、その起源に遡りこの器具から発する問題について検討することを目的とする（註1）。

これまでの古墳時代の力士埴輪に関する研究では、まわしの存在、体格の特徴などから日本書紀などに記載されている相撲の力士に該当するであろうという解釈がなされ、主として資料紹介を中心にその概要が検討され（塚田ほか 1992 など）、今回問題とする足背部装着のスパイク状打撃具は注目されてこなかった（森 1988、群馬町教育委員会 1990 など）。

2. 力士埴輪足背部装着のスパイク状打撃具

(1) 力士埴輪のスパイク状打撃具

力士埴輪は、全国で約 20 数例が発見されており（かみつけの里博物館 2008 など）、5 世紀半ば頃の島根県松江市石屋古墳が最古例で概ね 6 世紀ころまでつくられた。これまでの出土例の分布の特徴は、近畿地方と関東地方に集中する傾向がある。

足背部装着のスパイク状打撃具は、小さい円錐系、もしくは四角錐状の粘土を足背部前面、足首手前付近までに貼り付けている（図1）。このスパイクの数については、9 個程度密に貼り付けているもの、5 個程度をやや疎密に貼り付けているものなどいくつかグルーピングが可能である。装着方法については、力士の足指が表現されているところからみて、素足にそのまま装着しているようである。器具を足にどのように装着しているのかについては不明で、緊縛痕跡など装着状態までは表現されていない。

その他、力士埴輪には、足指表現のないものがあり、それらは靴を履いていた可能性もある。

(2) スパイク状打撃具の出土例

最近、兵庫県三木市高木古墳群 TA-II 区 1 号墳からスパイク状打撃具の可能性のある大小 2 セットの

輪状鉄製品が出土していることを知った（図3）（註2）。本例は、輪状鉄製品とされ、これまで何に使用したものか全く不明な遺物であった。いずれも、細長い板を輪状に成形し、突起は四角錐に近く高さ 2.0cm をなす。大型品は、短辺を弧状に他の 3 辺は直線状をなし、突起は 6 個つく。小型品は、方形をなし突起は 4 個つく。長軸 9.8cm、短軸 7.8cm。力士埴輪の装着状態では、尖頭突起を足背部前面、足首手前付近までに貼り付けており、大型品がそれに対応するであろう。図には 1 セットのみを示したが、大小 2 セット出土しており、足背部に大型品を装着したとすれば、小型品は足裏部に装着した可能性を考えたい。大型品のサイズは、成人男性の足背部の広さにちょうどよい。なお、これらの器具の装着法は、おそらく紐などで縛って使用したのであろう。

(3) スパイク状打撃具の機能

上述の特徴からみて、仮に足背部のみに装着されていた場合は、まわし蹴りのような技が駆使されていた可能性を指摘でき、高木古墳例が実際に足裏にも装着されて使用されていたとすれば、さらに蹴り技は多彩であったと推測できる。

『日本書紀』十一垂仁天皇記に記載されている著名な野見宿禰と当麻蹶速の相撲の場面では、両者はともに蹴りあい、宿禰は蹶速の脇骨を蹴り折り、さらに蹶速を踏みつけ蹶速の腰骨をも折り殺した、とされる。スパイク状打撃具の存在は、こうした光景が古墳時代に実際に存在した可能性を想起させる。

なお、これまで出土している力士埴輪の足部では、この足背部装着のスパイク状打撃具を持たないものも多く存在し、スパイク状打撃具を使用しない場合もあったことがわかる。

3. スパイク状打撃具の起源

古墳時代の日本列島のスパイク状打撃具の起源はどこにあるのか。足背部以外にかかわらずスパイク状のものがつけられた打撃具を検索すると、朝鮮半島の三国時代、高句麗で使用された 4～5 世紀頃の高句麗金銅製飾履の底板が候補となる。

図2は、中国吉林省の集安から出土した高句麗の高句麗金銅製スパイク（遼寧省博 2006）で、表面に鍍金し

た金銅板に、四角錐形の金銅製スパイクが多数ついており、底板の縁に穴が多数あけられていることから、革か布製の側板が綴じつけられていたと推定されている。中国集安の高句麗壁画古墳の三室塚や蓋馬塚などでは、底板にスパイクがついた靴をはいている武人の表現があり（金ほか 1974）、実際には鉄製のスパイク状打撃具をつけた靴を用いていたと推測される。このような高句麗に見られるスパイク状打撃具における突起のあり方は、四角錐をなす点でよく似ており、さらに高木古墳例の突起ともよく似ている。高句麗のスパイク状打撃具は、足の裏側のみを使用したもので、日本のものは足背部、ないし裏側を使用した可能性を先に述べた。筆者は、スパイク状器具をもつ点でこうした両者に何らかの関係があると考えたい。

また、百済・新羅・日本の非実用品・儀器化した金銅製飾履のなかには、つま先側が反って浮き上がり、底面に接地しない面があり、そこに金銅製スパイクがついている。このようなスパイクのつき方が実用品であったとすれば、高木古墳群例のような器具を足の裏にも装着していた可能性がある。いずれにしても、足背面にスパイク状器具を装着して使用したのは日本のみの可能性があり、高句麗のスパイク状器具の影響を受けながらも日本的にアレンジし、同時に足背面を使った蹴り技が当時の日本において実践していた可能性を考えておきたい。

高句麗の武人がスパイク状打撃具のある靴を使用していたのは、戦争での格闘のためである。これは格闘技が戦争のための技の鍛錬のために発達し、相撲の起源は生死をかけた格闘のなかから誕生したことをスパイク状打撃具は物語っている。この視点は、日本列島において最初に戦争が始まった弥生時代にすでに格闘技が存在していた可能性を考えさせる。

4. 展望

相撲の起源と系譜をめぐっては、たとえば森貞次郎のように、東アジアのなかでは、高句麗の角抵塚壁画古墳に描かれた相撲格闘の光景を系譜の一つに考えている（森 1988、寒川 1993 ほか）。こうした考え方と今回の検討は決して無関係ではない。問題はさらなる系譜の追跡である。現状では、高句麗より北方の地域ではスパイク状金具に類する資料は見いだせていない。しかし、系譜的につながる相撲の広がりや、遊牧民社会である北方地域や内陸アジアにまで至る可能性は高い。今回問題としたスパイク状打撃具の系譜については、今後、中国北方地域で

資料を検討し、調査を進めたい。

註

（1）本研究は、設楽博己（東京大学）・山田康弘（国立歴史民俗博物館）の両氏と現在進めている格闘技の考古学的研究の成果の一つである。今回は、小林が代表してスパイク状打撃具の起源について予察的考察を行った。スパイク状打撃具自体の詳細についてはいずれ公表することにした。

（2）輪状鉄製品については、豊島直博氏（奈良大学）から教示を受けた。

主要引用参考文献

- かみつけの里博物館 2008『力士の考古学 相撲は古墳時代に伝来した』第 17 回特別展図録
金元龍ほか 1974『韓国美術全集』日本語版、第 4 巻
群馬町教育委員会編 1990『保渡田Ⅶ遺跡』
寒川恒夫 1993「相撲の起源と天皇」『相撲の宇宙論』平凡社
塚田良道・新井端「人物埴輪と大陸文化」『考古学ジャーナル』349 号
森貞次郎 1988「角抵源流考」『日本民族・文化の生成』永井昌文教授退官記念論文集刊行会

挿図出典

- 図 1：厚木市教育委員会文化財保護課 2013『厚木市たより』第 9 号、2 頁
図 2：遼寧省博物館編 2006『遼河文明展』111 頁
図 3：三木市教育委員会編『高木古墳群・高木多重土壘 1』三木市文化研究資料第 15 集、66 頁



図 2 スパイク状打撃具を装着した力士埴輪

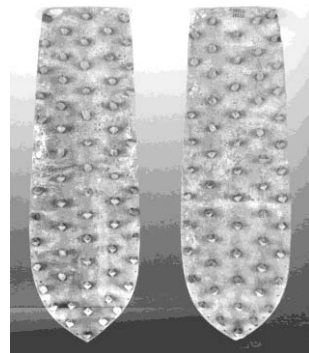


図 1 スパイクをもつ金銅製靴底

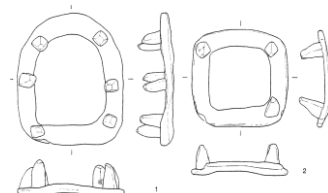


図 3 スパイク状打撃具の可能性のある鉄製品

屋台獅子に関する史的考察
—飯田市の下山獅子舞「若獅子」の発祥に着目して—

松本 彰之（日本体育大学大学院）

キーワード： 屋台獅子，民俗芸能，伝承

はじめに

長野県飯田市では、毎年10月に「南信州獅子舞フェスティバル」が行われている。「南信州獅子舞フェス」と呼ばれ、市民に親しまれているこのイベントは、今年で第9回目となる。このイベントでは、飯田市を含めた南信州地域から多くの団体がそれぞれの地域に伝わる伝統芸能の演技を演じて練り歩く。

それらの中でひととき目を引く団体がある。屋台獅子の団体である。南信州地域では「屋台獅子」と呼ばれる大型獅子舞が受け継がれてきた。大型バスと同じくらいの長い胴体、大人が抱えるほど大きな獅子頭を振りながら勇壮に舞う。幌をまとった獅子の胴体の中には、30～50人ほどの人が入って、大太鼓や笛等お囃子を演奏している。この「屋台獅子は」全国でも南信州にしかないという珍しいものである。

この「南信州獅子舞フェスティバル」は、これまで受け継がれてきた民俗芸能である「屋台獅子」等を伝承するために始められた。本来飯田市には、約350年の歴史を持つ「お練りまつり」が、7年に一度行われてきた。この「お練りまつり」は、外縣・大宮諏訪神社の式年大祭である。大勢の人々が街に出て練り歩くことから「お練りまつり」の名がついたと言われる。古式ゆかしい行列が連なる神輿渡御の神事に始まり、大名行列や東野大獅子に代表される多くの獅子舞や伝統芸能が、飯田市の中心街を郵送に練り歩く。今年は、その式年に当たり2016年（平成28）3月25日から27日の3日間47の団体が参加し、繰り返し演じながら飯田市の各メインストリートを練り歩いた。道端には、ぎっしりと観客が詰めかけ3日間の来場者数は35万人との記録であった。

この「お練りまつり」は、「屋台獅子」という民俗芸能にとっての活性化と深い関連があるといえる。7年に一度のこの祭りの賑わいから、あるヒントを得て、市民のイベントとしての「南信州獅子舞フェスティバル」を企画したと考えられるのである。

I 目的

この「屋台獅子」の団体の中には、（大型バスの大きさの屋台獅子が親獅子であるとするなら、小型バスほどの大きさの屋台獅子が子獅子であろう）親子

で練り歩く団体がいくつか見られた。飯田市鼎の下山地区の子獅子は「若獅子」と呼ばれ、古くから活動しているとのことであった。

本研究では、そもそも飯田市の屋台獅子がどのように生まれたのか、そしてこの「若獅子」はどのように生まれたのか、屋台獅子における大人と子供の関係を考慮しつつ、その発祥に着目して経緯を明らかにしていきたい。

II 方法

- ①屋台獅子に関する先行研究・文献検索
- ②飯田市鼎地区に関する先行研究・文献検索
- ③飯田市鼎地区下山獅子舞に関する先行研究・文献検索
- ④飯田市下山獅子舞「若獅子」に関する先行研究・文献検索及び調査（インタビュー・史料検討）
- ⑤「南信州獅子舞フェスティバル」の実施に関する調査（インタビュー・史料検討）
- ⑥結果考察・まとめ

III 結果

①屋台獅子は、大鳥山瑠璃寺の獅子舞を源流とするといわれる。大鳥山瑠璃寺の寺伝では、寺伝によると、この獅子舞は瑠璃寺の創建された天永3年（1112年）滋賀県坂本の日吉社の獅子舞を伝承して催されてきたとする。当時は2～3人で舞う神楽獅子であり、現在のように大きな屋台獅子になったのは江戸時代とされる。三隅（1986）は、「行動（ぎょうどう）」を中心とした、いわゆる練り獅子の一種と言える。宇天皇の所作は舞楽の舞を手本にしていること、手の使い方・面などから舞楽の型を基本にしている。これらのことから、長い年代にわたって伊那谷に伝わってきたことがいえる。京都から遠いこの地に、舞楽系の獅子舞が残されているのは珍しいことである。舞楽系の舞を正しく伝えている獅子舞は日本で唯一瑠璃寺の獅子舞である」とする。

屋台獅子は、長さ7～10m、幅2m程の大きな木の枠に車輪をつけそれに竹で幌の骨組みをつけ（屋台）、獅子の幌（ほろ）をかぶせ、前に獅子頭をつける。中には大太鼓1、小太鼓2、笛の吹き手約10～15人、頭の舞い手3～5人が入る。

②飯田市鼎地区は、長野県下伊那郡鼎町として存在

した。旧鼎町と飯田市は、市が目指した人口 10 万人都市の実現に向けた動きの中で、1984 年（昭和 59）12 月 1 日に合併した。1875（明治 8）年に山村と名古屋村、一色村が合併して鼎村となって以降、独立を守った 110 年の歴史に幕を下ろした。鼎地区は、下山、東鼎、西鼎、下茶屋、中平、上茶屋、切石、上山、一色、名古屋の 10 地区で構成している。市制 30 周年を迎えた 2014 年、5046 世帯、1 万 3302 人が在住している飯田市のほぼ中央に位置する地区である。このような経緯から、本地域は自治活動が盛んな地区が多くあり、地域の人々は壮年団を中心とする様々な団体の活動に積極的に参加している。

③飯田市鼎地区の中の各地区では、それぞれ特色ある獅子舞の活動を行っている。屋台獅子の幌やハナと呼ばれる尾、獅子頭、お囃子や舞、演出等様々で「自分の地域が一番。」の自負のもと、多くの工夫を凝らしてきた。

そのなかで下山獅子舞は、この鼎地区の中でも中心的な活動を行ってきた。下山獅子舞は、毎年 4 月第 2 土曜日に矢高諏訪神社に奉納される舞である。下山獅子舞の初代獅子頭は、安政 5 年の作といわれている（飯田市美術館所蔵）。現在の獅子頭は、5 代目を数える。また、地区の壮年団活動は、「屋台獅子」の活動の活性化に大きく貢献した。昭和 40 代に若干衰退しつつあったこれらの活動は、市制（合併）直後から特に活発化し、平成元年には「若獅子」が設立された。

④「若獅子」は、舞、笛、太鼓は大人の手を借りず子供たち自ら演技する。『下山の一角親子獅子』として、有名で世界デザイン博にも出演した。本舞は、「シンキンの舞」で独特で勇壮である（シンキンの舞の歌詞については、諸説ある）。囃子は、玉川、松風、呉竹等 6 曲である。現在、小中学生 35 人が所属し、下山区民会館で練習している。屋台獅子は、獅子の首の部分で幌を支えるアーチ状の「カトリ」を操る役、獅子頭の左右で幌の裾をさばく役、獅子頭役の息が合わないと優雅な舞にはならないことから、異年齢間でもチームワークが不可欠となる。「若獅子」が誕生してからすぐに、他の地区でも子獅子の誕生を目指した動きが始まった。数年後には羽場獅子保存会が「子ども育成部」を立ち上げ、さらにはその子供たちを送迎する母親が集まり、「婦人部」が立ち上げられようとしている。

現在、休止中も含めて飯伊地方に 80 団体以上あるとされる獅子舞団体のうち、少なくとも 8 団体以上で子獅子が活躍している。ただし、当初は獅子舞

が神社に奉納される神事であることから、イベントへの参加や子獅子の創設については否定的な意見も少なからずあった。しかし地域の人々が共に活動する中で、相互に信頼し合い理解し合ったということであった。

⑤南信州獅子舞フェスティバルの発祥については、以下のようなものである。1987 年に始まった鼎獅子祭りが 2007 年（平成 19）8 月に第 20 回を迎えることになった。それに先立ち 3 月、鼎の獅子団は海を渡り、台湾ランタンフェスティバルに参加し、台湾の地で屋台獅子を舞い大好評を博した。

その秋、第 20 回を記念して行われた「THE 獅子舞」が、台湾民族鼓舞団「台北慶和館」との交流で成功裡に終了したことがきっかけだったといわれる。鼎地区の 7 基の屋台獅子と台湾獅子との共演に獅子舞熱が盛り上がり、その直後、2010 年（平成 22 年）10 月に全国獅子舞フェスティバル in 伊那谷の開催が決定した。それを踏まえて獅子舞を全国へ、そして世界へ発信することを目指し「南信州獅子舞フェスティバル」を企画準備し毎年の開催へ動き出したのである。

⑥第 9 回「南信州獅子舞フェスティバル」は、2016 年（平成 28）10 月 16 日に実施される。昨年より 1 団体増え 24 団体の参加となる。子どもたちは、この獅子舞フェスに保存会の親子獅子の他、「創作獅子舞コンクール」へ小学校 2 校を含めて 5 団体が出場する。ここではすでに、民俗芸能の伝承が、単なる技の伝承ではなく、創作そのものを含めた伝承となっている。「自分の地区が一番」の自負、誇りは幼少の頃から育まれている。

IV 終わりに

民俗芸能が伝えられるためには、次代に伝承されることが不可欠である。しかし、伝承されることは決して当たり前ではない。伝承されることが難しい場合には、絶えて消滅してしまう民俗芸能もある。

文化的な価値を認め、貴重なものであるとして保存するということは、もちろん民俗芸能を保護するために必要であるが、ただ、それだけを重視しても、伝承の問題は解決しないといえる。「屋台獅子」の活動では、その本来の「獅子舞」の形状を軽視するわけではないが、本来の「獅子舞」のかたちを尊重し活かしながらも、創作の工夫を惜しまなかった地域性が、その DNA を「若獅子」へと伝えて将来に繋いでいると考えられる。

主な文献 1)三隅治雄 芸能の谷・伊那谷 vo.1・4 新葉社（1986）他

体育運動審議会設置の意図
—浜口内閣期における社会政策の方針と人事異動—

尾川 翔大（日本体育大学大学院）

キーワード： 体育運動審議会、浜口内閣、スポーツ政策

はじめに

第1回体育運動審議会は、1930（昭和5）年1月18日、文部大臣官邸において開催されることとなり、そこで文部大臣の諮問事項「體育運動ノ合理的振興方策如何」が附議された。第1回体育運動審議会ではなされた審議は、同年7月8日に開催された第3回体育運動審議会において「體育運動ノ合理的振興方策」として結実した。

これまでになされた体育運動審議会に関する研究は、文部省による社会政策としてのスポーツ政策の意図が問われる傾向があった。しかし、スポーツ政策の意図や体育運動審議会の設置を推し進めた政治的権力を考察するにあたり、それらを文部省の意図や政治的権力のみに還元して理解することは適当ではない。スポーツ政策や体育運動審議会の方向性を決定づけたのは、具体的にいつであり、誰であり、何であったのかを問うにあたり、文部省が何に影響を受けていたのかを見出す必要がある。

体育運動審議会が設置されるおよそ5ヶ月前の1929（昭和4）年7月2日に組閣されたのは、民政党の浜口内閣であった。1920年代における日本の慢性的な不況の中、浜口内閣は『『教化活動』を背景に、金解禁・緊縮財政に踏み切る』のであるが、それは「国民に耐久を強いながら」であった。これを推し進めるために、浜口内閣期の「官僚は、大正デモクラシーの運動主体である『民衆』の要求を包摂し、国家主導で社会改造を行う政策を立案し、その実現を試みる」のであった。つまり、浜口内閣の政策は、金解禁・緊縮財政を中心としてほかの諸政策と連動しながら具体化され、それは官僚によって担われた。また、この時期の政党は官僚人事に介入し、浜口内閣における小橋一太文部大臣は、文部省内の人事を掌握し、他の省の官僚に文部省のポストを与えたり、文部省内のポストの配置替えを実行したりした。それゆえ、浜口内閣下の政策方針や官僚人事は文部省の政策に少なからぬ影響を及ぼしていくのである。

そこで本報告では、浜口内閣が組閣されてからの社会政策の方針と人事異動によって文部省体育課長の役職に就く官僚の行政姿勢を検討することで、体育運動審議会の設置にかかる意図を探ることを目的

とする。

1. 浜口内閣の社会政策下における体育運動審議会の設置

1929（昭和4）年7月2日に組閣された浜口内閣は、7月9日に以下に挙げる10に及ぶ施策方針に関する首相声明を発表した。すなわち、「1. 政治ノ公明」「2. 國民精神ノ作興」「3. 網紀ヲ肅正」「4. 日支ノ外交ヲ刷新」「5. 軍備縮小問題」「6. 財政ニ對シ大整理緊縮」「7. 債額ノ低減」「8. 金輸出ノ解禁」「9. 社會政策ノ確立、國際貸借ノ改善、關稅ノ改正」「10. 教育機能ノ更新、税制ノ整理、義務教育費ノ増額、農漁山村經濟ノ改善、金融制度ノ改善」である。そして浜口は、10大項目が「時弊を匡救し現下の難局を打開する為極めて重要なる政策であります。特に其の内第六項に掲げたる整理緊縮の事は、財界を根本より立直す為に一日を緩ふす可からざる喫緊事である」と述べた。しかし、それは、国民に経済的不安を与えるものであるために、それを下支えする意味で連動し、国民の理解を求めていくことを見据えて「9. 社會政策ノ確立」を具体的に推し進めていくことは必要不可欠であった。具体的に『官報』には、「政府ハ各事項別ニ學識經驗アル少數ノ委員會ヲ設ケ其ノ調査審議ヲ託スル所アラントス。而シテ其ノ調査ハ何レモ六ヶ月ヲ超エザル期間内ニ之ヲ完了セシメムコトヲ期ス」と記されている。体育運動審議会は、学識経験者を含む40名の委員と2名の幹事で構成され、浜口内閣の組閣から約5ヶ月後に設置されている。体育運動審議会は、浜口内閣の社会政策の下で設置されたのである。

2. 浜口内閣期における文部省の教化総動員計画とスポーツ政策

浜口内閣が「6. 財政ニ對シ大整理緊縮」を進めることと連動し、文部省は、社会教育として教化総動員計画を具体化させる役割を付されていくこととなる。教化総動員計画で目指されたことは、「國體觀念を明徴にし、國民精神を作興すること」および「經濟生活の改善を圖り、國力を培養すること」であり、「特に各種教育機關及教化に關係ある民間諸團體並篤志者等の活動を促すこと」である。その趣旨は、小橋文部大臣をはじめとし、下村壽一文部省社

会教育局長、小尾範次文部省社会教育局成人教育課長らも共有するものであった。

スポーツ政策もここに結びつけられていくこととなり、小橋文部大臣は「最モ急務トスル二三ノ事項」として「精神教育ノ擴充」「國民思想ノ善導」「體育ノ獎勵」「教化運動ノ策動」を挙げた。これは、「教育教化に於ける體育の意義か文政の問題として其の重要性を認められた結果に外ならない」のである。文部省が推し進める教化総動員計画はスポーツ政策を包摂し、それは、浜口内閣の「6. 財政ニ對シ一大整理緊縮」と結びついて考えられている。

3. 浜口内閣期における文部省の人事異動と山川建の文部省体育課長就任

1929（昭和4）年7月2日の浜口内閣が組閣されるとともに、文部省では人事異動があった。先に挙げた下村壽一は、このときに文部省社会教育局長に就任し、前述したように教化総動員計画を主導する立場に就いた。しかし、就任から約3ヶ月後の10月9日、下村は突如として文部省社会教育局長の任を解かれた。この人事異動について、評論家の三浦藤作は「政黨の色彩とか熊本閥とか言つたやうなものが、餘りに露骨でいい人物まで文部省から追ひ出してしまつた感のあるのを遺憾に存じます」と述べる。また、教育評論家の爲藤五郎も、「文部省に政黨色が段々濃厚に根付けられて來たこと」、また、「内閣更迭毎に人事異動が行はるるといふ傾向がはつきりと醸されて來た」と述べている。この時期になされた文部省の人事異動は、政党による介入と見なされているのである。

そして、同日10月9日、文部省体育課長は、体育研究所の所長を兼ねる医学博士の北豊吉から山川建に代わった。つまり、「小橋文相次代に及んで、省内の（…略…）一新の諸に就て、先づ體育課長として山川氏が拔擢された」のである。その背景の1つに『アサヒスポーツ』では、北と「吾人とは往々にして個々の問題に對し觀るところを異にした」ことがあり、山川の就任は「將來に及ぼす影響もすくなくないとしなければならない」と記されている。また、『學校衛生』では、体育課長の交代について「小橋文相の深慮を恐らく其の邊にあるを窺ふことが出来る」と述べたうえで「北氏に依つて多年研究、施設し來つた體育衛生の事業に對し、制度としての組織と體系とを整備するの必要に迫られて居る」と指摘された。のちに山川は「體育團體を統制し、それ等優良なる事業を助成し、運動精神の涵養を計り、さらに運動醫學の振興に努力しつつある」と述べて

いる。山川には、これまでの医科学的見地に加えてスポーツ界の組織化が期待されていたのである。

4. 文部省体育課長山川建の行政姿勢と体育運動審議會

1929（昭和4）年10月8日、山川は、文部省体育課長への就任にあたり、「私がかねがね考へている事は體育獎勵などと云ふ問題はいくら役所で聲を大にして叫んだ所で、國民の一人一人に自覺がなければ結局何の効もない事です」と主張した。山川の具体的な行動は、「その頃の體育家と文部省との間柄は恰かも犬と猿との關係であつた（…略…）『これではいかぬ。』さう考へた氏は、機會ある毎に専ら文部省の態度を正しく理解させることに努め（…略…）體育運動審議會として實現」させたと評価されている。

1930（昭和5）年1月18日に第1回體育運動審議會が開催され、42名中41名が出席した。ここになされた議論は、スポーツ団体の関係者の主導により「體育運動ノ合理的振興方策」として可決された。朝日新聞社や東京高等師範学校に勤める佐藤卯吉は、山川の行政姿勢を好意的に評価している。この答申案について山川は「あの案は形式は特別委員會の案となつてゐるが、委員の中には文部省側のものが多數いるので内實は文部省案といつてもいい位である」と述べている。「體育運動ノ合理的振興方策」は、スポーツ団体の関係者に主導権を与えつつ組織化を試みようとする山川の政策的意図の範疇に収められていたのである。

おわりに

浜口内閣が組閣されてから「體育運動ノ合理的振興方策」が可決されるまでの経緯を眺めてみると、浜口内閣が「6. 財政ニ對シ一大整理緊縮」のために小橋をはじめとする文部省が教化総動員計画として各団体の自発性を喚起するなかにおいて、山川を軸として體育運動審議會が設置され、答申案が可決されたのである。つまり、體育運動審議會の設置にかかる意図は、浜口内閣が、國民に経済的不安をもたらす「6. 財政ニ對シ一大整理緊縮」を円滑に進めるためにスポーツ団体の自発性を喚起することで、彼らに理解を求めつつ経済的不安を解消しようとする方向に向けられ、かつまた各スポーツ団体を組織化することで浜口内閣の社会政策の意図に絡めとることであつたと考えられる。また、それを具体的に推進した人物と政策は、浜口内閣の組閣を期と解したうえで、浜口首相による10大項目、小橋文部大臣を中心とした教化総動員計画、山川文部省体育課長による行政姿勢のラインであつたといえよう。

『ドイツ体操』(Deutsche Gymnastik)における動きのゲシュタルトウング(Bewegungsgestaltung)について
 — A. ゼイボルトの「体育におけるゲシュタルトウング(Gestalten)の方法学について」
 を手掛かりにして —

菅 井 京 子

キーワード：体操改革運動、ドイツ体操、動きのゲシュタルトウング(Bewegungsgestaltung)

はじめに

20 世紀の初め頃、ヨーロッパでは体操改革運動が起こった。それまでのシュピース=マウル方式の体操や形式化したスウェーデン体操に対して、あまりに形式的、人為的であり、まるで鋳型にはめられた操り人形のようなものであるという批判が高まり、それに代わる新しい体操が求められた。形骸化した体操に魂(命)を吹き込むことが目指された。この体操改革運動の流れのなかには、新しい体操の諸派の多くの活動があった。そして、1935 年に『ドイツ体操(Deutsche Gymnastik)』¹⁾が公にされ、新しい体操の拠り所となる指導要領が作り上げられた。この『ドイツ体操』に示された「体操の研究領域」の内容は H. メダウ(Hinrich Medau, 1890-1974)の体操を経て、今日まで引き継がれている。

しかし、『ドイツ体操』に示された 5 つの「体操の研究領域」のうち 5 番目に提示された「動きのゲシュタルトウング(Bewegungsgestaltung)」については、体操改革運動の当時から記述も少なく、大変わがりにくいものであった。本研究では、「ゲシュタルトウング」をテーマにして 1967 年にシュトゥットガルトで開催された第 4 回体育専門家会議の報告書のなかから A. ゼイボルトの論文「体育におけるゲシュタルトウング(Gestalten)の方法学について」²⁾に焦点をあて、それを手掛かりにして『ドイツ体操』やその後に引き継がれた体操の研究領域「動きのゲシュタルトウング」の意味を明らかにする。用いる主な資料は、『ドイツ体操』、『新しい体操(Moderne Gymnastik)---メダウの教授法』³⁾、および「体育におけるゲシュタルトウング(Gestalten)の方法学について」である。

I. ドイツ体操の研究領域に掲げられた「動きのゲシュタルトウング」

『ドイツ体操』に提示された「体操の研究領域」の具体的内容は、「動きの基礎修練」、「姿勢修練」、「動きの発展」、「動きと手具」、そして「動きのゲシュタルトウング」の 5 つである。この「動きのゲシュタルトウング」については、『ドイツ体操』ではほとんど説明されていない。ただ暗示的に音楽、詩やダンスとの関係に言及されている。そして、動きの

ゲシュタルトウングの例として数枚の写真が載せられている。

II. H. メダウの体操における研究領域

1967 年に、H. メダウ(Hinrich Medau, 1890-1974)は、S. メダウ(Senta Medau)および J. ホラー=フォン・デア・トレック(Jutta Holler-von der Trenck)とともに『新しい体操---メダウの教授法』を出版し、彼の体操の理論と指導法を明らかにした。彼は次の 3 つを体操の目的としている。健康、よい形態と姿勢、そして、目的に適した洗練された動きである。これを達成するために、教材を次の 4 つの項目にまとめ、体操を体系づけている。

1. からだづくり(Körperbildung)・・・呼吸と姿勢
2. 動きづくり(Bewegungsbildung)・・・基本運動
(歩く、走る、振る、跳ぶ、そして、はざむ)から始めて、その変化、発展、手具を補助として
3. 動きのゲシュタルトウング(Bewegungsgestaltung)・・・基本運動を形態、空間、時間、力動性などの観点から変化、発展させ、組みわせる、フォークダンスや社交ダンスからの一連の運動やモチーフを用いて
4. 運動技能(Bewegungsleistung)・・・成果として

III. 「体育におけるゲシュタルトウング(Gestalten)の方法学(Didaktik und Methodik)について」

1967 年 10 月 4 日～7 日に開催された第 4 回体育専門家会議(IV. Kongress für Leibeserziehung 4.-7. Oktober 1967 in Stuttgart)は「ゲシュタルトウング」をテーマにして行われた。A. ゼイボルト(Annemarie Seybold, 1920-2010)はその会議の 3 日目に「体育におけるゲシュタルトウング(Gestalten)の方法学(Didaktik und Methodik)について」という講演を行った。

彼女は、最初に、理論から実践へのステップの重要性について述べ、これまでこの会議で扱われてきたテーマと比較して、今回のゲシュタルトウングというテーマの実践の難しさについて、次のように述べている。「これまでのテーマ、すなわち遊戯、競争心、技能を私たちは現実知っていた。私たちの体育授業で子どもたちは、遊び、競い合い、何かを成し遂げる。しかし、形作るか(gestalten)どうか、口

にするのも憚られるが、実際は疑わしいと私には思われる。」

先ず、彼女は、ゲシュタルトウングを最も単純な解釈に限定するとして定義し、この概念が体育に導入された経緯と必要性について説明している。また、体育の領域におけるゲシュタルトウングの意味については、この会議の初日の O. F. ボルノーや2日目の O. グルーペの講演を踏まえ、その他、いくつかの文献を引用し、まとめている。

次に、彼女は、体育において、子どもたちに課せられる課題について、次のように述べている。「あるときは、動き自体において形をもたらし、特別な感動に形を与えることが重要になる。これは、主として、体操やダンスにおいて起こる。あるときは、動きとともに測定・比較可能な成果を達成することが重要になる。これは、主として、スポーツや陸上競技、あるいはチームスポーツや遊戯において起こる。また、あるときは、伝承された形において特別な難しさをマスターすることが重要になる。これは、主として、器械運動において起こる。結局のところは、動きにおいて普通でない特別な状況に順応することが重要になる。」そして、「動きをゲシュタルトするために、いずれの領域でも同じ条件を提供するわけではない」として、動きが、伝承された形、客観的に正しいこと、技能効率の経済性によって決定されるような場合は、自由なゲシュタルトウングの余地は非常に少ないか、全く残されていない、「結局、動きにおけるゲシュタルトウングの可能性は、動き自体が提供する自由度に左右される」と述べている。

本研究の関心事である体操について、彼女は、体操に内在する原則を「一連の動き(Auftakt, Akzent und Ausklang)を形作ること」としており、そのゲシュタルトウングのための自由度はかなり高い。そして、「ダンス的運動遊戯、体操的動きのゲシュタルトウングといわれるものは、神話的、創造的な行為では決してなく、ひとつのまとまった全体へと簡単な運動形態を空間的、リズム的に結びつけることで、職人仕事のようなもので、音楽におけるコンポジション練習のように明確な形式上の規則をもった簡単なコンポジション運動である」とも述べている。

体育の授業の状況については、彼女は、課題と授業時間の不釣り合いを指摘し、その是正が必要であることを主張している。また、「ゲシュタルトウング力のためには、跳躍力のためのような何らかの客観的な物差しはない。それどころか、まだ一度も、定められた教育的目標が明文化されたためしがない」

と述べ、それらの必要性をも指摘している。

そして、彼女は、学校での実践例とともに、体育におけるゲシュタルトウングのための物的、人的条件について、なかでも、子どもの発育発達について特に綿密に考察している。就学前の子どもの観察から、彼女は「ゲシュタルトウングの3つの原形」を導き出している。それを「動きを伴う遊戯」とも言い換えている。これらは、就学後、模倣課題、再現課題、体操的・ダンス的運動遊戯として、繰り返されていくという。就学後の子どもの発育発達状況についても、詳しく分析しており、次のように3つの局面を分類している。「第1局面は、1・2年生の素朴なゲシュタルトウングの時期である。第2局面は、動きの急成長と動きの完成の時期で、自由なゲシュタルトウングは後退し、それゆえ完成された個々の動きを組み合わせることに課題が限られるようになる。第3局面は、ゲシュタルトウングに批判的な時期である。この時期には、才能の差があまりに大きくなるので、授業では、極一部の生徒しか、この時期の発達特性による抑制を克服できない。それゆえ、自由なゲシュタルトウングは同好会等の趣味のグループへ追放される。」

さらに、彼女は、練習、遊戯、達成、そしてダンスにおけるゲシュタルトウングの可能性と限界について、学校での実践例を示しながら詳しく論を展開している。

おわりに

A. ゼイボルトは、学校での実践を積み上げ、練習、遊戯、達成、そしてダンスにおけるゲシュタルトウングの可能性と限界について考察を重ねた。そして、ゲシュタルトウングの次元は、既にできあがった体操やダンスの教材で開かれるのではなく、その都度、特別な方法学的な熟慮と措置を必要とするということを示した。

引用・参考文献

- 1) Hilker, F., Deutsche Gymnastik, Bibliographisches Institut: Leipzig, 1935.
- 2) Seybold, A., Zur Didaktik und Methodik des Gestaltens in der Leibeserziehung, In: "Die Gestaltung" IV. Kongress für Leibeserziehung 4.-7. Oktober 1967 in Stuttgart, Verlag Karl Hofmann, 1967, S.57-76.
- 3) Medau, H., Medau, S. und Holler-von der Trenck, J., Moderne Gymnastik---Lehrweise Medau, Pohl-Druckerei und Verlagsanstalt, 1967.

ルールの変更がフィギュアスケート競技に与える影響について

大島 悠 (東海学園大学)

キーワード：フィギュアスケート，ルール変更，採点方法

1. 研究の目的

フィギュアスケート競技のルールは毎年のように変更されている。そして、このルールに則って採点基準や方法も変っていく。ルールの変更はフィギュアスケート競技にどのような影響を与えているのであろうか。これらを明らかにするために本稿では主として、採点基準や採点方法の変化に着目する。

2. フィギュアスケート競技の変遷

「フィギュアスケート」の起源は 17 世紀頃のオランダにあるとされている。庶民はスピードを競うことを楽しむ一方、貴族たちは優雅な滑りを求めて、左右の足で交互に深いカーブを滑走する「ダッチ・ロール(Dutch Roll)」をあみだした。この左右の足で「円という図形を描く」ことが、「Figure Skating」の語源となっている。この出来栄を競うことがやがてフィギュアスケート競技へと発展していく。

氷上を 43 種類の決められた円を描いて滑走するコンパルソリー(Compulsory)の誕生に続いて、19 世紀半ば以降、バレエ教師ジャクソン・ヘインズ(1840-1875)の出現によって音楽に合わせた滑走が盛んになった。1882 年に初めての国際フィギュアスケート競技会が、ウィーンで開催された。この競技会での種目は、23 種類のコンパルソリー・フィギュアと 1 種類のスペシャルフィギュア(コンパルソリー・フィギュアよりもさらに複雑かつ精巧な図形)、4 分間のフリー・スケートイングであった。1892 年国際スケート連盟(International Skating Union)が設立され、このときにコンパルソリー・フィギュアとフリー・スケートイングによって行われるフィギュアスケートの競技規定が正式に確立した。その背景には当時、イギリスでは図形滑走が盛んに行われ、大陸では音楽に合わせた芸術的な滑走が盛んであったとされている。1896 年にはロシアで第 1 回世界選手権がサンクト・ペテルスブルグで開催され、この大会では上の競技規程によって、12 種類のコンパルソリー・フィギュアと、5 分間のフリー・スケートイングが行われた。このようにコンパルソリー・フィギュアは誕生してしばらくの間、競技として競われ、配点区分も大きいものであった。

しかし、フリー・スケートイングに比べると地味な競技であり、観戦者も少ないことから、徐々

に点数全体に占める割合は減っていくことになる。1968 年の第 10 回オリンピックグルノーブル大会までは、全体の得点の 6 割の配分であったが、1972 年札幌大会では 5 割となり、翌年 1973 年にはショート・プログラムが採用された。そして 1990 年 3 月の世界選手権を最後にコンパルソリー・フィギュアは完全に廃止となった。これ以降、フィギュアスケート競技は、ショート・プログラム(SP)とフリー・スケートイング(FS)の 2 種目によって競われるようになり、現在に至っている。コンパルソリーは廃止されたが、その課題でもあったターンやステップは、現在でも高得点を獲得するために必要な課題として指定されていることを付言しておく。

3. ルール～特に採点方法の変更～

1) 「6.0 システム」

1901 年から 2001 年まで約 100 年間に渡り用いられた採点方法である。これは、コンパルソリー・フィギュアの採点方法を元にしたものであった。コンパルソリーの 1 つの課題は左右の足で合計 6 回滑走し、その軌跡が一致していることが求められていた。そして各 1 本 1 点で採点され、最高得点は 6.0 点となった。(後述)

2) 「OBO システム」

2002 年から 2003 年まで用いられた採点方法である。「6.0 システム」と最高得点は変わらないが、最終順位の決め方が異なる。全てのスケーターを 1 対 1(one by one : OBO)で比較する方法である。(後述)

3) 「ISU ジャッジングシステム」

2004 年から現在も用いられている採点方法である。審判団の主観ではなく、客観的かつ詳細な採点を目指し考案された。従来は曖昧だった個々のジャンプ、スピン、ステップの価値(Value)が、明確に数値化された。採点方法の基準は、国際スケート連盟によって「ISU ジャッジングシステム テクニカルパネル ハンドブック」としてルール化されている。細部の変更箇所は「ISU コミュニケーション」として毎年、更新・公開されている。(後述)

4) 「6.0 システム」から「ISU ジャッジングシステム」へ

「6.0 システム」は、各審査員は、SP と FS の技術的側面を各 6.0 満点、プログラム表現を各 6.0 満点で評価し、合計 24.0 満点で採点する。当初は、各種目(SP・FS)の得点に係数を掛けたものを、審査員ごとに合計した。その合計点を席次方

式にて順位に算出し、スケーターの総合順位を決めていた。しかし、この採点方法では始めの SP の得点があるまま最終結果となる傾向が高かった。

そこで、1980-81 シーズンには、各種目(SP・FS)の順位を決め、その順位に係数を乗じたものを合計した。そして、合計が少ないものがより上位となっていた。FS は SP の下位から滑走するが、ここでの問題点は審査員が、滑走順によって順位を操作できたり、オンタイムで公開される自らの点数を、他の審査員と比較しながら操作するなど、正しい評価ができなかった。

そして、2002-03 シーズンからは、「OBO システム」が採用された。ここでの順位決められ方は、得点の合計を単純に比較するのではなく、それぞれの審査員がつけた点数をマトリクス化して(相対評価)決定する。多数の審査員から上位と見なされたスケーターに、勝ち点 2 を与えてその得点の多いものから上位になるような採点方法へと変更された。しかし、2002 年に行われた第 19 回ソルトレイクシティオリンピックにおいて、ペア競技の順位決定時に、審査員の操作によって最終順位を変える不祥事が起きた。このことをきっかけに、2004-05 年シーズンから、「ISU ジャッジングシステム」に変更され、技術点(Technical Element Score)と演技構成点(Program Component Score)の合計で評価されるようになった。

ジャンプでは回転数の判定について、スピン、ステップではその難易度(レベル 1～レベル 4)について「テクニカルスペシャリスト(技術採点員)」が基礎点をつける。それに対して「ジャッジ(演技審判団)」が、技の出来栄(GOE: Grade of Execution)を 7 段階(+3～-3 で評価し、その価値尺度に応じて点数化)で評価し、それらの合計点が技術点となっている。

演技構成点については、スケーティング技術、要素のつなぎ、動作・身のこなし、振り付け・構成、曲の解釈といった 5 つの項目を 10 点満点で採点する。

従来の採点システムでは、審査員は採点しながら順位もつけていたが、この「ISU ジャッジングシステム」は、全ての点数の合計点が高いものが上位に行くため、審査員自身も最後まで順位はわからない。しかし、ここでも当初は様々な問題があった。それは、難易度の高いジャンプへ挑戦し、失敗をした時の減点の大きさである。実際に、2010 年の第 21 回オリンピックバンクーバー大会男子シングルの競技では、4 回転に挑戦せず、演技全体を通してミスなく完璧に滑りきったアメリカの E・ライザチェック選手が金メダルを

獲得した。他方、4 回転に挑戦し 4 回転そのものは着氷したものの、他のジャンプの着地が不安定であったロシアの E・プルシェンコ選手が 2 位、4 回転が回転不足で、着氷も転倒した高橋大輔選手は 3 位であった。トリプルアクセルに挑んだ浅田真央選手も 2 位であった。この問題を解決するために、2010-11 年シーズンでは、高難度のジャンプの基礎点を増加させるとともに、GOE による減点幅を圧縮した。さらに、回転不足のジャンプの減点も軽減された。

4. 演技構成への影響～高難度を求められる競技へ～

採点基準の最も大きな変更は「6.0 システム」から「ISU ジャッジングシステム」変わったことである。「6.0 システム」では、審査員の主観が大きく順位に影響するという難点は持ちつつも、逆にいえば、選手は個々の個性を活かしながら、演技を構成する事ができていた。例えば、ジャンプが得意な選手は、多くのジャンプを演技に組み込み、魅せる事が得意な選手は、踊るパートを多く設けるなどしていた。

一方「ISU ジャッジングシステム」では、選手や指導者は、少しでも多く得点を得るために、ルールに書かれた基礎点の高い技術要素を、演技構成の中に組み込んでいる。したがって、どれも画一化された同じ演技構成になってしまう。そして、いかに難易度の高いものを成功させるか、出来栄のよいものにするかが、上位を目指すためには必須条件となった。

スピンにおいても、「6.0 システム」の時には、ジャンプと比べて指定された個数も点数も少ない分、スピンの「休憩」していた選手も、高得点を獲得するためにスピンの完成度を上げなければならなくなった。そのために、様々な姿勢の変更や維持が必要となった。ステップについても同様である。高難度の条件を満たすためには、大変複雑な技術が必要となり、また多くの身体機能も求められるようになった。

5. まとめと今後の課題

フィギュアスケート競技のルール、採点方法や採点基準は、時代と共に大きく変更されてきた。その変更は、演技構成を画一しつつも難易度を向上させ、競技レベルを高めた。上限を定めない現在の採点方法では、より高度な競技レベルがますます求められていく。このようなフィギュアスケート競技にあって、選手の身体は、常に大きな危機にさらされているともいえる。特に成長段階にあるジュニア選手においては、その問題は深刻である。今後は、ルール変更と選手の身体について調査することを課題としたい。

参考・引用文献は用紙の都合上、当日配布する資料に記載します。

スポーツ資料の収蔵状況に関するアンケート調査とスポーツ資料保管の課題

新名 佐知子（秩父宮記念スポーツ博物館）

キーワード：スポーツ博物館、スポーツ資料保管、

秩父宮記念スポーツ博物館は平成27年度文化庁支援事業「スポーツミュージアム連携・啓発事業」において、全国のスポーツ資料の収蔵状況についてのアンケート調査を行った。『ひすぽ』第94号において、すでにその一部を報告している。国民体育大会、オリンピック、パラリンピックの資料収蔵状況について、図書館および大学（図書館）、あるいは、博物館、美術館、記念館、資料館では、どの大会の資料も偏りなく資料を収蔵している。体育協会、地方自治体、競技施設、競技団体は国体資料が多く、一方パラリンピック資料については、図書館および大学（図書館）以外の機関では、ほとんど収蔵していないというように、機関の属性によって収蔵の偏りがあることを報告した。

本稿では、それぞれの機関が収蔵する資料のうち、自由記述の回答結果をもとに、どのような場所にどのような資料が収蔵されているのかを追跡し、スポーツ資料の保管の課題について整理したい。

1. 調査方法

（1）調査対象

博物館、図書館、大学、スポーツ団体、地方自治体を調査対象とした。対象選定は、公益財団法人日本博物館協会会員館、東京都博物館協議会加入館、日本体育図書館協議会加盟館、スポーツ学科やスポーツに力を入れている大学、スポーツ史学会ホームページ掲載の「全国スポーツ博物館一覧」、公益財団法人日本体育協会加盟団体、公益財団法人日本プロスポーツ協会加盟団体、都道府県のスポーツ振興課などの情報を参照しながら、504箇所を選定しアンケートを送付した。特に、博物館、美術館、記念館、資料館は、スポーツ資料を取り扱うことに特化していない施設も含んでいる。

（2）調査時期

平成27年11月30日から郵送及び電子メールにて順次調査票を送付した。

締切りは同年12月25日とし、301の機関から回答を得た。

●回収結果

配布数：504件／回収数：301件／回収率：59.7%

●スポーツ資料を収蔵する機関の属性

スポーツ資料を「収蔵している」と回答した機関

数は、回収数301件のうち230件で76.4%であった。

その属性は、博物館、美術館、記念館、資料館36%、図書館16%、競技団体11%、体育協会10%、地方自治体8%、競技施設ほか5%、大学（博物館、美術館、記念館、資料館）が5%、大学（図書館）9%であった。ちなみに、博物館、美術館、記念館、資料館の内訳は、スポーツをテーマとする館が37.7%、スポーツ博物館ではない美術館、総合博物館等が49.1%、遊戯やスポーツの民俗資料を取り扱う館が14%であった。

2. どのようなスポーツ資料がどこに収蔵されているのか

国内大会、国際大会、ゆかりのあるスポーツ選手の資料3つについて、自由記述の回答結果をもとに、①地方自治体、②体育協会、③競技団体、④競技施設ほか、⑤図書館、⑥博物館、美術館、記念館、資料館の機関の属性別に、どこにどのような資料が収蔵されているのかを分析し、そのうち特徴のあった結果を報告する。

（1）国内大会に関する資料

自由記述回答が91件あった。

地方自治体および体育協会は、地方自治体が開催した競技大会に関する資料を保管している。

図書館では、全国高校野球に関する収蔵が多い。

競技団体は、それぞれに各競技の全国大会に関する資料を保管している。その中で年代別に全国大会の資料を網羅するような保管をしている競技団体も確認できる。

一方、競技施設ほかは、国内大会に関する資料をほとんど収蔵していない。

また、博物館、美術館、記念館、資料館は、実物資料、文書資料、記録資料のいずれも保管しているところは10施設ある。

以上より、国内大会の資料の収蔵状況については、競技団体と、アメリカンフットボールの殿堂や、スキー博物館など、個別の競技に関する博物館、美術館、記念館、資料館が、それぞれに各競技の全国大会の資料を保管している場合が多い。また、資料種類としては、地方自治体および各地の体育協会が自身の地域で開催した全国高校総体に関する資料や、

「アスリート」に表徴される「社会貢献」について
 ー有森裕子の「自立」という主張を手掛かりにー

石井 克 (北海道大学大学院)

キーワード： 1, アスリート 2, 社会貢献 3, 有森裕子

1. はじめに

現代日本のスポーツ動向に着目すると、スポーツ選手による社会貢献が「アスリート」という用語を使用するかたちで言及されているのが特徴的である。例えば「アスリート」を使用した被災地支援に関する全国一般紙3社の記事数を見ると、1995年の阪神・淡路大震災と2011年の東日本大震災発生後の1ヶ月間の報道では、前者が0件、後者は計39件（読売9、朝日12、毎日18）だった。またそこで「アスリート」は、「プロ・アマ」を問わずスポーツ選手に使用されていた。しかし、「近代スポーツ」を受容した明治期以降の日本における「プロ」「アマ」は、階級区分的な意味合いのもとで位置付けられてきた歴史がある¹。それを踏まえれば、「プロ・アマ」を区別しない現代の「アスリート」の使用は、1990年代からその使用が増加していることを考慮しても、スポーツ選手に対する新たな視座を前提とするものであろう。この新しい視座は、スポーツ選手には社会貢献が不可欠という価値観が含意された、新たなスポーツ選手像と関係していると推測される。

こうした動向を念頭に置いて日本スポーツの歴史を振り返ってみると、1996年に「アマチュア（陸上）」競技において「プロ」的なカテゴリーを作り出したと考えられる、女子マラソン・有森裕子のいわゆる「プロ宣言」²が、スポーツ選手像を変容させる契機になった出来事として位置付けられる。有森はプロランナーへ転向する際、「アスリート」をたびたび使用し、またプロ転向後は社会貢献活動を積極的に行った。ここから、海外では自明なものとなった新たなスポーツ選手像が「アスリート」で表出されていること、この新たなスポーツ選手像が「アスリート」の「社会貢献」が言説化されることと密接に関係しているのではないかといった疑問が生じる。そのため本研究では、「プロ宣言」をはじめとする有森の行動が、その後のスポーツ選手に対する視座を変化させる契機になったのではないかという仮説のもと、新たなスポーツ選手像を表出している「アスリート」という用語の使用を手掛かりに、その変容を明らかにする。

2. 先行研究の整理と検討

日本のスポーツ選手像に着目した研究は、例えばジェンダーの視点からの考察³や、スポーツの商業化という観点から「アスリート」の商品化についての言及がある⁴。また「プロ宣言」に関しては、直接それを対象とした研究はほとんど見当たらずスポーツの商業化に関する研究でわずかに見られる程度である。そうしたなか友添と清水⁵が、引退後の有森との対談時に「アスリート」という用語を使用していること、さらに坂上⁶が「プロ宣言」を日本スポーツ界の「新たな時代を切り開く」分岐点と位置付けていることは本論にも多くの示唆を与えてくれるが、いずれも直接「プロ宣言」を扱ったものではない。

3. 研究の方法

「プロ宣言」に関する報道や有森自身の著書、さらには陸上競技の公文書である『陸上競技ルールブック』における変遷を踏まえて内容分析を行う。

4. 有森の主張に見るスポーツ選手像の特徴

(1) 「企業アマ」から「アスリート」へ

1996年12月26日に起こった「プロ宣言」は、有森が自らの収入を目的にCM出演等を行うため、所属先のリクルートを退社して日本陸上競技者初の「プロ」へと転向した出来事である。そこでは当然、「アマチュア」（企業アマ）であった有森が「プロ」（アスリート）になったことで、従来はアマチュアを前提としていた「陸上競技者」像が変容した可能性を見出せる。さらに、こうした変容の背後には、「アマチュア」という位置付けであった陸上競技に「プロ」的なカテゴリーが生じた事で「陸上（アマチュア）競技のプロ化」ともいうべき事態を推進したことは想像に難しくない。つまり一連の出来事は、単にスポーツ選手の「収入の是非」を巡る問題ではなく、スポーツ選手（アスリート）の社会貢献がなぜ特権的に言及されるようになったのかという理由を内包する事柄であると考えられる。

(2) 「自立」の体現者としての「アスリート」

まず、「プロ化」に関する有森の特徴的な主張を一言でまとめれば、それはスポーツ選手（組織から）の「自立」である。例えば「選手が監督や組織に追従するのではなく、一人の人間として自立し、納得してやっていくにはどうしたらいいか」⁷との主張は、

日本のスポーツ界の現状を問題視する否定的なニュアンスとして読み取れる。さらにそれは「アマチュアって何なのでしょう。レースでプロとしての結果を求められる私たちが、その一方でアマチュアであれと言われてもです」⁸と言うように、選手の問題として言及され、それを克服（つまりは自立）した体現者として、カール・ルイスなどが引き合いに出されるかたちで「アスリート」が使用されている。

（3）陸上競技における「プロ化」

では、有森が「企業アマ」から「アスリート」に転向する際に主張していた「自立」とは、実際に何を意味しているのでしょうか。それは先の「陸上競技のプロ化」ともいえる傾向を踏まえるとより鮮明になる。例えばサッカー競技は、既存のアマ組織と並行するかたちで1993年にプロ「組織」（Jリーグ）を設立し「プロ化」した。しかし、陸上競技では、有森が個人的に「プロ化」したのみで、プロ「組織」（リーグ）は設立されていない。自身も競技以外の商業的活動（CM出演等）を個人の権利として認めてほしいと主張しているのみである。つまり有森が主張する「自立」とは、興行によって採算が見込めるサッカー競技のように組織としての「プロ化」ではなく、採算が見込めない陸上競技の現状を前に競技以外の商業的活動で収入を得るといった選手個人の「プロ化」であった。

5. 陸上競技における「商業的活動」の理念化

以下に「陸上競技のプロ化」とも言える傾向が、実際の競技理念に反映されているのかを、陸上の公文書である『陸上競技ルールブック』の変遷を辿って確認する。なお今回は「プロ宣言」前年の1995年とJOCによる「シンボルアスリート制度」がスタートした2005年を考察の対象とした。

まず、一番の大きな変更点は1995年に多くの使用が見られた「アマチュア」の用語が、2005年には一切使用されていない点である。こうした事態は、2001年に世界陸上競技連盟、翌年には日本陸上競技連盟の英語表記「amateur」が削除されたこととも無関係ではないだろう。具体的にその内容を見ても、2005年の『国際陸上競技連盟憲章』訳の条文では、「広告」や「ビジネス」に対する言及や、「参加資格」の「競技者の支払い」（第6条）など、1995年には見られない記述があった。同様に、『日本陸上競技連盟規則』の「本連盟の登記・登録会員ならびに本連盟の規約のもとで協議する競技者の資格に関する規定」では、「（前略）…商業目的の放送、商品・企業の広告宣伝・広報活動またはイベント出演等の活動

（以下、収入活動という）によって報酬または利益を得ようとするときは、事前に本連盟に届け出なければならない」⁹と「商業的活動」が容認されている。ここに選手個人の「プロ化」を示す新たな視座と、「アマチュア」ではない陸上競技者像が見られる。

6. スポーツ選手と社会の接合

ここまで有森が主張する「自立」を手掛かりとして考察を行ってきた。そこから明らかになった事は、従来、スポーツ選手は「プロ／アマ」を問わず何らかの社会集団（組織・階級）に属することですでに社会的存在であったのに対し、属する集団がなくなると、競技以外の商業的活動で収入を得る必要性が生じ、今度はスポーツ選手自体が社会的存在になることが不可欠になったということである。しかし、こうした集団に属せず競技活動を行う選手形態は、あくまでも経済的観点から見た選手の「在り方」の変化である。つまりこれらを「像」の問題として置き換えると、「競技」で直接収入を得たりスポーツの社会性を体現できないスポーツ選手（引退者も含む）が、「競技」以外の活動でそれを補うという点において社会との接合が見られる。ここに「競技」の意味が拡大した結果、スポーツ選手における「現役／引退」という境界が消滅していることがわかる。

7. まとめ

「スポーツ選手像」の変容に見られる「競技」の意味の拡大は、そこで得た知名度や技能を活用する「アスリート」（引退者を含んだスポーツ選手）が、「セカンドキャリア」を形成するという意味において社会的である。それはすなわち、スポーツと社会の関係性を意識する新たな「像」が顕在化したことの表れであり、それこそがスポーツ選手の社会貢献が「アスリート」のそれとして特権的に語られるようになった理由ではないだろうか。

¹ 関春南『戦後日本のスポーツ政策-その構造と展開』、大修館書店、1997

² 読売新聞「女子マラソンの有森が「プロランナー宣言」」（1996年12月27日：東京朝刊）

³ 掛水通子「わが国における女子スポーツ選手像書に関する歴史的研究」、『東京女子体育大学紀要』33、1998

⁴ 中村敏雄編「トップアスリートという商品」『現代スポーツ評論6』、創文企画、2002

⁵ 中村敏雄編 有森裕子・友添秀則・清水論「座談会 有森裕子さんを迎えて きっかけとしてのスポーツ-マラソンから社会活動へ-」『現代スポーツ評論9』、創文企画、2003

⁶ SAKAUE YASUHIRO「THE END OF AMATEUR HEGEMONY IN JAPANESE SPORT, 1971-2003」, Hitotsubashi Journal of Social Studies 43, 2011

⁷ 有森裕子『わたし革命』、岩波書店、2003

⁸ 『Sports Graphic Number』No421、1997年6月19日

⁹ 日本陸上競技連盟『陸上競技ルールブック』、2005

キーワード： 1, バドミントン 2, 国際競技連盟 3, 第二次世界大戦

はじめに

1934年7月5日、国際バドミントン連盟（以下、IBFとする）が設立された。IBF年次報告によれば、「1939年はIBFが設立されて以来最も活発な活動をした年」とされている。しかし、その後、第二次世界大戦（以下、戦争とする）による影響のためIBFの活動は停滞することになった。

IBFの歴史については、現在の国際競技連盟である世界バドミントン連盟（以下、BWFとする）発行の *International Badminton...the first 75 years*、ディビス（Pat Davis）による *Guinness Book of Badminton* 等に記述がある。しかし、そのいずれにも戦争下の活動に関する言及はみられない。ギラン（Jean-Yves Guillaín）による *Badminton : An Illustrated History* には、「戦争中、バドミントンは特にヨーロッパにおいて人々の心から遠く離れてしまった。」とのみ記されている。その中で、ユーバー（Betty Uber）による *That Badminton Racket* には、戦争下のバドミントン活動の様子を伺うことができる貴重な記述があるが、彼女自身の個人的な体験に留る。このように、これまで戦争下におけるIBFの活動実態については明らかにされていない。

本研究の目的は、当時IBF会長であったトマス卿（G.A. Thomas Bart.）とIBF事務局長であったシェール（H.A.E. Scheele）等により交わされた書簡43通を史料として、戦争下におけるIBFの活動の一端を明らかにすることである。

1. IBFの活動

1) IBFの運営体制

IBFは、会長、副会長6名以内、財務担当からなる執行委員会メンバーとナショナル組織の代表からなる評議委員会により管理・運営された。小委員会も執行委員会によって任命され、設立当初に財務小委員会、トーナメント小委員会が、後に競技規則小委員会（1936/7/1）と国際競技大会小委員会（1938/3/9）が置かれた。加盟団体は、IBFにより全国選手権大会の直轄が認められたナショナル組織とされ、設立時の9カ国から一年に1,2カ国というペースで増加した。また、1935年にはナショナル組

織のない地域の組織・クラブを一次加盟団体（議決権なし）として認めることになった。

年次総会では、議事録確認、役員を選出、会計の承認、執行委員会報告の受理等が行われた。執行委員会による特定の提案については、特別総会（年次総会直後に開催）によって審議された。

2) 戦争前のIBFの主な活動

設立から戦争まで（1934-39年）のIBFの主な活動は、連盟運営を軌道にのせること、執行委員会メンバーや加盟団体からの提案への対処であった。その中で注目すべきことは次の2点である。①競技規則（*Laws of Badminton*）の改訂：カナダからの提案を元に、1939年、競技・試合の流れに添った形に再構成し、一部の規則について解釈を明示するという大幅な修正が行われた。②IBF主催大会である国際競技大会（*International Badminton Championship*：以下、トマス・カップとする）の設立：1939年特別総会で設立が承認され、トマス卿からトロフィーの寄贈がされた。1940年特別総会で大会運営規定（*Regulations for the International Badminton Championship*）が提案されたが、マラヤからゾーン新設の修正提案がだされ、継続審議のまま戦争による影響で会議開催は途切れることになった。

3) 戦争後のIBFの主な活動

戦争の終結により、1945年12月13日に執行委員会が、そして1946年7月3日に6年ぶりとなる年次総会と臨時総会が開催された。この日の臨時総会では、戦争期間中の年会費の取り扱いと、トマス・カップ第一回大会の開催シーズンが承認されている。さらに、1947年7月2日臨時総会で、マラヤから出されたゾーン新設修正提案を反映させた大会運営規定が承認された。そして、1948-49年シーズンに、最初のIBF主催大会となるトマス・カップが、10カ国の参加により開催された。

トマス・カップを開催するためには、大会の設立の承認と大会運営規定の承認が必要であった。IBFの意思決定システムでは、これらの案件は特別総会の承認を得なければならない。また、制度が整うだけでなく、IBF主催の国際競技大会として、相応の

参加チームを確保しなければならない。しかし、戦争による影響で、ほとんどの加盟団体はその活動に制限を受けていた。戦争終了時には大会運営規定は継続審議のままであったことを考えると、1948-49年シーズンの第一回大会は、戦争後「最短」の準備期間により開催にこぎ着けたと言えよう。

2. 戦時下に交わされた書簡

1) 戦時下に交わされた書簡の分類

戦争が始まった1939年9月から、戦後最初の年次総会が行われた1946年7月3日までの間にIBF役員により交わされた書簡43通が、BWFに保管されている。その内34通はIBF役員間のものである（トマス会長とシェール事務局長との間で29通、シェールとマーサー財務担当との間で5通）。また、シェールとIBF役員以外との間で交わされた書簡が9通残されている。

2) IBF役員間で交わされた書簡

書簡の内容は次の通りである。①一般的な業務に関する報告・意見交換が26通にみられた。②トマス・カップに関する報告・意見交換が10通にみられた。③戦争による影響への対応に関する報告・意見交換が25通にみられた。（一通に複数内容あり）

開戦当初のイギリスは穏やかな日々が続いていたこともあり、議事録の送付などの通常業務のやり取りが行われた。1940年になると、年次総会・臨時総会の開催の有無についてのやり取りが始まる。これは、年次総会の開催通知は4ヶ月前に発送することが連盟規約で定められているためである。トマス卿とシェールは、戦争による影響のため組織として機能できない加盟団体への対応を考えると共に、できるだけ早くトマス・カップ大会運営規定を承認したい思惑を持っていた。それは、大会運営規定が決まっていれば、戦争終了後、早い段階で大会開催が可能であると考えたからである。1940年、年次総会は開催されたが、以後年次総会が開催されない期間は執行委員会が非常事態対処権をもつことが決められた。1941年の開催については執行委員会に権限が託されたが、執行委員会すら開催できる状況ではなく、年次総会は開催されなかった。1941年の3通の書簡では、ロンドンでの日常生活すらままならない戦況においてもなお、年会費取り扱いの検討などの業務を遂行していたことがわかる。1942-43年の書簡の存在は確認できないが、1944年後半になると、戦争終結の期待から、戦後の対応についてのやり取りが始まる。

3) シェールがIBF関係者以外と交わした書簡

シェールは、*Times*や*Evening News*に掲載されたバドミントンに関する記事を読み、自ら執筆者に書簡を送っている。その内容は、戦後に全英選手権大会が再開された場合、またトマス・カップが開催された場合に、記事として取り上げるよう依頼するものであった。また、BBC外事部には、連絡不通の加盟団体（デンマーク、ノルウェー等）やその団体に加盟する選手に対して、「戦争による特別措置として年会費が未納であっても加盟は存続している」との情報を流すよう依頼している。更に、戦争終結間近にドイツに駐屯していたアメリカ人選手と、大会参加やアメリカチームを編成するための中心人物についてのやり取りがされている。

シェールは、戦争下において、戦争後の世界的なバドミントン活動の再開とトマス・カップ開催に向けた働きかけを行っていたのである。

おわりに

本研究により、以下のことが明らかになった。

戦争による影響は、IBFの総会開催を困難にし、執行委員会が非常事態対処権をもつという状況に及んだ。その執行委員会も2回の書面決議が行われただけで、1945年12月13日まで開催された記録はない。そのようなIBFの運営状況下において、会長、事務局長、財務担当により、戦争中の対応及び戦後の活動に向けた検討がなされていた。

また、継続審議のまま戦争期に入ったトマス・カップ大会運営規定についても、議論が続けられていた。トマス・カップ開催のためには、制度を整えるだけでなく、参加国の確保が必要であった。事務局長であるシェールは、戦争下においても加盟団体の状況把握につとめ、戦争後に大会開催がスムーズに進むように尽力していた。

引用・参考文献

- 1) IBF Minutes 1934-1948.
- 2) *International Badminton...the first 75 years*, Badminton World Federation, 2009.
- 3) Pat Davis, *Guinness Book of Badminton*, Guinness Superlatives Limited, 1983.
- 4) Jean-Yves Guillaing, *Badminton : An Illustrated History*, Publibook, 2004.
- 5) Betty Uber, *That Badminton Racket*, Hutchinson's Library of Sports and Pastimes, 1949.

指導者としての古橋廣之進に関する一考察
— 聞き取り調査を手掛かりとして —

目黒 拓也 (日本大学大学院)

キーワード： 指導者，人物像，聞き取り調査

1. はじめに

戦後の日本水泳界に彗星のごとく現れ、世界新記録を連発した（日本水泳連盟が国際水泳連盟に復帰する1949年以前の記録は非公認）古橋廣之進（以下、「古橋」）は、敗戦で打ちひしがれた日本国民に勇気と希望を与え、戦後日本の復興のシンボルとなった人物である。古橋は1928年9月16日、静岡県浜名郡雄踏町（現在の浜松市西区雄踏町）に生まれ、小学校4年生から水泳を始める。小学校6年生の時に100メートル・200メートル自由形で学童新記録を出し、「豆魚雷」と評される。その後、勤労動員中の事故により、左手中指の第一関節より先を切断する。1945年に日本大学農学部予科に入学し、1946年に水泳部に入部。その年の日本選手権400メートル自由形に優勝し、翌1947年の日本選手権400メートルで4分38秒4の世界新記録で優勝後、世界新記録を連発する。1949年の全米男子屋外水上選手権では、1500メートル自由形で当時の世界新記録を39秒8短縮する18分19秒0の世界新記録で優勝し、「フジヤマのトビウオ」と評される。1951年、古橋は日本大学法文学部（現在の法学部）を卒業後、大同毛織株式会社（現、株式会社ダイドーリミテッド）に入社、翌1952年のヘルシンキオリンピック400メートル自由形で8位に終わり、現役を引退する。

現役を引退後も、大同毛織株式会社に勤務をしながら水泳をはじめスポーツ関係の活動を続け、1956年のメルボルンオリンピックでは日本水泳チームのマネージャーとして帯同し、現地での日本選手の練習環境作りを行う。1965年には日本水泳連盟（以下、「日水連」）競泳委員会委員長に任命され、前年の東京オリンピックで惨敗した日本競泳陣の再建を任される。1966年に大同毛織株式会社を退職し、日本大学文理学部体育学科（以下、「日大」）に奉職する。その後も、国際水泳連盟副会長、日水連副会長・会長、日本オリンピック委員会会長など、日本だけでなく世界のスポーツ関係団体の要職を歴任し、スポーツの発展に貢献した。

しかし、古橋に関する史料は、古橋が現役選手として活躍をしていた1952年までのものが多く、現

役を引退後の社会人・指導者としての古橋についての先行研究はみられない。古橋は日水連をはじめ多くのスポーツ関係団体の要職を歴任しただけでなく、日大の教員として35年間教壇に立ち、多くの学生を社会に輩出している。競技者としてだけでなく指導者としての古橋に関する研究をすることは、戦後のわが国のスポーツ行政および教育について歴史学的に研究する重要な手掛かりになると考えられる。

そこで、本研究では指導者としての古橋の人物像について、古橋の人柄や指導理念、指導方法を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、日大の教員としての古橋に焦点を当て、2015年5月から2016年3月までに行った聞き取り調査のうち、古橋が顧問を務め、活動の一環として古橋の担当授業であった水泳実技に補助学生として参加したサークル、ライフセーバー研究会（以下、「ライフ」）のOBOGの方13名、古橋と同僚であった日大の元教員の方5名、計18名への聞き取り調査の内容と、古橋の著書『力泳三十年』（文化出版局、1977）、『フジヤマのトビウオ奮戦記—地球ひと周り半—』（ベースボールマガジン社、1986）、『熱き水しぶきに—とびうおの“航跡”』（東京新聞出版局、1986）を比較検討することで、古橋の人柄や指導理念、指導方法を明らかにすることとした。

なお、聞き取り調査は「古橋の人柄について」、「指導者としての古橋について」、「古橋との思い出について」の内容について話をしてもらい、適時質問を行う形式とした。

3. 結果

3-1. 古橋の人柄について

聞き取り調査から得られた見解のうち、対象者全体の中から複数回答があったものとして、「とにかく人の顔と名前をよく覚えていた。記憶力が良い」、「こだわりを持ち、すごい頑固」、「日本国代表という思いを常に持っていた」、「プライベートでの人との付き合いも大事にしていた」、「大食漢」、「頼まれたこと、約束事は必ず守る」、「真面目でいい加減なことが嫌い」、「几帳面」などの見解が得られた。また、ライフのOBOGの方の複数から得られた見解とし

て、「年に一度の集い（ライフ OB 会）に来られないヤツはダメだと、よく言っていた」、「厳しかった」、「外れた人（時間や約束を守らない）には、厳しく対応していた」、「見た目は怖かった」、「一生懸命やれば、一生懸命返してくれた」、「いつも気にかけ、大事にしてくれていた」、「洒落が利いて、優しい」、「麺類が好きだった」などの見解が得られた。さらに、元同僚の方の複数から得られた見解として、「経歴的にも国際人、コミュニケーション能力も高い」、「大同毛織（株式会社）時代の経験から、広い視野を持っていた」などの見解が得られた。古橋は自らの人生観や価値観について、著書の中で、「こり性というか頑固というか、私は一つのことにとりかかると、そのことだけに熱中し、自分の納得のいく一区切りをつけるまでがんばらないと、気がおさまらないのである」、「会社（大同毛織株式会社）では無遅刻無欠勤、これが私のけじめであり、人から陰口をきかれないという私の強がりでもあった」、「（オーストラリアの羊毛学校へ研修留学中）英語はどうしても苦手である。（中略）英語の辞書と首っ引きで夜遅くまでの勉強が続いた」、「私がふくれていると手品なんかして、ごきげんをとって、いつのまにかまるめ込んでしまう茶目っ気もあります（妻、恵子氏の談話）」、「私は新聞の隅から隅まで目を通す。これをしないと一日がはじまった気がしない」などと述べており、聞き取り調査から得られた「頑固」、「真面目」、「厳しさ」、「一生懸命」、「洒落が利き、優しい」、「経歴的にも国際人」などの見解と共通点が見られ、これらのことに関して、古橋が日頃から意識して行動していたことが考えられる。また、著書には述べられていなかったが、「プライベートでの人との付き合いも大事にしていた」、「大食漢」などの見解についても、複数名からの見解であり、古橋の人柄の一つと考えられる。

3-2. 古橋の指導理念、指導方法について

聞き取り調査から得られた見解のうち、対象者全体の中から複数回答があったものとして、「水泳の授業は命に関わることなので、安全管理を徹底していた」、「根性論をよく言っていた」などの見解が得られた。また、ライフの OBOG の方の複数から得られた見解として、「水泳の授業での見本がすごかった」、「水泳の授業での泳ぎの手本は下手、悪い見本をする。オーバーで少し滑稽だった」、「授業（座学）で、1 分でも遅れたら教室に入れてもらえなかった」、「先輩は後輩の面倒を見て、道を作ってやれと言っていた」、「人とのつながりを大切にしろと言っ

ていた」、などの見解が得られた。さらに、元同僚の方の複数から得られた見解として、「4 月はじめに全ての学科スケジュールを出し、必ず出席した」、「日大の仕事をしっかりしていた」などの見解が得られた。古橋は自らの指導に関する価値観および方法について、著書の中で、「私は人間過保護であってはならない、それは自立心を失わせ、結局はその人間を駄目にしてしまうと考えている」、「私は大学で若い学生諸君と一緒に過ごしているが、近ごろの学生たちはどうもだらしないような気がしてならない。はっきりとしたあいさつができないし、人の家の玄関に入ってもオーバーもぬがない。言うなれば礼儀作法が身についていないのである」、「水連の仕事と大学勤務とがうまく両立できるものならば心の負担はずっと軽くなる」、「世界記録を作ったり、オリンピックで優勝したりするためには、もちろん、体力とそれに伴う技術が必要です。しかし、もっと大切なものは精神力です」などと述べており、「根性論」、「礼儀作法」、「仕事の両立」などの見解と共通点が見られ、これらのことに関して、古橋が日頃から意識して行動していたことが考えられる。また、著書に述べられていなかった聞き取り調査による複数見解のうち、古橋の泳ぎの見本に関しては、古橋の経歴からして見本に疑う余地はなく、古橋の人柄で前述したが、「人を大事にする」見解が指導理念においても得られ、古橋がこれらのことについても意識して行動していたと考えられる。

4. おわりに

本研究では指導者としての古橋の人物像について、日大の教員としての古橋の人柄や指導理念、指導方法を明らかにすることを目的とし、ライフの OBOG の方、元同僚の方への聞き取り調査の内容と古橋の著書との比較検討を行った。その結果、古橋の人物像について、厳しさと優しさを持ち、水泳に限らず様々なことに真面目に努力し、信念を持ち、人を大事にすることを大切にし、それらを自ら実践しながら、周りの学生や教員と接し、指導および教育をしていたことが明らかとなった。

<主要参考文献>

- ・古橋廣之進『力泳三十年』、文化出版局、1977。
- ・古橋廣之進『フジヤマのトビウオ奮戦記—地球ひと周り半—』、ベースボールマガジン社、1986。
- ・古橋廣之進『熱き水しぶきに—とびうおの“航跡”』、東京新聞出版局、1986。
- ・小林徳太郎（他編）『水泳人古橋廣之進のあゆみ—文化功労者顕彰を記念して—』、日本水泳連盟、1994。

キーワード：野球，アンダースロー，スポーツ技術史

I はじめに

スポーツ技術史研究の構想を掲げた岸野雄三によれば、スポーツの場合、「ルールは、安全と公平と、それに技術的な進歩にあわせて、ゲームの興味が維持できるよう改善」され、「技術が高度になるにつれて、施設や用具も改良されてくる」という。野球のおもしろさはいかなる技術の発達に支えられ、それは規則改正や施設・用具の改良とどのように関わっているのか。こうした視点から野球史を捉え直すことが本研究の最も大きなテーマである。本研究では、投手の「アンダースロー」の歴史について、規則の改正、施設・用具の改良との関係に着目して考察する。なお、当時の日本野球を牽引したという理由から、戦前の東京六大学野球（以下、六大学野球）、戦後の六大学野球およびプロ野球を考察の範囲とした。

II 研究の方法

まず、六大学野球が始まる 1925 年から 2015 年までに出版された技術書・指導書を精査し、「アンダースロー」に関する記述がみられる 158 冊を資料とした。しかし、「アンダースロー」に関する記述がごく僅かしかみられないことから、野球雑誌を資料に加えた。戦前については、1931 年の『六大学野球全集』のなかで「本邦に於ける権威ある野球雑誌」の一つとして紹介された『野球界』のうち、1925 年以降に発行されたものを加えた。戦後については、1946 年 4 月に刊行され今日まで続く『ベースボールマガジン』を資料とした。なお、2 リーグ分立後のストライクゾーンの相違を調べるため、日本シリーズ開催時期に発行された『週刊ベースボール』を精査した。これらに加え、各大学の野球部史や記録集から「アンダースロー」を用いた投手に関する記述や成績などを整理し、規則および施設・用具とつぎ合わせながら「アンダースロー」の技術発達史を考察した。

III 日本野球における「アンダースロー」の発達史

1. 六大学野球の発足と「アンダースロー」の停滞

(1) ストライクゾーンの縮小および使用球の統一による被安打数・与死四球数の増加

六大学野球の始まりから 3 年後、1928 年の秋から専属審判が設置された。1931 年の『野球規則と疑義の問答』では当時のストライクゾーンについて、「本塁の如何なる部分を通過し、打者の膝より低からず、

肩より高くないもの」とする一方、六大学では「高さは肩のつけ根以下、膝節以上」で、「その中心が塁に喰込んでいなければ、ストライクと見做さない」とあり、厳しく判定されていたことがわかる。

使用球はこの翌年に統一された。既にボールの機械製造が 1925 年頃にはじまり、1926 年にはボールの芯が「ゴムテープ」に変わり、専用の生糸や馬皮が使用されるようになっていた。したがって、使用されていたボールはそれほど劣悪なものではなかった。しかし、1930 年の『新しい野球の実戦と見方』が伝えているように、「各大学各自の使用球が製造する会社で異なり、早大は縫目の細い明大は縫目の荒いのとかその他一定したボールが使用できなかった」という。こうしたなか、専属審判員の設置に続き使用球統一の機運が高まったのであった。

六大学野球が発足する以前、「アンダースロー」は高めに浮き上がるボールと左右の変化に活路を見出していた。これらは、直立姿勢における肩の高さを上限とし、ボールの一部でも通過すればストライクとする高低・左右に広いストライクゾーンを前提としていた。ところが、ストライクゾーンが縮小されると、左右の変化の効果は減退し、使用球の統一も相まって、「アンダースロー」投手の被安打数や四死球数が増加し、その有効性が否定されるようになった。なかでも、立教大学の縄岡修三と辻猛の同一球場における成績の推移を整理すると、1928 年から 1929 年にかけて 1 イニングに与えた四死球の数が、縄岡は 0.33 個から 0.46 個に、辻も 0.23 個から 0.42 個に増えている。被安打数についても、縄岡は 0.67 本から 0.75 本、辻の場合には、1929 年こそ 0.77 本から 0.57 本となり好成績であるものの、1930 年には 1.02 本となり、被安打数が増えていることがわかる。こうして、1930 年の『野球叢書 投手と捕手の巻』に「コントロールが得にくい」とあるように、制球上の欠点が指摘されるようになった。

(2) 高く設定されたマウンドと守備上の欠点

追い打ちをかけたのが、明治神宮外苑野球場（以下、神宮球場）が 1926 年から使用され始め、1932 年から全ての試合で使用するようになったことである。それまでのマウンドは、15 インチという上限が定められていただけで、球場によって高さが異なっ

ていた。それどころか、1921年に立教大学を卒業した島貫信男が回顧しているように、「削って平たんにすることを平気でやって」いる状況にさえあった。

しかし、神宮球場の使用によってマウンドの高さが統一される頃から、前掲した『野球叢書』に「身體の平均を失いやすく（中略）特にバントを守備する上に於いて非常に損」とあるように、姿勢の不安定さが指摘されるようになった。

こうして、「アンダースロー」の有効性が否定され、1930年代半ば以降の六大学では、「アンダースロー」がほとんどみられなくなったのである。

2. 戦後の六大学野球における「アンダースロー」の復活とプロ野球への影響

1946年5月から六大学野球が再開された。戦争で中断していたプロ野球が既に1945年11月に再開していたものの、この頃はまだ、人気、実力ともに六大学野球がプロ野球を凌いでいたといわれている。

この時期の六大学野球における投手を整理すると、「アンダースロー」が復活していることがわかる。なかでも、秋山登（明治1952-1955）や杉浦忠（立教1954-1957）にみられる「スピードボール」を投球する技術の発達は革新的なものであった。

この技術革新の要因を、米国の規則改正に基づき1941年から投手板の後方へ一歩踏み出してから投球することが可能となり1956年のプロ・アマ共通となる『公認野球規則』にも踏襲されたことと、1950年にアマチュアの統一ルールが制定された際にマウンドの高さが15インチに固定されたことに見出せる。これらの規則改正によって、まず「オーバースロー」において重心移動技術が発達した。そして、杉浦が大学時代に「オーバースロー」から「アンダースロー」へ転向していることから、そうした技術が「アンダースロー」に転用されたと考えられる。また、山田久志（阪急1969-1988）が、杉浦忠の「手首の使い方、体の使い方が僕のサンプル」であり、それは「手首を立てて使う」動きであると述べているように、手首のスナップ技術も応用されている。

こうした技術発達によって活躍した「アンダースロー」投手は、卒業後に進んだプロ野球でも好成績を収め、「アンダースロー」がプロ野球でも通用することが示されると、プロ野球人気の高揚も相まって、技術発達の方がプロ野球へと移り変わっていった。

3. 戦後のプロ野球における技術の発達と停滞

（1）パ・リーグにおける高めに甘いストライク判定および使用球の微妙な違いと技術の発達

プロ野球が2リーグに分立した1950年以降の「ア

ンダースロー」投手の在籍およびその成績を整理すると、パ・リーグに「アンダースロー」投手が多く、優秀な成績を収めていることがわかる。

通算284勝をあげた山田が、「インコース高めのレストランが武器だった」と明かしているように、パ・リーグでは「アンダースロー」から高めいっぱいスピードボールを投じる技術が発達している。その要因として、リーグ間のストライクゾーンの違いがあげられる。1950年の2リーグ分立の際、審判部も二つに分かれ、「セのストライクは低めに甘く、パのストライクは高めに甘い」（『週刊ベースボール』1961年11月13日発行）といわれていた。左右の幅は、1963年からボールの半分がコーナーにかからなければストライクと判定しないよう統一されたものの、高低の違いが是正されることはなかったのである。

また、足立光宏（阪急1959-1980）や山田にみられる「シンカー」という変化球の発達にも特筆すべきものがある。山田は、当時は規定範囲のなかでも製造会社によって縫目の高さやボールの大きさが微妙に違っており、「縫い目が高くてやや小さめのボール」の方が「ひっかかりがよくて投げやすい」と明かしている。このことから、使用球の微妙な違いが少なからず変化球発達の一因になったと考えられる。

（2）使用球の均質化、低いマウンドおよびストライクゾーンの縮小・統一による技術の停滞

ところが、足立や山田が活躍した1970年代をピークに、その後は停滞傾向にある。1974年にボールの素材が牛皮に統一され、1980年には厳密な反発基準が新設されるなど、製造会社による使用球の微妙な違いは次第に解消されていった。1988年にマウンドの高さが10インチとなり、重心移動技術によるスピードボールの投球が難しくなると、1989年にはストライクゾーンの上限が「打者の肩の上部とユニフォームのズボンの上部との中間点に引いた水平のライン」に下げられ、高めのスピードボールは見逃せばボールとなった。近年では、2010年における審判部の統一などを通して、ストライク判定の差は解消されつつあり、2015年のプロ野球において「アンダースロー」を用いる投手はごく僅かとなってしまった。

こうしたなか、重心移動の際に「できるだけ同じ形で、移動する時間を長くしたり短くしたり」することで、「前後の緩急」をつける技術が渡辺俊介（千葉2001-2013）によって提唱された。このような技術の発達は、低いマウンドに対応したものであり、今後の技術開発の方向性を示すものであるといえる。

【記述の詳細及び出典は当日の資料に掲載します】

星野 映（早稲田大学大学院）

キーワード： 1, フランス 2, 伝播 3, メトード・カワイシ

1.はじめに

国際柔道連盟(IJF)が編集した *Judo, A Sport and A Way of Life* は柔道が世界的に広がってきた過程を2つの段階で説明している。第1段階は、1882年に嘉納治五郎が講道館を創始してから戦後の1950年ごろまでである。嘉納治五郎や講道館の柔道家による普及活動が、20世紀転換期に日本から渡って軍隊や警察などに取り入れられた柔術と結びついていく段階である。第2段階は、IJFがつくられ、柔道が国際スポーツとして世界的に認識されるようになる1950年代半ばから現代までである。

だが、柔道の世界的な伝播のありようは、他のスポーツと同じく複雑かつ多様である。伝播する際には「文化変容」も起こるし、日本から世界各地へ、戦後はIJFを中心として世界各地へというように、一定方向の伝播では説明することはできない。そのような複雑な伝播を考えるうえでの顕著な例がフランスである。フランスでは1935年に渡仏した川石酒造之助が中心となって考案された「メトード・カワイシ」と呼ばれる独自の柔道指導法により、第二次世界大戦期を経て柔道人口を大きく増やしていた。

戦後に大日本武徳会の解散や学校柔道の禁止など大きな活動を制限された日本が国際柔道界に復帰するのは1952年のIJF加盟である。そうした日本不在の時代に柔道大国として台頭したのがフランスであり、フランスは国内にとどまらず「カワイシ柔道」を海外に普及させようと試みる。

そこで本報告では、第二次世界大戦後からのフランスを起点とした「カワイシ柔道」の伝播を明らかにし、それが1950年代以降のIJFを中心としたさらなる柔道の世界的拡大といかなる関連をしていたのかを明らかにする。

2.フランスにおけるカワイシ柔道

1946年につくられたフランス柔道柔術連盟

(FFJJ)は、川石の弟子たちが幹部に就き、メトード・カワイシを柱として柔道の普及を進めていった。「カワイシ柔道」、「川石式」などと呼ばれるようになったフランスの柔道は、一方で、1951年に講道館からフランスに渡った安部一郎や講道館で修業をしたフランス人柔道家などから批判を受けるようにな

る。「メトード・カワイシ」の講道館とは異なる技術体系やシステムをめぐる、「カワイシ柔道」と「講道館派」は大きく対立した。このフランスにおける柔道をめぐる対立は、IJFの結成によって推し進められる柔道の国際化を背景に、1956年新たな連盟が成立したことによって一応の和解をみせることになる。

3.ヨーロッパにおけるカワイシ柔道

戦前のヨーロッパでは、イギリスやドイツで柔道が盛んにおこなわれていた。嘉納治五郎がヨーロッパを視察した際にはイギリスやドイツの柔道関係者と会合を行うなど、戦前のヨーロッパ柔道界は嘉納や講道館と密接であった。第二次世界大戦後、ドイツでは柔道が禁止され、イギリスを中心にヨーロッパ柔道連盟が再結成されようとしているところに、柔道人口を増大させていたフランスは国外に柔道指導者を派遣し始めていた。

オランダでは、1948年から川石の初期の弟子の1人であり、第1回のフランス選手権保持者でもあるジャン・ド・エルトゥが、週1回の指導者向けの講習会を始めていた。すでに戦前からいくつかの集団が柔道を行っていたオランダにおいて、ド・エルトゥは「メトード・カワイシを実施することで、その状況を整理することだけを行った」と語っている。

ベルギーでは、1948年に道場を開いた指導者たちがド・エルトゥに指導を受けるためにパリに何度も渡っていたが、目立った成果を上げることができず、その後、ド・エルトゥはベルギーに渡って指導を始める。彼はベルギー柔道柔術連盟(AFBJJ)の設立を促し、同連盟の技術指導部長に就いた。ド・エルトゥの活動により、1949年当初に200人だったAFBJJの加盟者数は、ド・エルトゥが技術指導部長を退任する1953年には3000人となっていた。

ルクセンブルク大公国では、1948年11月1日に設立した「エシュ柔道クラブ」が最初の柔道クラブである。ここにはJ・P・ヘム、続いてギ・ペルティエといったフランス人柔道家が指導に渡ってきた。日本の柔道家からも「ルクセンブルクの柔道は、フランス式に傾いている」と評価されていた。

スペインでは、ペルー人のサン・バルトロメーが

柔道指導を行っていたが、広く普及させることはできなかった。このことを知った川石の初期の弟子であるアンリ・ビルンボウムは1950年にバルセロナに渡り、「スペイン柔道柔術アカデミー」を開設した。クラブの落成式には、フランス人柔道家を数名呼び、現地のスポーツ紙が取材に来るなど大々的に演武を行った。ビルンボウムは「すぐにそのクラブでメトード・カワイシを指導し始めた」と語っており、スペインにおける柔道の「基礎をつくった」と評価された。これらのベネルクス3国とスペインにおける「カワイシ柔道」の伝播は、川石の高弟を中心にこれまで不十分であった柔道の技術的・組織的基盤形成した。

4. フランス領におけるカワイシ柔道

当時のフランス領にも川石の教えを受けたフランス人柔道家が渡って指導を行っていた。

1950年の11月時点でフランス領インドシナには複数のクラブがあったことを現地で軍務に就いていたR・ドゥランジュがFFJJに伝えている。1947年にベトナムで創設されたサイゴン柔道クラブでは、川石が指導をしていたフランス柔道クラブ出身のファン・ダン・カオが指導を行っており、ダラットにはビルンボウムの教え子であるペクールが道場を1949年に開いて指導を行っていた。カンボジアのブノンペンではドゥランジュが指導を行った。

北アフリカにもそれぞれクラブがつくられている。アルジェリアでは1947年にFFJJにより派遣されたマルセル・ボノットがアルジェ市営クラブで指導を行ったほか、ビルンボウムの教え子が指導する「外人部隊」柔道クラブなど、複数のクラブが1950年時点で存在していた。カメルーンでは川石の弟子であるブルゴノンが1948年に創設したカメルーン柔道クラブが活動しており、モロッコではモロッコ柔道クラブなどでフランス人柔道家が指導を行っていた。これらフランス領の柔道クラブはFFJJに加盟して活動した。

また、セネガルで1949年10月1日に設立されたダカール柔道クラブはそれ以前には軍人向けに柔道指導されていたものが、市民にも開放されるようになっていくが、先述したインドシナ地域もクラブの多くは軍人によって管理されており、軍への指導から始まるカワイシ柔道の伝播はフランス領における特徴である。

5. オーストラリアにおけるカワイシ柔道

「カワイシ柔道」の海外伝播はこれまで見てきたようなFFJJの意志によるものだけではなかった。

12歳から川石に柔道指導を受けていたアルベール・ピーターは、第二次世界大戦を機に国外へ去り、日本、アメリカを経て、1950年にシドニーへ渡った。そこで1953年まで武術の指導者として雇われ、その後本土を離れて柔道柔術クラブを開いた。柔道指導で世界数十カ国歴訪していた竹内善徳は、オーストラリアの柔道に関して「川石さんのメソッドが浸透」していたと語っている。

6. 講道館柔道の影響とIJF加盟

ベルギーには、1953年にフランスを離れた安部一郎がジャン・ド・エルトゥに代わってAFBJJの技術指導部長に就いた。安部はメトード・カワイシによって行われていたベルギーの柔道を見て、「その指導法は全く幼稚」であり、「フランスに於て繁栄した職業柔道で、技の切り売り」であると批判し、新しく「指導案を確立し、昇段級の規定を作りなどして、全く日本で行われている様なものにした」と語っている。また、オーストラリアの柔道を見た竹内も「極力、講道館柔道を強調」したと述べた。IJFへの日本の加盟やそれに伴う嘉納履正のIJF会長就任などから、1950年代以降は日本人指導者が世界各地に派遣され始める。これにより、講道館とカワイシ柔道との対立が起きるか、あるいはカワイシ柔道の指導者が日本人指導者にとって代わられるようになった。これは、1950年代半ばから1960年代に独立する旧フランス領の諸国でも同様であったが、ここではフランスへの「抵抗」として日本人の指導者を招聘する傾向にあった。

旧フランス領の国々は、独立後にFFJJ傘下の各地域連盟（league）を母体に、それぞれの連盟をつくり、次々にIJFに加盟していくことになる。1952年に17カ国であったIJFの加盟国数は1956年に30カ国、1965年には65カ国と増加していった。独立した旧フランス領諸国のIJF加盟は、柔道がオリンピックスポーツとして確立していく時期に重なっていた。

7. おわりに

FFJJ成立後に始まったフランスからの柔道の伝播は、ヨーロッパ近隣諸国や北アフリカ・インドシナなどのフランス領、さらにオーストラリアにまで及んだ。そこでは、日本人柔道指導者の世界各地に派遣され始めるまでの時期に、技術指導者や組織といった面でその後の国内での柔道の普及基盤が形成された。それらの各国連盟のIJF加盟は柔道がオリンピックスポーツとして世界的に拡大していく最初の段階を形成していた。

幕末における柔術試合の実態：

― 天神真楊流・磯道場記録『他流試合性名控』の分析 ―

中嶋 哲也 (茨城大学教育学部)

キーワード： ルール、技法、講道館柔道

I. 研究目的

これまで柔術・柔道史の先行研究では、明治期に入り嘉納治五郎（以下、「嘉納」と略す）が講道館柔道を創始したことで乱取稽古が盛んになり、それにつれて試合も成立したと考えられてきた。

ところが、天保 10（1839）年 10 月、神田お玉が池にあった天神真楊流柔術の磯道場では門人の岡田縫之助と西鎌太郎が楊心流の嶋田寅之助と試合を行い、岡田が「無勝負」、つまり引分、西が勝利している。この後も様々な流派の柔術家が磯道場の門人と試合を行っている様子が天神真楊流・磯道場の試合記録『他流試合性名控』（以下、『性名控』と略す）に記されている。本研究ではこうした柔術における他流試合及び同流同士の試合を合わせて“柔術試合”と呼びたい。

嘉納が学んだ天神真楊流が柔術試合を頻繁に行っていたとすれば、講道館柔道の試合はその前身を江戸時代の柔術試合にもつことになる。しかし、これまで柔術試合の歴史の実態を正面から扱った研究はみられなかった。

では、天保以後の幕末にはどのような柔術試合が行われていたのだろうか。本研究の目的は江戸時代における柔術試合の実態を『性名控』の分析によって解明することである。

II. 研究方法―『性名控』はどのような史料か―

本研究で扱う『性名控』は、日本武道史を牽引した故渡辺一郎氏が写本した膨大な武道文献から「渡辺一郎先生を偲ぶ会」が選定し編集された『近世武術史研究資料集』（前田印刷、2012 年）に所収されている。管見の限り、渡辺氏が底本とした『性名控』は現在みつかっていない。そのため、渡辺氏の写本は柔術試合の実態を探る上で貴重な根本史料となる。

『性名控』は天保 10（1839）年 10 月から慶応元（1865）年 5 月までのおよそ 26 年間に亘る試合記録である。本研究が着目したのは、①柔術試合の規模、②試合の勝敗の決し方、③使用された技である。①について、『性名控』には対戦相手が仕えた大名旗本の名が記されている。それを『藩史大事典』（雄山閣、1989 年）と突き合わせて対戦相手が属する藩を

特定した。②は『性名控』のみで検討した。③の使用された技は必ず付記されているわけではないが、当時どのような技法が試合で使用されていたのかを知るには有益である。本研究では明治 26（1893）年に作成された『天神真楊流極意教授図解』（吉田千春・磯又衛門共著。以下、『図解』と略す）に図解された技法を『性名控』の決まり手と突き合わせて、幕末の柔術試合で使用された技法について考察した。『図解』では技法の図解に加えて、ひとつひとつの技の始終を丁寧に解説しているため、技法の性質が把握できる。

最後に講道館柔道の乱取・試合が幕末の柔術試合とどのような関係にあるか展望し、稿を閉じたい。

III. 柔術試合の規模

『性名控』に記録された試合は磯道場のもののみならず、磯道場から独り立ちし京都や大阪、下野国などで道場を開いているものの記録も載せている。それらの道場に来訪した流派は 32 藩に所在しており、北は松前藩、南は肥後熊本藩まで日本各地から試合が申し込まれていたことが分かる。

逆に天神真楊流の方から他流の道場へ試合を申し込むケースもみられた。例えば、弘化 3（1846）年 4 月 13 日の記録をみると、「試合先方に参る」とあり、磯道場の門人が起倒流・竹中元之進（以下、「元之進」と略す）の道場へ出向いていることが分かる。ちなみに、元之進の道場には息子の鉄之助がおり、鉄之助の弟子である飯久保恒年は嘉納治五郎の師匠である。その飯久保は万延元（1860）年に磯道場へ門人を派遣し試合させている。嘉納は起倒流についても他流試合に寛容な師匠についていたのである。

IV. 試合の実態

では、どのような試合を行っていたのか。勝敗表の付け方からみてみよう。天保 14（1843）年 8 月 9 日には起倒流・神保佐兵衛の門人とそれぞれ「二番勝」、「三番勝」、「四番勝」、「六番勝」、「七番勝」、「八番勝」、「九番勝」、「十番勝」で勝敗を決している。このように当時は番数（本数で記載される場合もある）が統一されていなかったことが窺える。

また、引き分けで試合終了するケースも多々みられた。引き分けになるのは息切れ、疲労、試合中の痛み（ケガ）によるものであった。実際にどれほどの時間で息切れ・疲労するのかは個々人の体力に依存するわけだが、一例を挙げておきたい。文久 2（1862）年 2 月 3 日に天神真楊流の京都西村道場で行われた他流試合では、流派不明の竹中勇之助（以下、「勇之助」と略す）と西村の「倅」が対戦したが、「半時斗争候へ共勝負付不_レ申、然所先方_ヲ息切候間是迄と相断」りが入っている。勇之助は「三十才余」と付記されているが、体力的に下り坂に入っていたのか「半時」で息切れしたため試合を中断している。勇之助が対戦した「半時」は、江戸時代の「一時」が現在の 2 時間ほどなので、その半分の 1 時間に相当すると考えられる。つまり、柔術試合は長いもので 1 人 1 時間ほどかかっていたと考えられる。一方、一試合の試合時間を定めた様子はみられなかった。

では審判者はついたのであるか。『性名控』には審判を立てた記述はみられず、先の息切れによる試合中断の申入れなどをみると、多くはセルフジャッジだったと考えられる。また、安政 2（1855）年 2 月 10 日に膳所藩の関口流と対戦した愛甲は負けた試合について「押へ付たいゑ手を当、関口流の勝と申候、当流に而は無勝負同様、愛甲無_レ悔_レ之」と述べており、勝敗の決し方に関する申し合わせが流派間で必ずしも上手くいってなかったことが分かる。

ただし、全 73 試合中 4 試合に「拝見」「拝見人」とされる人がみられた。例えば、弘化 3（1846）年 4 月 13 日に起倒流元之進の道場へ磯道場の門人が出向いて試合を挑んだ際に、「楊心流門人拝見」として小林虎蔵と松田林八が駆けつけている。天神真楊流と起倒流の他流試合に両流派と異なる楊心流の門人が拝見人としてその場に來たのは、彼らが中立な立場で両流派の勝敗を判断できるため呼ばれたのではないだろうか。「拝見」がどのような役割だったのかは今後更なる調査が必要だが、審判者だった可能性は十分有り得るだろう。

次に使用された技であるが、本研究で確認できた技は 29 本であった。そのうち『図解』に掲載された技と同定できるものは、8 つしかなかった。また、『図解』にある技は絞め技、関節技、当身技、投げ技が複合している場合が多く、1 つのカテゴリーに分類するのは名称からは極めて難しい。例えば、本研究では『性名控』にある「猿子」は『図解』にある「猿猴附身」であると考えたが、この技はまず立

った相手を絞めつつ、陰囊に蹴りを 4 発いれる絞め技と当身技の複合技である。ただし、名称からそれぞれ「挫」「ひしぎ」「固」と付く技を関節技、「送り襟」「𩶂」と付く場合は絞め技、「押込」を柔道でいう押さえ込みなどと判断した場合、絞め技が 9 つ、関節技が 6 つ、押さえ込みが 1 つ、投げ技が 2 つ、不明 11 がであった。

また、『図解』によれば天神真楊流の流祖磯正足は実戦では当身技を重視したといわれるが、天神真楊流の門人が試合で当身技を使用した様子は『性名控』には記されていない。ただし、先に挙げた関口流の「ひたいゑ手を当」る技を当身技と数えるならば、全部で 30 本の技がみられたことになる。また、「マボロシ」や「ムソウ」といった名称から仕様が判断できず『図解』にも掲載されない技もあった。さらに竹刀で勝敗を決する試合もあり、柔術試合とはいえ武器を扱う試合もあったようである。使用される技の実態については更なる調査が必要である。

V. まとめ

『性名控』から分かったことは、幕末の柔術試合が日本各地の柔術家を繋ぐ広汎なネットワークを形成していたことである。ただし、ルールは統一化されておらず、勝敗の決し方について相互了解がなされなかったり、1 時間試合したのち息切れて引き分けになったりと試合時間も厳密ではなかったことが窺われた。また、使用される技に絞め技や関節技の類が多かったのは、天神真楊流の技術的特性でもあるだろうが、相手に“参った”と宣告させたり、相手を気絶させたりしなければ誰がみても分かる勝利にはならなかったためではないかと考えられる。

また、磯道場や起倒流竹中派が他流試合に精力的だった様子が『性名控』にはみられた。今後、講道館柔道の形成過程を研究するにあたっては、こうした試合に寛容な師匠の下で嘉納が柔術修行を積み重ねていたことを考慮しなければならないだろう。

（引用参考文献）

- ・磯道場編、『他流試合性名控』（渡邊一郎先生を偲ぶ会編、『近世武術史研究資料集』、前田印刷、2012 年、pp319-344. 所収）
- ・吉田千春・磯又衛門、『天神真楊流柔術極意教授図解』、1893 年（渡辺一郎編、『史料明治武道史』、新人物往来社、1971 年、pp.125-180, 所収。）

近世中期の柔術流派における剣術研究に関する一考察
～松代藩関係史料の起倒流伝書を中心に～

菊本 智之（常葉大学）

キーワード： 起倒流，柔術，剣術

1. はじめに

戦闘術、武技、武術が流派として成立してくるのは室町期以降であり、16世紀半ばから17世紀初頭にかけては、近世武芸諸流派の胎生期であるといわれている。この時期以降、天才的な流祖の出現により流派が形成されていくが、大きな戦や戦乱が身近な問題として発生していた時代は、戦場で起こりうるあらゆる場面を想定した実戦本位の戦闘術、武技、武術が積極的に研究され、「兵法」の語によって概括されるなど、長刀、槍、棒、捕縄、柔などの諸芸を包含する総合武術的要素が強く、相互に兼修するのが常であったことは周知の通りである。

しかし、徳川家康が江戸幕府を開き、大坂冬の陣、夏の陣、そして島原の乱が終わると、それ以降は幕末期まで大きな戦はなく、武士階級は行政官としての役割が強くなり、戦の手段であった戦闘術、武技、武術も、武士階級の身に付けるべき素養や嗜みとしての色合いが強くなっていく。技術の理論化とその体系化が進み、一般に近世中期頃の武芸流派はかなり分化、専門化が進んでいたという見方が一般的である。

近世を代表する柔術流派である起倒流の史料として剣術技法の研究が行われていたことを示す史料が松代藩真田家文書の中に確認された。そこで本研究では、近世柔術流派である起倒流において行われた剣術技法研究の内容を通して、近世柔術流派の発展過程の様相について明らかにし、それが流派にどのような影響を与えたのか考察することとする。

2. 起倒流と寺田市右衛門正浄について

今回取り上げた起倒流は、講道館柔道の創設者、嘉納治五郎が専心修行した流派としても知られ、嘉納は自らこれに工夫、考案をして講道館柔道の礎としたとされている。また、起倒流柔術の形を攻防の神髄を示すものとして高く評価し、概ねそのまま講道館「古式の形」として高段者の修得すべき技として教習体系に組み込んでいる。

起倒流については、渡辺一郎編『武道の名著』の中で「起倒流の成立、およびその発展過程については、いまなお研究が浅く、不分明なところが少なく

ない」とされているように、成立、発展過程、流祖についても未だ諸説あり、特定できていない。

現段階で世に知られている史料としては、寛永14年（1637）に柳生宗矩に呈した『起倒流乱目録』、寛永16年（1639）に大塚勝右衛門に渡した『起倒流乱得心之目録』、延宝元年（1672）に鍋島直能に与えた『起倒流乱目録』などがあるが、これらの史料の中で「起倒流」を名乗った茨木専斎俊房が、起倒流の流祖と考えてよさそうである。その成立時期については、寛永19年（1642）に茨木専斎俊房自身が記した『起倒流目録』や柳生十兵衛三厳の『月の抄』の記述から推測できる。茨木専斎が柳生家に身を寄せ、柳生宗矩らと武芸の研究・錬磨を行い、沢庵の教導を受けながら、自ら工夫した理論や体系に対し「起倒流」と名付け一流を立てたという記述が見られることから、起倒流の成立時期は寛永14年（1637）頃と考えられる。

寺田市右衛門正浄は、道統でみれば流祖茨木専斎俊房から数えて4代目にあたり、堀田佐五右衛門頼庸の高弟で、滝野専右衛門遊軒と堀田の弟子の双璧と謳われた人物である。享保2年（1717）正月に「性鏡（二勢中）」の巻を授けられて印可を得、享保7年（1722）正月には「別伝七ヶ条（高上極意、位之巻）」を受けている。

3. 史料について

今回、取り上げた史料は、松代藩真田家文書のうち、真田宝物館所蔵の史料であり、「幸貫公関係起倒流柔道伝書」として管理されているものである。「幸貫公」とは、「寛政の改革」を主導した松平定信の次男の真田幸貫のことであり、自らも「天保の改革」時に老中を務めている。真田幸貫は、父、松平定信より起倒流柔道を学んでおり、生涯その修行が行われたことが明らかとなっているが、その修行にあわせて、その師家筋や高弟から伝書の借り受けや筆写を行うなどして起倒流研究を進めた様子が窺える。今回取り上げた史料も真田幸貫が蒐集、所蔵した書籍の一部である。以下の3点について考察を加える。

- ① 『起倒流組討 太刀 相鐔責之事』
- ② 『兵法組討 極意 心持 全』
- ③ 『富嶋氏意 起倒流組討 心持聞書』

4. 『起倒流組討 太刀 相鐔責之事』

この史料は、目録と伝書の中間的な体裁をとっており、茨木専斎と関係の深かった柳生新陰流の伝書と比較検討がしやすい。太刀数5つが示され、その他は具体的な技法の説明や心持ち、様々な状況による対処法や心得が記されている。

5つの太刀名「車詰」「十太刀」「右旋」「無二剣」「極意」のうち、初めの「車詰」以外は、新陰流流祖の上泉伊勢守秀綱から、柳生石舟斎宗厳、柳生但馬守宗矩へと相伝された新陰流の太刀名であり、柳生新陰流の『兵法家伝書』にも見られる太刀名である。特に「無二剣」の説明に見られる「打にうたれうたれて合する心よし」という表現は、『兵法家伝書』にある「打にうたれよ うたれて勝つ心持の事」という一節と同じ神髓を表現した内容である。

また、太刀名に続いて記されている項目に注目すると、「二星之目付之事」「十字之事」「水月之事」「神妙劔之事」なども柳生新陰流で重視されている項目であり、起倒流と柳生新陰流の剣術技法に関する深い関係が史料によって裏付けられた。

5. 『兵法組討 極意 心持 全』

この史料の末尾には「右者 劔術一流之極意大事也 稽古或ハ勝負昼夜行住坐臥ニ 謹テ工夫アルヘキ者ナリ 寺田正浄写之 印」とあり、寺田正浄がいずれかの剣術伝書を写し、自ら重視するところの技術観や剣術観を示した史料といえる。

「一 主一心之勝」「一 幽霊之心」「一 軽見重打」の3つの項目で構成されており、筆者の管見する限りにおいて、他の剣術流派では見られないユーモラスな表現が見られる。

技法については表面的なものにとらわれず、「心ヲ一ト筋ニ」して「勝事斗ヲ思フヘシ」とその要諦を述べている。また、身命を惜しまず生死に囚われない心境になるには、自分が幽霊の心になる位に至ることが大切であると述べている。さらに、相手を恐れず飲み込むような心境になれば、業ものびて良いとしているが、最後は、勝負でとどめをさすべきであると実践に徹した考えを示しており、これらは、実践武術として極めて重要な極意に通ずる心法を示したものといえよう。

6. 『富嶋氏意 起倒流組討 心持聞書』

剣術を行う上で必要不可欠な技法や心法、心得などについて、道歌などを援用しながら解説した伝書である。書名の通り心持ちや聞き書きであるため、その内容は技法から心法まで多岐にわたっているが、「水月」や「三所ノ目付」「三見」「水月ノ心秘事」、「遠近之事」「風水ノ音 知ルにも可レ通」などは、柳生但馬守宗矩の『兵法家伝書』『玉成集』、柳生十兵衛三厳の『月の抄』などで、度々述べられている内容であり、「三重五重事」「請而分レ 別レ而請ル 習之事」なども明らかに柳生宗矩や柳生十兵衛の兵法を援用したものである。

7. おわりに

今回取り上げた3点の史料のうち、『起倒流組討 太刀 相鐔責之事』の末尾には「右者 富嶋新右衛門之傳也」と記され、『富嶋氏意 起倒流組討 心持聞書』には「右一卷者 近世 富嶋新右衛門ト云人 起倒流乱 指南アリシヨシ 此人 當流系圖ニ不見 傳來不知」と記されている。3点共に寺田正浄の手による写本であるが、内容自体は寺田正浄のオリジナルではなく、寺田正浄より少し前の時代（当時からみて近世）の「起倒流乱」を指南していた富嶋新右衛門の伝であるとしている。その記述から富嶋新右衛門は、茨木専斎俊房が「起倒流」を名乗ってからさほど時代が下らない1600年代半ばから後半にかけて「起倒流乱」を指南した人物と見られ、近世中期にすでに独立武術化が進んだ起倒流柔術では失われていた剣術の技法体系を「起倒流乱」は有していたことが明らかとなった。そして寺田正浄による写本の作成は、自流の中に元来流れていた総合武術的な実戦本位の剣術技法について研究を行おうという意図が窺える。

「起倒流乱」に見られる剣術観は、その成立に大きく関与した柳生新陰流の技法体系がベースとなっていることは明らかであるが、柳生新陰流が実戦武術としての兵法から時代に求められる剣術へと流派を発展させていったのに対して、起倒流乱の剣術技法体系は、寛永期以降の成立にも関わらず、戦時を想定した総合武術的姿勢であった。起倒流が柔術流派として存続発展し、剣術技法の伝が絶えている背景には、これらの武芸観や時代の要請に適応していく姿勢にも影響を受けている可能性が窺われた。

【引用・参考文献】

・西山松之助他校注『近世藝道論』日本思想大系 61、岩波書店、646p、1972 参照

明治初年から昭和 20 年までのスポーツ種目名の推移
カナ書きと直訳語、意識語に注目して

木下秀明（元日本大学）

敵性 芸名 職業野球

注：便宜上、各段落頭に通番

- 1) 文明開化と評される明治初期の欧米文化受容の一部には、競技形式のスポーツが見られる。
- 2) オランダ人漢加斯底爾訳の『体操及戸外遊戯』と『戸内遊戯法』（1879 年）の 2 冊を除けば、100 余の分冊からなる『文部省百科全書』（1873 年～）の翻訳者は、すべて日本人であった。
- 3) 異文化であるスポーツを経験どころか見聞したこともない日本人翻訳者にとって、この 2 冊は到底歯の立たない難物だったのであろう。ファンカステルでさえ、翻訳できずに原語を「かな」書きして注釈を加えねばならなかった。
- 4) 当然ながら、スポーツとくに球技紹介では、日本語訳ができずに原語のカナ書きとなる種目が多かった。
- 5) しかし、やがて、他の分野同様、民衆が馴染みやすい漢字による日本語化へと向かう。
- 6) もちろん、原語のカナ書きのまま日本語に定着して戦争の時代を迎えた種目もある。
- 7) 特異なのは、翻訳紹介よりも早く見聞できた走跳投種目の集会で、異文化ではあっても、最初から日本語で呼ばれた。陸上競技である。
- 8) 水泳は、和洋共通の文化だから、翻訳紹介の必要はなかった。
- 9) ところが、1937 年 7 月の盧溝橋事件から拡大した「支那事変」と称する日中戦争が本格化すると、明治以来のカナ書きによる日本語化の流れは、国民精神総動員運動に始まる非常時によって断ち切れ、直訳語、意識語と並んで定着してきたカナ書きの種目名は、無理な漢字化を避けられなくなる。民間で受容されてきた異文化に、国粋主義の覆いが被せられたのである。
- 10) 戦後は、無理な漢字化は消滅した。そして、戦前に培われてきた異文化定着の土壌の上に、民間受容の新種目がカナ書きで定着するほか、日本製のカナ書き種目までが定着して今日に至る。
- 11) 本発表では、以上を踏まえて、明治以来の主な種目名の推移を整理した表（当日配布）に基づき、明治から日中戦争勃発までの種目名の日本語化と、戦時中のカナ書き種目名の漢字化について概観する。

I. 日中戦争までの種目名の日本語化

- 12) 原語のカナ表記「ベースボール」に始まる野球の場合、直訳の「底球」では珍妙過ぎる。1894 年に、一高野球部の中馬庚は、芝生の庭でプレーする「ローンテニス」を「庭球」、野原でプレーする「ベースボール」を「野球」と意識した。「適宜の語に想到せざる者は仍（スナワチ）原語を用ひ」る立場の中馬が、見れば分かるプレーの場所を念頭に造語したのである。当時の新聞は「野球」に「ベーすぼーる」と振り仮名した。のちに中国では、バットに注目して「棒球」と意識した。
- 13) なお、正岡子規の句に「ベースボール」は見えるが、「野球」は出て来ないのではないか。
- 14) サッカーの場合は、原語のカナ書き「フットボール」に始まるが、紹介当初に蹴鞠を連想した絵師もいた位だから、既存の「蹴鞠」の語を念頭に、鞠とボールの違いだけを意識して「蹴球」と意識した。蹴鞠を識っていたから造語できたのである。のちに中国では「足球」と直訳した。
- 15) ラグビーの場合、カナ書きの「フットボール」と「ラグビー」の両方で始まったが、「ラグビー」が定着した。先行の「蹴球」のような漢字化を試みた形跡はない。
- 16) とともにフットボールであるサッカーとラグビーの両者が新聞記事になり始めると、両者を識別する必要に迫られたのであろうが、「アソシエーションフットボール」「ラグビーフットボール」を「ア式蹴球」「ラ式蹴球」と短く造語した。漢字化や一部の省略で短文化する日本語の特性を反映した訳語である。文字数を減らすことは、紙面に制約のある新聞にとって不可欠であった。
- 17) しかし、さらにアメリカンフットボールが紹介されると、カナ書きの他に、前半は直訳で後半は既成の意識語を組み合わせた「米式蹴球」も造語された。
- 18) 大正デモクラシーと呼ばれる欧米文化受容の時代には、カナ書き、漢字化だけでなく、カナ書きと熟語の組み合わせによる短文化が加わったのである。
- 19) ホッケーの場合は、原語のカナ書き「ホッケー」だけで、漢字化の試みはなかった。ホッケー

が徒（カチ）のゲームだからであろうが、騎馬で鞠を掬って抛り込む「打毬」を連想することはなかった。ホッケーが「杖球」と漢字化されるのは、戦時中である。

20) 陸上競技の場合、中国では track & field を「田径」と直訳した。YMCA の影響であろう。しかし、日本では、陸上での競技はいろいろあるにも拘わらず、走跳投種目を集めて「陸上競技」と呼ぶに至った。その遠因は、1886 年に組織化された東京帝国大学の春の水上（ボートレース）と秋の陸上からなる「運動会」にある。その後、「（陸上）競走」「（陸上）運動」などと呼ばれながら、学生の自尊心が運動の価値を力よりも技に置いたことから、実施場所と教育的理念に基づく「陸上競技」に定着したのであろう。

21) ボートレースの場合は、陸上競技と違って、「水上運動」から「水上競技」は生まれなかった。カナ書きの「ボートレース」の他に、当初から使用具と操法に注目して「漕艇」と意識した。「船」や「舟」でなく「艇」としたのは、和船と異なる速いカッターだったからであろう。

22) 水泳は、日本にも水術があったから、未知の異文化ではなく、原語をカナ書きする必要はなかった。しかし、水術は泳法重視で競泳への関心が低かったから、競泳の時代になると、ボートレースも水上の競技なのに、競泳は「水上競技」と称した。その最初は 1914 年の大日本体育協会主催「第 1 回水上競技大会」であろう。ほかの同協会主催は「陸上競技大会」だけだったから、水泳が陸上と並ぶ 2 大競技であることを主張する意味で、あえて「水上競技」と命名したのであろう。

II. 戦時中のカナ書き種目名の漢字化

23) 1932 年国民精神文化研究所設立、1936 年改正学校体操教授要目中の競技教材名漢字化などに見られる国粹強調の時流は、「米式蹴球」「送球」などの漢字化を出現させた。まだ戦前であった。

24) 戦争の時代直前の 1937 年 5 月に発表された「建国体操」は、大谷武一が武道を有形の日本精神ととらえて考案した体操である。彼は、1937 年 7 月の日中戦争勃発を引金とする国民精神総動員の時局下で、同年 12 月発行『体操』の巻頭言「日本精神は用語から」の冒頭を「我が国の運動競技界も一時から見れば、万事が次第に日本的になり、運動の名称の如きも、漸次日本語に統一されつつあることは、まことに結構」と書き出し、カナ書き種目名の漢字化を提唱した。

25) しかし、これに比較的早く応じたのは、全日本体操連盟傘下のマスゲームだけであった。

26) スポーツ界でのカナ書き廃止・漢字化の先駆となったのは、1940 年 9 月にチーム名の漢字化に踏み切った職業野球の大日本野球連盟であった。その契機は、1939 年 4 月発生 of 天津英国租界封鎖事件（～1940 年 6 月）を報ずる新聞が、同年 7 月に「敵性」排撃を煽ったことで、カナ書きにまで波及した。連盟は、カナ書きチーム名が職業野球攻撃の火種になることを危惧したのであろう。

27) 行政も、敵性語のカナ書き排撃に同調し、映画法に基づく 1940 年 3 月の芸名登録時には、カナ書き芸名が標的にされた。内務省見解も、その一層の強化を期待した。

28) その波及を恐れて過剰に反応したのが、新興の商業娯楽である職業野球で、審判用語以外のカナ書き用語をすべて漢字化した。

29) また、一部の種目でも、カナ書き用語を漢字化した。庭球は敵性排撃の波及を危惧したのであろうが、敵性でないドイツ系のハンドボールまでが漢字化の時流の先棒を担いだ。

30) 1941 年 9 月『アサヒスポーツ』19 (18) 掲載の「スポーツと外来語」は、カナ書き排撃に懐疑的で、外来語の文化的意義を説いている。

31) 1941 年 12 月の対米英開戦後も、戦局有利な段階では、敵性語廃止強化の形跡は見られない。

32) しかし、劣勢となった 1943 年には、行政末端での強権的な指導や、お上に迎合的な民間活動が活発化し、スポーツ界も例外ではなかった。

33) 種目によっては、カナ書き用語も漢字化した。1943 年 3 月に審判用語まで漢字化した職業野球は、その最たる例である。

34) もちろん、カナ書き用語に手を着けなかった種目は多いし、カナ書き種目名を漢字化しなかった種目もあった。

参考文献・典拠

『野球年鑑』（大正 6、7 年度）朝日新聞

『運動年鑑』（大正 8～昭和 18 年度）朝日新聞

『大日本体育協会史』大日本体育協会、1936

『スポーツ八十年史』日本体育協会、1958

『野球五十年』大和球士、1966、時事通信

『スポーツの近代日本史』拙著、1970、杏林書院

『改訂新版野球百年』大和球士、1976、時事通信

『日本プロ野球 50 年史』ベースボールマガジン、1984

読売新聞（ヨミダス歴史館）

朝日新聞（縮刷版、聞蔵）

スポーツ史学会 30 周年記念大会発表抄録集
2016 年 11 月 17 日発行

編集・発行 スポーツ史学会 30 周年記念大会組織委員会
大会会長 有賀郁敏
大会顧問 三井悦子
組織委員会委員長 遠藤保子
組織委員 鷗木千加子、松浪稔、
 相原進、野田章子、林夏木
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
立命館大学産業社会学部 遠藤保子研究室気付
TEL : 075-466-3137 (遠藤研究室直通)

印刷・製本 株式会社田中プリント
〒600-8047
京都市下京区松原通麩屋町東入石不動之町
677 番地の 2

Bulletin of the 30th Memorial Congress
The Japan Society of Sport History
December 2016